

平成23年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月13日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	伊 藤 脩 祠
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	岩 田 勝 之	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	馬 淵 哲 男	教 育 次 長	林 鉄 雄
監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田宮康弘	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 土田裕君の発言を許します。

10番（土田 裕君） 皆さん、おはようございます。

早朝から議会一般質問を傍聴していただきましてありがとうございます。

私個人ですけど、4日前からちょっと風邪を引きまして、言葉が変わってこうでございますので、少し御配慮をお願いしたいと思います。

議長から発言のお許しをいただきましたので、通告どおり2項目について質問させていただきます。議席番号10番、日本共産党、土田裕です。

食育基本法では、国を挙げて食育に取り組む必要性が明確に示され、各都道府県や市町村はそれぞれの食育推進計画を策定するように求められています。そこで1項目めとして、学校給食について、5項目にわたりまして質問させていただきます。

まず1番目として、食育推進と学校給食。二つ目として、地場産物の使用目標。三つ目として、学校給食と食の安全性。四つ目として、冷凍食品・加工食品の課題。最後に、放射線照射食品の対応について質問させていただきます。最後の1項目の質問でございますが、市職員の市会議員立候補活動についてでございます。

以上、詳細は質問席にて行いますので、明確な御答弁をお願いいたします。

まず、学校給食の1番目として、食育推進と学校給食ということで質問させていただきます。

2006年3月に食育推進基本計画が策定されました。基本的な方針7項目、そして食育の推進に当たっての目標値が9項目、数値目標が示されています。子供に望ましい食習慣などを身につけるための学校、家庭、地域社会の連携が必要であります。食に関する指導計画の策定と基本計画をお答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 瑞穂市におきましても、平成22年度に食育推進計画を策定いたしました。これは平成26年度までの5年間の計画ですが、福祉部健康推進課の方が担当いたしております。

学校におきましては、毎年学校ごとに、食に関する指導推進計画を市の食育推進計画策定以前より学校栄養職員、また学校と連携し計画を立てております。学校における栄養指導や食に関する指導も授業の中で行っております。

給食におきましては、献立の作成や給食だよりの作成など、また給食の時間に指導、随時各学校において行っております。一部の学校では授業の一環として、給食に使用する野菜の生産者の方の畑に出向き、苗づけや収穫を行っております。このほか学校や給食センターにおきましても、PTAや保護者会、そういった方の試食会におきましても、食に関する講話をさせていただいております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） ただいま林次長から、22年度に学校推進計画、指導計画として食育の推進基本計画を立てたというような御説明がございました。この推進計画並びに基本計画の中には、保育所並びに学校、地域の社会等とがさまざまな分野において、教育に関する関係者、そして農林水産業、食品関係業者が多数今取り組んでいる状態でございます。今、次長からの御説明でもありましたものも大変参考になることではないかと思っています。

それでは、この食育推進基本計画に沿って、次の質問に移らせていただきます。

今も次長の方からございました。苗つけ等々学校給食における地場の産物の目標というようなもので次に移らせてもらいますが、地場で取り組んでいるという御発言がございました。それに関してもう少し質問させていただきます。

2番目の地場産物の使用目標ということで質問課題があります。

学校給食に、顔が見える、話ができる生産者などの地場産物を使用し、食に関する指導の生きた教材として活用することによって、子供が食材を通じて地域や自然や文化に関して理解が深まります。地場産物の使用の現状、今作付をしているということをお上げしましたが、ほかに何かございましたら、お答えを願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 従前より、柿、ナシ、それとアユの地元の産物を使って給食を行っておりましたが、一昨年より地元の野菜等を使うようにしました。特に今年度からは、市の商工農政課とも連携し、地元のJAの協力によって生産農家の方々の紹介や生産調整を行ってもらい、より多くの食材を取り入れるようになりました。

例を申しますと、現在はタマネギ、白菜、キャベツ、ジャガイモ、大根、カボチャ、ネギ、里芋、ブロッコリー、シメジ、エリンギ、柿ジャムなども使用しております。またイチゴもなかなか農協と調整がつかないんですけれども、来年度から取り入れていきたいと考えておるところでございます。今後、季節的な食材をさらにふやしていきたいと考えておるところでございます。

います。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今、次長の方から地元の野菜を投入しておるといような御発言がございました。この資料を見ますと、これは19年度ですのでちょっと古いかもしれませんが、県が出している岐阜県食育推進基本計画という抜粋資料がございます。その中に地域の伝統的な食文化を理解し、継承することができるという項目の目標値の中に、学校給食における地場産物の使用割合の増加ということで、計画の推進の中に平成16年度では22.7%というような数字が出ています。それで、この19年の調べた中で、17年度は22.9、わずかながら上昇していると。この目標値を計算しますと、21年度は30%以上というような目標がございます。この観点から見ますと、瑞穂市の状況、何%ということではないんですけど、数値にかなっているかということも含めて、再度お聞きしたいと思いますので、どのぐらいの割合を占めているのか。ざっとで結構ですので、お答えをお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 数字的なものはつかんでおりません、申しわけないですが。

こういった地場産物のものを使う、これをまだ始めたばかりでございます。まだまだ県のレベルまでいっていないと感じております。ただ、この瑞穂市におきましては、野菜ですが、家庭用野菜だけで、出荷用の野菜はほとんどつくられていないという状況でありました。こういったところを現在の農協、婦人部等をお願いしてつくっていただいております。

この瑞穂市は柿と米とイチゴが少しとナシですか、こういったものが主要産物で、なかなか野菜類がなかったわけなんです。これから農協とも調整してふやしていきたいと、数字の方も今後何%ぐらい利用しているかということもつかんで、ふやしていきたいと考えているところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） ここで一番重要なことは何かというと、いかに地元の食材を利用することなんです。子供に食材がいつ、どこで、だれが、どのようにつくったのかと伝えることによって、地場産物を使った喜び、また学校給食は生きた教材だといような食育になることだと私は思っているんです。学校給食での地場産物の使用が、今次長の方から野菜がふえてきたという御説明もございました。それが地域の顔が見える食育として、これから教育として期待をして、次の質問に移らせていただきます。

次の3項目めの質問でございますが、学校給食と食の安全性についてということで質問させ

ていただきます。

1998年、遺伝子組み換え産物の輸入が本格的になる中、遺伝子組み換え食品揭示を求めた表示制度ができました。中国産の冷凍ギョーザの農薬混入、そして農薬やカビ毒による汚染された輸入米の食料流通の事件があり、皆さん、報道のように御存じだと思いますが、風化されつつあります。食品の安全への信頼度も薄らぎつつあります。子供たちの命を預かる学校給食の取り組みをお答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 食の安全・安心というのを第一の目標に行っております。また地産地消のもと、食品の選定を行っているということで、まず岐阜県産のものを使う。その次に近隣の県のものを使うということでございます。国内産ということを中心に選定をいたしておりますが、議員が申されました輸入食品も若干あります。どうしても輸入に頼らなければならないという食材もございます。

中国の話が出ましたが、中国産の野菜、加工品につきましては、現在1種類、キクラゲだけです。これだけを使用しておりますが、ほかの野菜については一切使用していないという状況でございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 林次長から地産地消のものを使うということで、また中国の方の食材はキクラゲ一つだというような御報告がございました。

これは大きく幅を広げますと、今世の中で注目になっているT P P（環太平洋パートナーシップ）が含まれているものに考えられると、大変重みを感じなければならない問題だと私は思っています。

今現在、学校給食の質も大変向上しているということをお聞きしています。献立の内容も米飯給食がふえる中、伝統的な和食の献立も取り入れながら、今次長の方から報告がありました野菜も地元のものを使うというような方向も示されています。しかし、今示されている冷凍食品や加工食品の使用もふえているということでありますので、関連して4項目めも同じような質問でありますので、一緒にさせていただきます。

4項目めは、冷凍食品・加工食品の課題についてということで質問させていただきます。

冷凍食品の場合、学校給食の調理の合理化が進み、センター化、調理員のパート職員化、そして民間委託などによって調理コストの切り下げが今求められています。調理部分ができない分だけ手間をかけない、そういう工夫が求められて、その結果、野菜や肉、魚などの手間がかかる生鮮食材よりも、既に調理済みの冷凍食品・加工食品などを使用する傾向がございます。冷凍食品・加工食品、少し次長が述べられたものの中でカット野菜の使用も行われている状況

でございます。今、瑞穂市での現状をお答えください。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 給食センターにおきましては、1日に6,500食の給食をつくらなければならない、それも限られた時間内にということで、どうしても冷凍食品、あるいはカット野菜を使うということになると思います。基本的には、子どもはできる限り手づくりということを念頭に置いてやっておりますが、そういった時間的關係、あるいは議員がおっしゃいますようにコスト的にもカット野菜、あるいは冷凍食品の方がという場合もございます。

その使っております詳細につきましては、まずカット野菜ですが、ゴボウ、ブロッコリー、レンコン、サツマイモ、里芋、カボチャ。あと冷凍食品ですね、野菜では枝豆とコーン、サヤインゲンになります。また冷凍食品ですが、コロケ、ニジマスのフライ、千草焼き、カニ玉、フランクフルト、ステーキハム、シュウマイ、ギョーザ、ハンバーグ、これらにつきまして、現在冷凍食品として使っておる状況でございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 次長の方から、今報告がございました。6,500食もつくるからいろんなもので手間を省かなければならないという状況がございます。また、コロケとかハンバーグなどの冷凍食品も使っているということがございます。いろんな観点から見ましてありますが、問題はここに示されているんですけど、これは学校給食のニュース編集者、牧下圭貴氏が述べているものでございます。

輸入食品や加工食品でも、安全性を確保して生産・製造されたものがほとんどでございます。しかし、輸入食品や加工食品ばかりに依存することは大きな問題があるというふうに示してあります。それは作り手が見えないということなんですね。外国の生産者、食品メーカーは日本の食習慣や消費生活を知らずに生産をしています。国内で生産される加工食品についても、伝統的な加工食品を除けば、原料の生産地や加工工程がわかりにくく、その食品がどのような原料でつくられ、どのように加工されているのか簡単にはわかりません。そのため、生きた食材には向いていませんと、このように述べています。

つけ加えれば、学校給食に限らず、今の日本の食卓は作り手との距離が遠くなり、食卓に届くまでの人の手の数がとても多く、複雑になっています。言葉をかえれば、自分の命をたくさん知らない人に預けることになります。食べる人とつくる人の間が遠くなり、関係性が遮断され、加工や流通工程が複雑になったことによって、食の不安や不振が増大していると述べています。

また、学校給食の食費を払っている。だから、子供に「いただきます」と言わせないでほしいという保護者の方もいると報道されています。このような発想も、食にかかわる人と人、関

係性が薄らいだことが反映しているのではないかと考えています。生産者と消費者の関係性を取り戻さない限り、規制強化を続けても食の不安はぬぐえないと述べています。学校給食の献立や食材の問題は社会全体の食の問題だ。切り離しては考えられないものです。食の信頼性を取り戻す試みについて、このような警鐘を鳴らしているということでございます。

いろんな観点から御質問をしましたが、問題はいかにして給食によって子供の食育に係る勉強をしていただきたいと。これが大きな課題だと私は考えていますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、5番目の、これは通告の中にも給食関係の最後の方の質問にも出していましたが、大変私の勉強不足で申しわけありませんが、放射線の機器の購入はできないかというような質問でございました。消費者行政活性化基金によって、放射線の測定器を購入したらどうだと、ガイガーカウンターですね、できないかというような質問でございましたが、少し意味合いが違いましたので、ここでまずおわびをしておかなければなりません。

いずれにしても、福島原発の事故から食の安全性が注目を浴びています。保護者の方々から大変心配だということでございます。

このような状態で、ついせんだって大垣市の南部学校給食センターに訪問してきました。高田所長が本当に丁寧に御説明されておりました。瑞穂市の教育関係者の方も訪問されてみえるということもございました。その内容も含めて、9月議会でも広瀬武雄議員が若干それについて述べた状況がございます。それを踏まえて質問に移らせていただきます。

簡単に言いますと、食の安全性を守るための放射能の検査器等の購入に向けた来年度の予算もあります。食の安全・安心、保護者の方の安心を守るためにどのような施策が取り入れられるかどうか。お聞きしますと、この予算は400万かったということでございます。その点、教育次長並びに子供を預かる長であります教育長に質問させていただきます。これは購入できるかどうか、今後の進め方をお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 放射能測定器の導入は、議員がおっしゃいますように岐阜市と大垣市が導入をいたしております。ただ、岐阜市につきましては、保健所での購入ということで大気中の濃度をはかる放射能測定器であるということでございます。給食のためということではございません。

それとおっしゃいました大垣市南部給食センターにつきましては、給食食材の残留濃度をはかるという測定器でございますが、私どもも調べさせていただいたら、食材1品目をはかるのに20分程度かかるということでございます。1日に使う食材、その数は二十、三十種類以上使うと思いますので、全部測定というわけにはいきませんので、実用的ではないと私どもは考えております。

そういった中、汚染の疑いのある食材につきましては、一般流通における物資については産地や流通業者によって規制や検査が行われておりまして、安全であると考えております。産地といえますので、そちらのおそれのある産地の食材は使わないということで行っているところでございます。食材の安全・安心という点では、放射能以外も農薬、その他の害になるものの混入といったことも考えられますが、今後、国・県の情報等の収集も注視しながら考えていきたいと思っております。

また、御提案の放射能測定器ですが、購入につきましてですが、空気中の濃度測定器を学校の授業の一環としても使いたいということで学校からも要望がありますので、新年度で購入をしていきたいと考えております。既にこの濃度測定器につきましては、本巢市、北方町も購入をしております。私どももぜひとも購入をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 放射能の測定器、給食とちょっと違いますけど、それを購入する動きがあるというような御報告がございました。いずれにしましても、この食の安全を守るためにどう取り組むかということでございます。

9月議会でこのような答弁、今次長が述べられましたことと、先ほどと同じような答弁がなされています。1食当たり20分ぐらいかかるということで、1日3食ぐらいしかできない。だから、購入の方法は無駄だと、全然足りないということで有効利用がされていないというような実績があるというようなことをおっしゃっています。

いろんなことがあるんですけど、問題は目に見えない放射能を測定するため、ましてやきのうも敦賀原発の火災が起きたということから、放射能漏れはないというような報道がございました。防災協定の中で防災の見直し、そういうような観点から見ますと、岐阜の方も揖斐川町で放射能圏内に入っているというような報告もございました。伊吹おろしに乗れば、大きな災害が拡大するのではないかと。やはり子供の食を預かる行政の皆さんが、どこまで物を考えられるかが問われている時代でございます。いろんな観点から9ヵ月が過ぎ、今復興支援がされていますが、大変おくれていることがあるんじゃないかということを否認しません。

そこで再度お聞きしたいんですけど、このようなものの機器、鉛のような筒がありまして、それをコンピューターに接続し、パソコンですけど、そこで具材を1キロ当たりはかるというようなものでございます。詳しい内容を説明されましたが、私もまだ現場を見ただけでございますので、余りにも知識不足でございますので、それは省かせていただきますが、ネットで調べますと、掛川市もこのような導入をしてきたというようなものはございます。ガイガーカウンターを購入するというような一歩前進したと思っておりますが、やはり食の安全性を守るための家

族の保護者、保護者の安心を守るための施策として、このような施策を取り入れていただきたい。私はそのように思いますけど、教育長、どのような見解をされるかわかりませんが、一回お願いをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 給食センターの提供する食材の安全性という点と、防災にかかわった放射能の測定という二つの内容が重複しているかと思いますが、岐阜市とか本巣市、北方町あたりの簡易の計測器の導入につきましては、それぞれ生活環境課とか総務課とか、市全体を考えた敷地内の放射能汚染の心配がないということを実証するための購入であったと思いますが、給食センターにおける放射能の測定ということにかかわっては、先ほども次長が申しましたとおり、1品目で20分かかるといような内容から、今すぐに食品の安全をその都度測定していくことについては、また検討していきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今月の初めに文部省の小宮山大臣がこう述べています。観点がちょっと違うかもしれませんが、学校給食の食材に含まれる放射性物質濃度については、1キロ当たり40ベクレル以下を目安としていると。ところが、また反面こうも述べているんですね。給食基準を示したものじゃないと。自治体が放射性物質の検査機器の購入する要件として、検出限度を40ベクレル以下に通知したものだ。ただ、食品衛生法の基準値ではないと強調しているんですね。そして、これを文部科学省から12月2日付で各都道府県の教育委員会に対して、学校給食における基準を設定したのではないと、改めて文書で通告したと報道されています。

要するに、この機器を購入するような推進を進めていくための40ベクレルではないということですので、基準値は40であっても定かではないということ、大変あいまいな答弁が今なされている状況でございます。国の方も迷っているということでございますので、今ある機器類を投入しながら、安心・安全を守らなければいけないことが明白だと、私はそう思いますので、教育次長の方から少し前進した答弁がいただけました。しかし、やはりそれではなかなか理解することができませんので、今後の課題だと私は思っています。この質問の最後に、私は全体を含めて学校給食はどうあるべきかということで述べさせていただきます。

食料自給率が低い日本では、今田畑が荒れ、農家は高齢化し、地域社会が崩壊しつつあります。それは日本人が余りにも食をないがしろにし、国産ではなく輸入食品をたくさん食べてきた結果であると。何を食べているのかによって社会は変わり、自然環境も変わります。農薬や化学肥料などに極力頼らず、地域の資源を使って栽培された農産物を食べることによって、地域の農業を守り、食料自給率を引き上げ、生物多様性といった自然環境社会が実現することができるのではないかと、私はそう感じている次第でございますので、安心と安全を守るための

推進と食育に関するものについて述べさせていただきましたが、何とぞ御検討の余地をお願いいたします。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

来年度、市会議員選挙がいよいよリミットになってまいりました。そこで質問をさせていただきます。

5項目がございますが、議長にお願いをしたいんですけど、一挙に5項目列記してよろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） どうぞ。

10番（土田 裕君） 議長の方からお許しをいただきましたので、5項目一緒に質問させていただきます。

市職員の市会議員立候補活動についてということでございます。

市職員が市会議員に立候補する場合、市職員期間中の候補者活動は、どのような制限があるかというようなものでございます。5項目一緒に質問させていただきます。

1項目として、正月の親戚の集まりに、立候補のあいさつをすることはよいのか。2番目として、忘年会の集まりに立候補のあいさつをすることはよいのか。三つ目として、自治会の集まりに立候補のあいさつをすることはよいのか。4番目に、行政と関連の深い団体並びにPTA、老人クラブ、文化協会などの会での立候補のあいさつをすることはよいのか。最後に、立候補のうわさが広がり、市民から立候補するののかという質問を受けたとき、立候補を表明するのはよいのか。以上、5項目にわたりましてお答え願います。

ちなみに、地方公務員法の中に35条と36条がありますので、それを踏まえて御答弁を早瀬総務部長の方からお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、何点か具体的な事例を挙げられての御質問でございますけれども、最初に前提条件としまして、今言われたように地方公務員法による制限、それから公職選挙法による制限という二つの大きな制限があるかと思えます。

御質問の市職員が退職後、立候補する見込みである場合に、当該職員が退職前の在職中の期間における選挙に関する活動についてですけれども、市職員である限り、地方公務員法第36条における政治的行為の制限の規制があります。同規定の第2項においては、職員は、公の選挙または投票において特定の人または事件を支持し、またはこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならないと。その1号には、公の選挙または投票において投票をするように、またはしないように勧誘運動をすることとなっております。

よって、地方公務員法によれば、一般職の地方公務員に政治的行為の禁止が科せられており

ますので、選挙運動はできないということによろしいかと思えます。

次に、公職選挙法による制限でございますけれども、こちらにつきましては、公務員とかどうこうということではなく、皆様にも関係するところだろうと思えます。

公職選挙法の129条によれば、選挙運動は、立候補の届け出が完了した後、選挙期日の前日まででなければ、することができないとされております。基本的には事前運動の禁止とよく言われることでございます。よって、立候補受け付けの告示日の前に、明確に選挙のためとか、投票依頼を目的にして戸別訪問や電話依頼は難しいということになるかと思えます。

この2点を踏まえまして、幾つかの御質問がございましたけれども、市職員という立場である限り、選挙運動ができないことはもちろんですが、公職選挙法によれば、何人も選挙の告示日前において、選挙のための事前運動はできないということになります。よって、立候補のあいさつとか、立候補の表明等というのがどのような目的で行われるかは不明確ではございますけれども、投票の依頼や次回の選挙のためという明確な選挙を目的とした場合は、選挙運動の事前活動として制限されると考えております。よって、各種会議や集まりの中で、明確な選挙を目的にした意思表示をするのは差し控えるべきではないかと思っております。一方では、事前運動ということについては、選挙運動のための準備行為、これは一部できると思えます。特に選挙運動のための運動員や出納責任者を雇うための内交渉、選挙事務所の借り入れのための内交渉、選挙運動用看板等の作成などがございます。

つまり、選挙運動を行うための下準備であれば、一定の活動は事前に認められるものであります。もちろんこれについても運動のための下準備が目的でありまして、当該下準備の活動の状況が明らかに選挙のための売名を目的としているとか、選挙のための集票活動であるなどという本来の目的と異なるものであれば、認められないということでございます。

また、自治会や有権者の集会などで、集まった人が全く白紙の状態から、相談の上で推薦者を決定するような行為も選挙の準備行為としてはあり得ることかなあと思えます。

お正月の親戚の集まりで、立候補の可否などについて話題を出すことはできると思えますけれども、立候補のあいさつとして投票依頼を行うことはできないですし、特にそこに選挙権のある人がいた場合は違反になろうかと思えます。

御質問については、公職選挙法による事前運動の禁止に加えて、公務員の政治的行為の制限がありますので、在職中については市民を初めとする選挙人の方々の誤解を招かぬよう、細心の注意を払い、行動をする必要があるかと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今、早瀬部長の方から地方公務員法、選挙法を含めて御説明がございました。この項目の中で、準備期間運動などは構わないんじゃないかというようなものがござ

いました。それを一回踏まえて、再度質問をさせていただきますが、この5番目の内容でございますが、立候補のうわさが広がり、市民から立候補をするのかというような質問を受けたときに、立候補をするぞというようなことがございました。そういう場合は準備運動なのか、これは事前行為の中であるのかどうかということを含めるとどちらに該当するのでしょうか。それと一緒に、事前運動の内容等、もう少し詳しく説明をお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 立候補のうわさが広がり、市民から立候補をするのかと受けた場合の対応ということでございましょうけれども、その時点で立候補をすると言えば、それはちょっと問題があるかと思しますので、そうした表明は避けるべきではないかと思っております。あくまでも選挙の準備ということで御理解いただきたいと思えます。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） ならば、こういう例を出させていただきます。

いろんなイベントとか並びにいろんなところで会に出ているということで、おれは立候補するんだということで、自治会長並びに区長さんと会ったときはお礼をすると、向こうから、おまえ、立候補するんかというようなこともありましたけれど、その場合の罰則規定等はどうなっていますか、お聞きしたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 基本的には選挙の投票の依頼ということになって選挙運動になりますので、それは違反ということになるかと思えます。あくまでも白紙の状態での行為であれば、それは準備行為という形になるかと思えますが、罰則となりますと、基本的にはその状況にもよると思えますけれども、最初の状況であれば注意ぐらいで終わってしまうかもわからんですけれども、状況によります。

〔10番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 土田裕君。

10番（土田 裕君） 今の答弁だと玉虫色の発言でございます。いわゆる準備期間にみなのか、職員の立候補のうわさをされる、こういう状態がどうあるべきか問うているところでございますので、なかなか早瀬部長も胸の痛い話でございますが、ここを本当は明確にして、どうあるべきかということを考えなければならない事態だと思っております。

いずれにしても、公務員また地方公務員法、並びに公職選挙法の中のものは大変重要でございます。私が思うにはいろんな施策、来年度3月には予算編成が入ってきます。今度新しい4月には選挙もございまして、いかにこの瑞穂市を思って、どう施策を市民に訴えていくかどうか、こういうものもございまして、そこが一番問題で、市会議員の品位を問われるんじゃない

いかということでございます。

昨日いろんな代表質問でありました中でも、皆さんが要望提案をされていることがございました。それをああでこうでということはございませんが、やはり市民の立場からどう訴えるかが、市会議員の努めじゃないかと私はそう思っています。ここに見える市会議員の方々もそう願っているものでございます。

ここで皆さんが言っている予算計上をすると大変重い、税収入が厳しい中、どうやりくりするか、執行部の皆さんが取り入れていただける。これが今後の来年度に向けたものでございますので、ここを重くとらえながら、市民の皆さんがどう選択するのか、私は考えていかなければならないことだと思っています。

長時間でございましたが、朝からちょっと体調が悪くて、まだ質問はございますが、このあたりで質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 10番 土田裕君の質問を終わります。

続きまして、18番 若園五朗君の発言を許します。

18番（若園五朗君） ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、個人一般質問を行います。通告の内容に沿って行います。

一つ、小・中学校のトイレの洋式化の整備について、2．通学路の安全対策について、3．牛牧団地北、道路改良用地取得（坪26万7,000円）について、平成24年度の予算編成について。

質問においては質問席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問内容につきましては、1番、小・中学校のトイレの洋式化の整備計画についてでございます。昨日小寺議員、若井議員、森議員と重複するところがあると思いますが、執行部もその分を除いて回答をよろしくお願いいたします。

小・中学校のトイレの洋式化につきましては、平成22年3月定例会にも質問をさせていただきました。その後、進捗状況はどのようになったのかお尋ねします。今回は小・中学校ですが、保育所についてはすべて終了していると確認しております。保育所の洋式化の整備は全部終わっていると聞いていますので、ありがとうございました。

合併以後、小・中学校の整備は穂積小学校、穂積中学校、巢南中学校、本田小学校は終了したと確認しておりますが、穂積北中、牛牧小、生津小、西小、中小学校、南小学校についてのトイレの整備状況・計画についてお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） トイレの洋式化についてであります。議員の御質問の中にもありますように、小学校におきましては本田小学校、今年度全トイレをドライシステムの洋式化をいたしました。穂積小学校におきましても、17年度の大規模改修のときにすべて洋式化をいたしております。それから穂積中学校、巢南中学校につきましては、増築、それと改修にあわせ

ましてすべて洋式化をしました。残る穂積北中学校につきましては、近い将来大規模改修を計画いたしておりますので、その時点で行いたいと思っております。

御質問にありました他の小学校につきましては、本年度、施設整備調査業務を行っておりますが、この中にもトイレの洋式化を盛り込むように指示をいたしております。小学校におきましては、改修時、もちろん順次、できれば今年度本田小学校が行いましたように、毎年1校ずつは改修予算を確保していきたいと考えております。

なお、議員がおっしゃいますとおり、保育所につきましてはすべて洋式化を終えておりますが、園の希望によりまして和式も若干残しております。各園とも一つ、二つと残しております。すべてというわけではございません。ただ、改修を行ったという、すべて完了しているということでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

18番（若園五郎君） 公立学校施設の老朽化状況、小・中学校は全国では1万6,105校あるうち、全体で70%が25年以上の建物であると確認しております。その中でトイレの整備をするために補助金があると思いますが、文部科学省の公立学校の義務教育諸学校等施設整備補助金の中に、教育環境の質的な向上を図る整備として、先ほど教育次長が言われました大規模改修には四つございます。補強補助金、老朽化補助金、空調補助金、教育内容補助金、大規模改修で四つが大きいです。あともう一つは、太陽光発電の補助が五つございます。

その大規模改修の中で、別枠で学校トイレの改修に係る補助として、トイレ改修に伴う場合、工事費が400万以上2億円以内で国から3分の1の補助があるということは、今言っている大規模改修の中の学校トイレの改修補助が単独でもできるということがあるんですが、この補助金は、今大規模改修でやるよと言われましたんですけども、そういう文部科学省の補助金があるということについての認識はどうか、確認したいと思えます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 確かに大規模改修とか、いろんな施設改修の補助がございましたが、今年度から耐震に伴うものについてしか補助対象とならないと。今回巢南中学校も旧校舎の改修を行いましたが、これも補助対象にならないと、これからすべて耐震扱いということで変わってきました。私どもも有利な補助金があれば使っていきたいと考えております。その辺よく調査をして行っていきたいと考えておりますが、今現在はそういう状況でございます。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五郎君。

18番（若園五郎君） 今後も小・中学校の年々1校のトイレ整備、あるいは大規模改修とい

う中のそういう補助金があることでございますので、トイレの臭い、汚い、あるいは狭い、暗いというのを改善し、明るい、使いやすい学校にすれば、保護者、あるいは児童・生徒も喜ぶということでございますので、今後とも予算の範囲内で努力していただくことをお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問、本年度の児童・生徒の交通事故状況は、少しでも交通事故を軽減する体制としたいわけでございますけれども、通学路の安全対策の今後の取り組みについてお尋ねします。

平成22年9月定例会に一般質問、交通安全対策について質問しました。その後、交通安全対策についても積極的に取り組んでいただいております。交通安全指導員も本年度から1名増、あるいはカラー舗装、あるいは信号機の増設などを実施していただいておりますが、11月1日から20日まで年末の交通安全県民運動も始まっております。そうした中で、本年度の児童・生徒の交通事故状況ですけれども、教育長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） お尋ねの今年度の児童・生徒の交通事故ということにつきましては、瑞穂市内児童・生徒の交通事故は今年度14件発生をしております。昨年度は1年間で15件、およそそのような数字で動いております。

この14件、それから昨年度の15件を足して、この29件の内訳でございますが、全体の3分の1が登下校時、それから全体の3分の2が下校後、もしくは休日、長期休業中の事故ということになっております。自転車使用中の事故が全体の72%、飛び出しによる事故が全体の62%ということになっております。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 都市整備部長にお伺いしたいんですが、児童・生徒の通学安全対策として、カラー舗装、あるいは防護さく等、あるいは道路の穴ぼこ等の整備を現在行っていますけれども、今言っている通学路の安全対策について、具体的に都市整備部としてどのような対策をとってみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘の通学路の安全対策の件でございますが、都市整備部としましては、幹線道路整備にあわせて歩車道の整備を進めております。地元区長と協議し、御協力を得ながら歩道整備を少しでも推進していきたいというふうに考えております。

通学路の安全対策としましては、今議会でも予算計上させていただきましたが、歩道の整備がなされていない主要通学路につきましては、自動車の運転手に少しでも通行区分を明確にするという目的のもと、安全対策につながるという認識のもと、カラー舗装も実施したいというふうに考えておりますし、特に夜間、これから夕暮れどきですね。街路灯の整備を行って、通

学路を優先的に整備を行っているというような状況でございます。その他防護さくと、それから先ほどありましたように、信号機の設置等によって少しでも安全対策を図っていきいたいというふうに考えておりますし、昨日もお話がありましたように、ことしの11月に事故がありました。こういうところについてもカラー舗装、また歩道の整備についても推進をしていきいたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 総務部長にお伺いいたしますが、少しでも交通事故を軽減する対策として今後の取り組み、そして通学路の特定の時間帯の車両規制等、いろいろと今回の事故のところもそうですけれども、地元あるいはその周辺の自治会等と御相談された段階で、ある程度の交通規制も一つの手段かと思いますが、今言っている瑞穂市の特定時間帯の車両規制はどのようになっているか、その1点、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは通学路の時間規制について、まず御説明をしたいと思います。

現在市内では、穂積小学校の南側、市民センターの西側、本田小学校の東側、そして只越地内、西小の唐栗地内にあります。時間規制は次のような条件を満たす必要があるということでございます。

まず、通学路であること、周辺の住民の同意、ある程度の児童数があること、交通量、そして迂回路があること。もし会社などがあれば、会社の同意を得ると、こんなことが必要かと思っておりますので、地域の中でそうした状況があるようでしたら、また皆さんと話し合っ、その時間ですね、朝・晩1時間というような時間になろうかと思っておりますけれども、そういう規制も必要かとは思っています。

また、先ほどの交通安全の関係ですけれども、私ども交通指導員が常に小・中学校の先生方と十二分に協議をして交通教室を進めておりますが、子供たち、生徒たちが危険の予知・予測が取り入れられるような交通安全指導を実施していくように、特に心がけたいというふうに考えております。

また、皆様方にもお願いしたいわけですが、先般の事故は朝方ございましたけれども、夕暮れどきとか夜間の外出時に必ず反射材を身につけていただきたいと思っておりますし、子供さん、お孫さん等の自転車等につきましても、いま一度点検をしていただきたいと思っております。やはり自分の身は自分で守るということでございますので、ぜひ夕方、夜間の外出時のぴかぴか運動というのを、地味ではございますけれども、ぜひいま一度チェックをしていただきたいと思っております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 総務部長にお伺いをしたいんですけれども、先日も夕方私が走っていたところ、高校生が2列縦隊で走っておって、私が後ろから行くもんで、尾灯といたしますか、反射鏡がないので、本当に3メートルか5メートル前ですごくびっくりし、急ブレーキを踏んだんですけれども、私はそうスピードを出していなかったんですが、今御説明がありました反射鏡ですね。前はお互いにわかるんですが、後ろから追いかける場合に、この夕暮れどきは非常に危険と私は感じております。そうした中で、今瑞穂市の自転車の小学校、中学校、高校生とかいろいろあると思いますが、個人負担でも私はいいと思うんです。自転車協会とかに働きかけまして、ぜひとも反射鏡をつけてもらうようお願いしたいと思うんですが、反射鏡を全市で、そういう形で皆さんにつけてもあれば、交通事故が少し軽減できると私は思っておりますが、どのように考えてみえるかお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、学期末の初めになりますと、子ども会が交通安全教室をほとんどやられますので、こうした子ども会、それから交通安全協会の皆さん方、それから高齢者大学等もありますので、あらゆる機会を通じまして、やはりきちんと一回、点検をしたいと思えます。

今自転車でも言われましたが、後ろからでもそうですし、横から、前については今ほとんどが自動的に前照灯がつきますのでよろしいかと思えますけれども、いま一度、あちこちから見てもわかるようにということで、少しでも力を入れて、あらゆる機会を通じてPRをしたいと思えます。ありがとうございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 先ほども特定時間帯の車両の交通規制のことを言ったんですけれども、今後とも、この間の事故じゃあございませんですけれども、いろいろと総務課の方に要望等が上がってきますので、総合的に判断をされまして、交通規制ができるのであれば、そのようをお願いしたいと思います。

教育長にお伺いしますが、通学時間帯の朝と夕方が非常に交通事故等が発生する状況ができるかと思うんですけれども、通学路の再度見直しと、そしてもう一つ、児童・生徒には、災害共済給付金加入というのがあると思うんです。瑞穂市も転入・転出等いろいろとあると思うんですが、学校の先生の担当の方ですけれども、再度この通学路の見直しと再加入、この辺を再度チェックをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。お願いします。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、御指摘いただいたように、通学路の安全点検については各学校に再度指導したところでございます。また4月当初が迫ってきておりますので、新入生の交通安全指導も含めて徹底を図っていきたいと思います。また、スポーツ健康センターの方の安全、それにも加入をどんどん図っていきたいと思います。ありがとうございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 教育長に再度お尋ねしたいんですけども、交通安全の提案の中で、中学校3年生、あるいは小学校の6年生の児童・生徒に、いつもPTAから各箇所要望が上がっておるんですけども、実際に子供が歩いてみて、それをまとめている事例が南足利市にもございますので、ぜひとも同じメニューの要望書ではなくて、新しく私も提案をさせてもらうんですけども、実際に生徒が歩くところ、穴ぼこかそういうところを、子供の目で危険場所を洗い出して、子供の視点でそういう要望を上げてほしいと思うんですが、そのような考え方についてどのように考えてみえるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 各小学校の方から、通学路の安全に関して要望をいただいている内容につきましては、確かに議員指摘のとおり大人が目線ということも十分に考えられますので、子供たちの目線ということで、いま一度、そういった通学路の安全点検ということを図ってまいります。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） ありがとうございます。

いろいろと通学路の安全対策の質問を四つぐらい提案なり要望をお願いしたんですけども、再度通学路の危険箇所については時間規制の見直し、あるいは小・中学生による実際歩いているところの子供の目で危険箇所を洗い出し、マップを作成する。そして三つ目として、自転車の全車両について反射鏡を指示徹底するような取り組み。あるいはもう一つですけども、災害共済組合の児童・生徒の再度保険の確認ということで、交通の安全対策、通学の安全対策の施策を今以上に進めていただくことをお願いし、質問2を終わらせていただきます。

続きまして、牛牧団地北、道路改良用地取得（坪26万7,000円）について質問をさせていただきます。

昨日、小寺議員との重複する質問は行いませんが、回答の方もよろしくをお願いします。

平成23年9月補正、定例会に提案された牛牧団地北、道路改良用地取得、牛牧市道7-3-577号線、1,950万円、道路改良用地取得に伴う専決処分についてお尋ねしたいと思います。

市長の専決処分として自治法の179条、そして議会の委任による専決処分、自治法180条と

180条の2項、専決処分をした場合、普通公共団体の長は、次の議会において報告しなければならない。その中に議会が専決処分そのものでなく、その処分の内容について不満があり、承認を与えないような場合には、長にその政治上の責任は残るのであって、後日予算の修正、条例の否決、不信任議決等の要因になることもあると考えられるということですが、これにはいろいろと5,000万以上、あるいは面積2,000平米以上の専決処分の対応があるわけですが、今回の内容について申しますと、議会報告の経緯についての確認をしたいと思います。

今回の10月7日に全員協議会に資料が配られたというのは各議員、執行部も御存じかと思えます。今回の牛牧団地の北の道路用地の取得経過を月別にまとめてみましたので、報告させていただきます。

平成23年7月8日、例の土地でございますけれども、売り出し1,640万。同じ平成23年7月12日は用地交渉第1回目、7月21日2回目、8月10日は土地売買契約1,940万、建物取り壊しも含めた値段が300万ということで、きのうも説明がございましたが1,940万ということでございます。

そして、8月16日所有権移転登記、そして平成23年3回の議会の9月定例会が行われました。そのときの全協が9月2日午後からございました。また9月5日については、9時から会派説明があり、そして、その後に土地開発基金から支出命令が出まして、実際に9月13日にその業者にお金を払ってもいいという命令が出ています。実際、土地開発基金から金が動いたのが9月20日でございます。そして9月27日は9月定例会の最終日でございます。この日で予算をすべて都市整備部の方で用地交渉をしてある予算から議決しておるところでございます。

それから10月7日、先ほど言いましたように全員協議会で、一連の日付の報告がございました。そして、その後10月11日には、土地開発基金から一般会計へお金を戻しているということでございます。それが10月11日から10月20日にお金が戻っているということで、実際にはこの一連の中で、副市長になられたのは6月21日でございますけれども、一連の執行部としての予算の専決処分のあり方について、一連の経緯について御説明したんですけれども、この専決処分の発案は副市長がやられたのか、だれがやられたのかお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、若園五朗議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずもって、専決処分というお話でございますが、専決処分ではございません。先ほど言われました179条の専決処分については、あれは議会がお認めいただいた市長の裁量の範囲中にできる専決処分であって、180条は市長がみずから行って議会にあと同意を求めることとなります。そういった一連の専決処分ではなく、市長の裁量権で事業が執行されたということでございます。

それで、今時系列にお話ございましたので、私の方からもちょっとかいつまんで用地所得

の経緯について時系列に御説明いたしますと、7月8日、まさに1,640万円で当該物件が売り出されたことを確認いたしました。そして、7月11日に庁舎内で協議をしまして、この土地を取得すれば、懸案の通学路等に使用する交差点改良が可能であるということで、取得する方向で交渉することを決定しました。7月12日に地権者、株式会社アルミックに購入の意思表示を行いました。7月14日に鑑定士より土地鑑定価格の報告を受けております。そして7月21日、用地交渉を行うため、先方に都市開発課長の鹿野を同行しまして私が出向きました。

この交渉の内容をかいつまんで紹介しますと、市がこの土地を児童の通学路の安全確保及び歩行者の安全確保のために取得したい旨を伝えまして、交差点改良にする目的であるので購入を申し出しました。会社としても社会貢献につながる内容であるので、ぜひ協力願いたいというお願いをしたところでございます。

なお、価格についても当初1,640万円でございますが、建物が建っているのを壊す更地価格にしますので、市がその建物を買って住宅に使うとか、そういうことじゃないですから、なるべく更地価格に近い値段でお願いできないかという交渉をしております。ただ、家屋については取り壊しはしますけれども、固定資産の残存価格を持っておりますので、それ相応分については支払う用意があるということは話はさせていただきました。

また庭木等とか、あと門、さく、塀の構築物がございましたんですが、そういうものについてはできればまけてもらえないかというようなお話をしております。先方からは、既に広告等で要した費用が50万円あるので、これについては負担してほしいという旨の要望がございました。

そうした交渉の中で、市の意向がわかったということで、会社としても瑞穂市内でほかの販売をしている経緯もありますから、誠意を持って対応したい旨のお話がございまして、100万円値引きをしてもいいというような回答がございました。具体的にいつ契約できるかとかいうようなお話になりまして、会社としては早い時点で換金をお願いしたいということでございました。そのときに正規でやるのであれば、9月議会に予算化する必要がありますので、9月議会が終わりますと、9月末日になるということをお話ししましたところ、それでは向こうは困ると、都市開発基金というのがありますので、それで早めることはできますよというようなお話をまいりました。

そして、あわせて更地として購入する場合、取り壊しをしてもらったら幾らになるかというような話もしてきました。そうした一連の交渉について主張しまして、市長に報告をし、基金で購入する方向で事務を進めることといたしました。

7月27日に先方より家屋取り壊し、土どめ撤去等、それからあと隣地との擁壁ですね、そういった見積もりを提出されまして、この金額が消費税込みで400万円ということでございました。市が先に地元業者に見積もりを徴収しておりました金額より安くございました。そういっ

たことから、8月8日にこれらを総合し、地権者株式会社アルミックに家屋等撤去させて、更地として土地を購入する内訳の決裁を都市開発課発の文書で稟議をしまして決裁をとりました。そして8月10日、土地の売買契約書を締結しまして、そのときの価格が1,940万3,692円、平米単価にしますと108万300円ということで契約を締結しております。

そして8月16日、所有権移転登記を行いました。この後、株式会社アルミックは現場にて工事を行いまして、家屋、構築物、庭木、土盛り撤去工事、それからあと擁壁工事、あと整地工事を行ったわけでございます。9月13日に用地代金請求書を受領しております。9月20日に工事終了ということで現地を確認し、物件の引き渡しを行いまして、契約金を一括支払いさせていただきました。先ほどありましたように、9月27日は9月一般会計予算が可決しております。9月29日に横断歩道、信号機移設に関して、県警本部、北方警察署と現地立ち合いを行いました。10月11日に一般会計にて、土地開発基金から借り戻しをさせていただいております。このときの価格は1,942万6,019円でございます。ここには収入印紙代1万5,000円と登記費用6,825円、利息502円が増加しておりますので、こういった一連の流れで取得しておりますので、よろしく申し上げます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 先ほど自治法の179条、180条については、市長の権限で自治法の範囲内の専決処分で、今回は裁量権。今回の裁量権は、完全に今回の予算は土地整備局の用地の買収の4,000万、そしてこういうふうに補正が上がってくる担当は企画部、そして実際に現場に足を運んでいるのが副市長、全部関係所管で動いているんですけど、市長の裁量権でやっている中で、議会はどこで見られるか。その予算がどこで動いているか。今説明された段階で、こういうふうにやっているということが初めてわかった。

9月の定例会補正のときに、議会としては附帯決議をつけておるんです。公園もつけて、副市長の例の用地についても、失礼だけど副市長の三つぐらい島のすぐ近くじゃないですか。そういう経過報告をきちっと議会なり、市長の裁量権を使っているから余計に早くやらなだめなんですよ。

きのうも小寺議員が言われたとおりに、今回の9月補正である予算が否決されたらだれがその責任をとるんですか。僕以外のこの議員、失礼ですが僕らの認識は、9月定例会を9月27日に終わって、附帯決議を出して、そのときに、きのうも小寺議員が言われたけど、休憩をとって附帯決議を配っている。執行部にも附帯決議を一緒に配った。休憩時間に市長なり副市長が局長なり議長に待ってくださいと。これは市長の裁量権でやっておるで、これだけは全協を開いて、今の説明したことをしたということと言わないかんじゃないですか。議会は全然知らずに、はいっと議決して、これはちょっと高いなあということで附帯決議を出してきました。そ

んな説明をしたって、きょう、傍聴に来ているみんなは理解せんと思うんですよ。

一番大事なのは、予算をつけるのは市長、査定をするのは執行部、お金を使ってもよろしいというのは市長、お金を支払ってもいいと言うのは市長と会計管理者、すべての権限が執行部にあるので、先ほど副市長が言われた裁量権を全部持っていつているから、だからはっきりせないかんです。

今言っている5,000万円以上、2,000平米の用地取得については議決が要るんです。それは議員がすべて議論しながら、それなら可決しましょう、修正しましょうとやるんじゃないですか。そこが、今回僕がここで一般質問をしなければならぬ理由であり、きのうも小寺さんが出された土地開発基金の使い方についても、お互いに約束したことは全然ないです。そういう議員に不満があるということが、今回の私の出している三つの質問になるんです。はしょっておりますけれども、清流みずほの方の問題、9月の問題、公園の問題で、確かに議員も執行部もそちらの方に議論が集中していたんですけれども、こういう基本的なことをしっかりお知らせしてもらわないと、幾ら7月7日から10月11日まで土地開発基金の通帳をなぶった、そして9月補正のときにお金も移動した。そういう一連のこと。例えば8月の第1回目の日曜日に消防の大会とかいろいろあった。副市長も行かれたじゃないですか。ああいうどこでもいいから議員がそろったときにちゃんと説明してくれな困るんですよ、どの場所でもいいから。これは納得できんですよ、本当に、市民もみんなも。市長の裁量権、裁量権と言われますけど。

それじゃあ、話は戻りますけれども、都市整備部長にお伺いしたいんですけども、今回の一連の副市長が現地に行かれて、一応この予算を支出して執行するについての予算科目はお持ちですけれども、いつだれから指示がありましたか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど副市長が言われたとおり、話は全部すべて聞いておりますし、決裁にも関係しておりますし、会派説明にもその辺の話は説明したつもりでありますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 会派説明のときの説明は、私の記憶では土地開発基金を使うよという話と副市長の言われた言葉と、そしてあとは、都市整備部長は擁壁をやったかやるというようなことしか記憶にございません、私としては。

今言っている説明したということが、今はっきり傍聴している議員、あるいは市民の方は初めて一連の流れがわかったと思うんですね。そういうことをきちっと会派説明会、あるいは一番市長の裁量権をやっていることを、どの場でもよろしいので説明をしてもらうのが執行部の責任だと僕は思います。

続きまして、企画部長、今回の9月定例会の予算は、用地費4,002万9,000円の予算を組んでいますけれども、いつごろどのような指示があって、どう予算を組んだか。土地開発基金の運用と今回の道路取得用地の公有財産の17の節の項目の設置について、どのような手続で予算計上して、市長査定をどのようにされたか確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、今回の交差点の待避場所の整備工事ということで、企画の方と当初8月9日だったと思いますけど、総務課と都市開発課、企画財政課で決裁が回ってきました、合議はしておりますので、それが一番初めのスタートかというふうに認識しております。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお話しさせていただきます。

今回上がっておりますのは、御案内のとおり交通量が非常に大きい、本当に横断歩道を渡りましたところにたまり場がない、1メートル猶予もない。ここの交通量はあれで、過去何とかしてほしいというところの中で、実はこうしてリフォームして売買したいというのが出て、そこで気がつきまして、こんなやつは早速やらなかったらということで取り組ませていただきました。

今、見ていただきましたらたまり場ができて、長年の懸案ではないかと思っております。そういったのをやはり市長の裁量権、私がそういう重要なところですよ。渡って既にそのところに改造をして、リフォームするもう材料も入っております。これ実際にしましたらもっと高いものになる。それをその時点で早く話ができたとは思っておりますのでございます。そういう中で裁量権でさせていただいた。権限の範囲内でさせてもらった。それをお示ししておる。これは会派でも説明もさせていただいておるところでございます。こういう重要なことは、そのぐらいの政治力も使わせていただいて、大事なところはやらなくてはいけない、そういう御理解もひとつ賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 市長の裁量権、確かに私もいつも来るときにあの道を使っているんですけども、市長の必要ということはわかります。私も必要ということはわかります。非常によくなりました。今言っている市長の裁量権の方法、あるいは市民、あるいは議会に示す方法を市長の裁量権を使うために議会を通しませんので、再度いいことでもしっかりやらないと、裁量権、裁量権というのは、市民が一番理解に困ることでございます。

それじゃあ9月2日の午後からの全体説明、副市長にお尋ねしますが、9月5日の9時から会派説明、この土地についてどういうふうに説明されたかお伺いします。一連のことについ

て、私は記憶にはございませんので、副市長、議会の方にしっかり説明したと市長は言われましたが、どのように説明されたかお伺いします。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 9月2日の全員協議会での説明では、私自身はこの件については説明はしていないと思います。予算については企画部長が大ざっぱに説明をしまして、その後会派で説明をするという話でございましたので、そこでは説明をしておりません。あと会派では逐一説明した記憶でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 副市長の説明されたのは、9月5日の9時からの会派の説明のときでございます。そのときには土地開発基金を使うよというだけで、実際こんな市長裁量のスケジュールの9月5日現在までの内容については、議会と各会派の議員は全然把握をしておりません。議場の中で市長がそう発言されるんですけど、実際現場はこういう細かいことを会派で説明していないんです。そういうことをやっぱり直してもらわないと、いいことでも誤解を招くことが十分考えられます。今回の市長の裁量について、市長と副市長にお尋ねをしたいんですが、どのように考えられるか、再度確認し、この質問を終わります。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） きのうの小寺議員、きょうの若園議員の御指摘のとおり、説明が十分至らなかったということは反省をしております。

ただ、基金を使うということの意味が、十分御理解を得られているという解釈をしておったのですが、そこら辺が時系列でもう少し詳しく御説明をして、9月2日時点はここまで来ておりますよというような説明をすればよかったなあというふうには反省をしております。

ただ、この裁量権については、きのうの小寺議員にもお答えをさせていただきましたように、自治法の規定に基づきまして、瑞穂市も瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の所得または処分に関する条例というのがございまして、この第3条に不動産の購入については、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産云々と書いてございまして、土地は1件5,000平米メートル以上ということになっておりまして、二つとも要件をかなえておることで、裁量権の範囲で執行されたというふうに認識しておりまして、説明責任の部分が欠如していたという反省をしておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 副市長の内容で大体わかりましたので、次の質問に移らせていただき

ます。

質問の最後になりますけれども、平成24年度の予算編成と合併10周年記念事業の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

企画部長にお尋ねしたいんですけれども、新年度編成に当たって、前年度と比較して、予算編成にする基本方針、そして予算編成に基づく今後の自主整備事業はどんなものがあるか。今把握している内容についてお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 平成24年度の予算編成ということで答弁させていただきたいと思います。

新年度予算編成に当たりまして、平成23年度と明確に異なる点は、今回は通年型ということでございます。御承知のとおり、平成23年度は市長改選の時期で骨格予算としておりましたが、一般会計では148億3,100万円を計上させていただいたわけでございますが、当市の標準財政規模はおおむね100億円でございますが、これからすると、随分骨太の骨格予算になってしまったことも事実でございます。

そこで平成24年度の予算編成につきましては、年々不透明かつ好転の兆しが見えない地方財政状況の中、適正な財政規模を見きわめた上、あれもこれもではなく、あれかこれかですね。スクラップ・アンド・ビルドの取捨選択で臨んでいかなければならないというふうに考えております。

そこで、平成23年11月21日に予算編成方針ということで、各所管に通知をしたところでございます。この予算編成に基づきまして、今現在、各担当課が予算要求額を電算の方へ入力しております。年明けから予算査定を実施していく予定でございますが、その前に当たりまして、各部署から事前に事業ヒアリングをさせていただいております。その中で大きな事業といたしますか、感じましたことは、この実施・整備すべき事業は盛りだくさんでございます。社会保障費等の義務的経費の増嵩、経年劣化した施設の修繕、下水道事業の推進、また国体関連事業、包括外部監査での指摘事項等を考慮しますと、やはり収支バランスの均衡を図っていくことがいかに重要であるかというところを認識しておりますが、個々具体的な事業につきましては、今後の積み上げの結果で御報告をさせていただきたい。このように考えております。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 続いて企画部長にお尋ねしたいんですけれども、平成21年度、22年度、23年度の財政力指数の推移でございますけれども、平成21年度は0.84、県下市町を入れても神戸町が0.84で瑞穂市は同じランクにありました。平成22年度は財政力指数0.826、そして平成23年度は0.803、これは年々それだけ財政力指数が落ちていることは、やっぱり瑞穂市に自主

財源がないということが数字にはわかると思うんです。23年度で言えば、県下ずうっと市町を並べますと多治見が9位、そのランクに今来ています。

年々市長のマニフェスト、そして大きなハード事業、継続事業、合併特例債、まちづくりとかいろんな事業が、今実行することで下がってきておるのは議員も承知をしておるんですが、毎年毎年財政力指数が下がっていきますけれども、下水道整備事業を推進することにより、夕張じゃないんですけれども、いつも質問させてもらっていますが、財政破綻はしないかどうか。その点を含めた平成24年度の予算編成の財政面については、査定はまだこれからですけれども、企画部長の思いで結構ですので、お願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 財政力指数が下がってきている、これは御指摘のとおりでございます。今回通知の中で、こちらの2ページに上げさせていただきましたけど、非常に財政力指数、あくまで係数、指数でございます。これは地方交付税と相関関係にありまして、御存じのように財政力指数は、基準財政需要額を交付税の算定に用いる数値ですが、割ったものが財政力指数。それを3年平均とったものを指標で公表しておりますけれども、やはり財政力指数が低くなるということは税収入が落ち込んできている。これは全国的に低くなっているのは事実かと思えます。

さらにそれに伴ってといいますか、相関関係で基準財政収入額が基準財政需要額の不足する部分が普通交付税として入ってきます。当然税が低くなれば交付税が上がるということで、財政の確保は今の段階は維持している。この中で、企画部長通知で1ページに掲示をしておきましたが、ちょっと読ませていただきますが、本市の普通交付税の算定は合併算定がえの特例が適用されており、これにより毎年4億から5億の増額交付を受けている。この特例は平成25年度まで適用され、その後5年間の激変緩和措置により段階的に縮減し、平成31年度にはこの差額分がなくなるということで、9月の全協でも御説明を申し上げておるところでございますが、このため合併算定がえによる特例時期が終了するまでに、財政構造の転換を図ることが喫緊の課題であるということで、皆さんに通知を申し上げ、取り組んでいる状況でございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若園五朗君。

18番（若園五朗君） 私が市議会議員になった8年前は、起債は98億ぐらいだったんですが、今起債は23年度で130億ぐらいあると思います。臨時財政債の借入れの考え方、国ですけれども、人口基礎方式から財源不足額基礎方式に移行したということは、企画部長も御存じかと思えます。

そうならば、公債費率が8から、例えば14とか15、失礼ですが18になりはしないかと。そう

ということでやっぱり市長査定のときにもある程度交付税、そして前年度並みの特交、そして今言っている全体的な税収入、自主財源を含めて、再度瑞穂市の自主財源の予算を把握されて予算策定をされると思うんですけれども、基本的には、財源が足らなければ起債を発行するというようになっていくと思いますので、失礼ですが、岐阜県の財政状況にならないように、12月から始まるヒアリング、1月から予算の集計に入っていく、2月1日には予算の製本ができるというスケジュールがございますけれども、再度財布のひもを締めて、この部分は出すということで、市長のマニフェストの継続の事業も十分その中に反映して、財政という立場、市長はやりたい、だけれどもだめだということもきちっと言える部長ですので、そこら辺をうまく、予算査定をよろしく、議会の方からお願いしたいと思います。

その中に行政改革大綱の答申が出ていまして、その答申は23年から26年ですか、今言っている5年間ぐらいの行財政大綱の計画だと思ったんですけれども、その答申の中に財政の硬直化は人件費だというふうに出ております。

平成21年度の一般職員318、単労31、平成22は328、前年度対比10名ふえています。単労は32名、23年度は343名、22年度と23年度の対比20名、21年度から23年度は30名職員がふえているということで、非常に幼保の一元化とか、各事業の分散化したことによって、職員がふえているのは理解しておるところですけれども、ポイントはこのコスト削減は、あくまでも職員の削減というのは答申の中では常に出ています。年々職員数をふやすんじゃなくて、予算策定にも職員の人数を抑制するというか、そこら辺も含めた形で財政の硬直化にならんようにお願いしたいと思うんですが、その辺の職員の硬直化についてどのようにとらえているか、企画部長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいまお示しいたきましたのは、第2次の瑞穂市行政改革大綱ということで、平成22年度から26年度までを計画するというか、目標を目指していくという内容になっていきますけれども、財政の硬直化というのは、当然お示しのとおりでございますけど、ただそこで職員が多いという意味合いではなくて、これは定員管理でしっかり管理をしておりますし、行革の方で言われておるのは、やはり人件費とか扶助費等の義務的経費ですね。さらに經常経費をいかに減らすかということであって、人を減らすとか、そういう問題ではないというふうにできれば御理解いただきたいと思いますが、それに邁進して進めていることは事実でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 18番 若園五郎君の質問をこれで終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。再開は11時15分からといたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時18分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 西岡一成君の発言を許します。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

私は3点にわたりまして執行部の見解を求めたいと思います。

まず1点目は、社会福祉法人等補助団体に対する調査・指導・監督等についてであります。

2点目は、名古屋紡績の跡地利用の現状についてであります。3点目は、行政の公平性の担保についてであります。

以下、順次質問席にて質問をさせていただきます。

まず、先ほど表題で申し上げました社会福祉法人等補助団体に対する調査・指導・監督等につきまして、係る団体に対しては行われているのかどうか、それをお聞きしたいと思います。シルバー人材センターにつきましては承知をいたしておりますので、その他の補助団体について御報告をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは補助団体ということで、具体的に少しお話しさせていただきます。

まず、社会福祉法人であります社会福祉協議会についてですが、今年度は事業の実態報告を提出いただきまして、事業内容についての説明会を受けました。その後、社会福祉協議会としての事業のあり方、それから執行内容、関係機関の重複事業があるかないかなど、それからその必要性の有無について、それから雇用体制についての説明を受けまして、来年度の事業内容を検討するようにお話をしました。

また、社会福祉法人新生会については、県から直接、建設補助金及び開設準備経費助成がありますので、また2市1町からですが、建設補助金を出しております。県に関しては、建設内容についての検査を実施されておまして、その指導報告と結果の内容が来ております。瑞穂市においても検査をいたしました。運営費については、ここには補助金を出しておりません。

もやいの家瑞穂の建設についてもですが、市を通じて県からの建設補助金及び開設準備経費の助成が出ております。運営については助成金は出しておりません。

また、具体的に監査内容についてお話し申し上げますと、社会福祉法人でございますけれども、このものについては、県監査を社会福祉法人の第56条第1項により、健康福祉政策課の社会福祉法人監査担当者が年1回、不定期でございますが実施しております。また今回は、平成22年度のすみれの家の県補助金の関係でありますので、12月8日に地方自治法199条第7項による県監査委員事務局による監査を行っております。

それから、市の監査については、平成19年度及び22年度に瑞穂市の監査委員により、財政援助団体等による監査を受けておまして、その中で、社会福祉協議会及び福祉生活課に対して

も監査結果をいただいております。

それから、介護保険の関係でございますけれども、介護保険法の第24条、第76条及び第115条の6により、平成20年度に県実施指導を県の振興局福祉課が実施しております。

包括支援センターにおいても、介護保険法第115条の27により、もとす広域連合により監査が平成21年度及び22年度と毎年実施されております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） ただいま報告の内容をお聞かせいただいたんでありますけれども、ちょっと早くて全部書き取れませんでしたけれども、それぞれの名前を挙げられたところの指導等が行われておるという報告であったというふうに思います。

そこでお聞きをしたいのは、係る団体に対する補助及び調査等を規定した法ですね、今監査の話がありましたけれども、それ以外の法、条例、規則、要綱等を上げていただきたいと思います。その上、該当条文もあわせて明らかにしていただきたいと思います。いかがですか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 地方自治法第221条第2項及び補助金を出しておりますので、瑞穂市補助金交付規則の第15条の規定により、補助金を受けた者に対して、補助事業の執行状況の調査をするということになっております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） あと、社会福祉法の58条もありますので、そのほか条例、あるいは要綱ということも、今申し上げましたように、瑞穂市の場合においては先ほどの瑞穂市補助金交付規則のほか、私立保育所補助金交付要綱、それから瑞穂市地域福祉活動事業に関する補助金等交付要綱、あと施設整備の補助金要綱ということで、いろいろあるんですけれども、地方自治法の第232条の2に基づく補助で、例えばこの交付金規則を見ると、その法的根拠を地方自治法第232条の2の規定に基づきということの根拠を書いております。それから、社会福祉法からいきますと、先ほど申し上げました第58条の1項あるいは2項ですね。そういう形で規定がなされておるわけですが、後でそれは問題にさせていただきますので、次の質問に移りたいと思います。

それでは、とりわけ社会福祉法人について考えてみたいと思うわけですが、社会福祉法人というのは、瑞穂市社会福祉協議会定款第1条を見ても明らかとおり、地域福祉の推進を目的とする極めて公益性の高い組織であり、事業者には高いモラルと社会的責任が問われるわけであります。

そこで、昨日も小寺議員と熊谷議員が取り上げておられた社会福祉法人清流会の行為につい

て、当てはめてみたいと思います。

清流会には、平成17年の清流みずほ保育園建設補助金以降、今日までに瑞穂市の持ち出し補助金が約3億5,000万以上支出をいたしておりますけれども、この9月議会での彼らの行為は、看過できないものであったというふうに私は思っております。自分たちの要求を通さんがために傍聴規則を無視して拍手をしたり、傍聴席から特定の議員を呼んだり、休憩中に議員ロビーの外から中の議員を呼び出そうとしたり、まさに私の25年間の議員生活では、初めての出来事であったわけであります。こうした行為は、傍聴規則第13条第1項第1号の議場における言論に対して、拍手、その他の方法により公然と可否を表明しないこととの規定に違反することが明白であります。

さらに言えば、これも昨日、小寺議員、熊谷議員が触れられましたが、これは社会福祉法人ではありませんが、密接な関係を持っております学校法人清流みずほ幼稚園の加納園長から、10月27日付で出された保護者あての文書も極めて悪質なものであります。文書を抜粋して読んでみます。

反対議員の中には、瑞穂市に15人の待機児童がいるという事実を報告し、みずからもこの事実を認識しながら、反対意見を述べるだけで代案も提出することもなく反対されましたとか、安心子ども基金という今年度限りの補助金を利用して保育園を新設する場合、試算によると、瑞穂市が保育所を新設する場合と比べると最大で6億7,600万円軽減されますとか、そしてついに、この基金を利用した保育園新設が実現しなければ、地方自治法の第1編第2条14項に違反するとか、全く虚偽事実をちりばめながら、事情のわからない保護者を議員批判、さらには議会批判へと先導しているのであります。まさにそのやり方は卑劣きわまりなく、許しがたい行為と言わざるを得ません。

熊谷議員は、未満児保育は幼稚園を使えばできる。別府子育て支援センターを2階に上げて、1階を未満児保育にしたらどうかなどと代案を提案いたしております。また、安心子ども基金を利用して保育園を新設する場合、最大で6億7,600万円軽減されますなどと言っておりますが、安心子ども基金の額は2億円でありますから、2億円というふうに言っているわけであり、さらに地方自治法違反などと批判するに至っては噴飯物であります。議会は最高の言論の府であり、みずからの見解に従った議決権の行使は、議員固有の権利であることすらわきまえておられないわけであります。率直に申し上げまして、これが社会福祉法人の見識高い事業者のやることかと信じがたい思いであります。

清流会の保育所建設にまつわる匿名の怪文書につきましては、虚偽事実で塗り固めた低俗でこれ以上のお粗末な文書はないという代物であります。この文書につきましては、名誉毀損の時効が6ヵ月ありますので時間は十分あります。したがって、十分精査の上告訴を行い、徹底的に卑劣千万な人たちの正体を白日のもとにさらし、断罪をしたい、こういう決意をいた

しております。

そこで質問をしておきたいと思います。

昨日、熊谷議員が怪文書等の事実の訂正をしないと行政への信頼を失うと発言しておられましたが、清流みずほ幼稚園の加納園長から保護者あての文書中、事実と反する部分を訂正し直した上、保護者に謝罪をし、再度加納園長名で保護者あてに訂正文書を出していくよう手配をすべきだと思いますが、教育長の答弁を求めるものであります。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 昨日も小寺議員の質問の折に答えさせていただいておりますが、その文書を私ども手元に持ってないので、それについて、まず手元に手に入れたいと思います。加納園長さんから保護者に発信された文書ですね。それについては、現在教育委員会の方では入手しておりませんので、それについて手に入れて、今議員がおっしゃるような不適切な内容等につきまして、検討してそういった手配もしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、教育長から私の要望に対する回答は真正面から言われました。入手して、不適切な内容について訂正して、向こうにお願いしたいということです。

ただ、今の答弁の中で私がひっかかるのは、きのう質問があったんですね。そうすると、何をしなければいけないかとなると、答弁は手に入れてないという答弁だった。とするならば、当局者としては手に入れるようにきのうの段階で手配をすべきであったんです。これが東京まで行く、沖縄まで行く、北海道まで行く、それだけの時間と労力を要しなければ入手できない文書ではないんです。目の前にいるんです、本人は、小寺議員は。ここの間なんですよ、この間。ちょっとしたことなんだけれども、そのことの意味をどうとらえるかというところの構え方なんですね。

これはまた後で、社会福祉法人に対するこちらの構え方の問題として申し上げますけれども、そのすき間があるんですよ。そのすき間のところにばんと足を入れて、そして手でこじあけてくるということだと思っておりますよ。ですから、行政はだれに対しても、いつも申し上げておるように、親族であれ、自分の妻に対しても、同じ物差しで公平に毅然とした態度をとる。そのことが住民の行政に対する信頼を獲得することにつながる。こういうことだというふうに私は思っておりますので、ちょっと気になりましたので申し上げておきたいと思います。結論的にはすぐ入手をしていただいて、不適切な部分を解明した上、しかるべく措置をとっていただきたい。

さて、清流会につきましてはこれぐらいにしておきますけれども、先ほど宇野部長も社会福祉協議会のことの報告がありましたけれども、ほかの社会福祉法人にも疑問があります。社会

福祉法人瑞穂市社会福祉協議会は、平成23年と当初予算では7,345万8,000円の補助金が計上されております。定款をインターネットからプリントをして読んでみましたが、例えば第18条に会員の規定があります。今定款はお持ちでないですね。第2項で会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする規定をいたしております。そして第3項では、会員に関する規定は別に定めるとありますけれども、別に定めた規定をインターネットで探し出すことはできません。執行部はこの規定を御存じでしょうか。まずその内容を含めてお尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどの定款の18条に関する別に定めるものでございますけれど、それに関しては入手をしておりません。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それは調べてまた報告をいただきたいと思います。その規定があればコピーをしてお渡しいただければありがたいかと思います。

次に、最新の社協だより51号によりますと、一般会員が1万1,013世帯で、会費が1万1,045口、1,104万5,000円もあります。ところで、これだけの会費が入っておりますので、定款で会費の規定があるかどうか調べたんですけれども、会員の規定はあっても会費の規定がないんですね。これはどこにあるんですか、これ。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 自治会の会議等で、社会福祉協議会の会費の協力を求めておみえになりますけれども、1世帯当たり1,000円ということでお聞きしておりまして、その規定はないというふうに私も認識しております。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） だから問題なんですね。会員の規定はあって、会費の規定が定款上ないような組織が一体どこにあるか。これは難しい議論じゃないんですね。常識として、少年野球の保護者会でも会費は幾らというふうに決めると思うんですね。ところが、社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会の定款を見てみると会費がないんですよ。こういうことでもいいのかということです。

私もシルバー人材センターの関係で、それにかかわっていないときは非常に第三者的であって、そこの役員に任せきりとか、そういうお客さんのような気分が実際はあるんですよ、やっぱりね。ところが実際、それにかかわって読んでみると、いろんなところの疑問が出てくるんです。ですから、これもいつも言っております。条例の問題についても見直してくださいよ、古くな

った部分もありますよ、欠けた部分もありますよということは申し上げておりますが、そういうこととある意味では類似をしたような我々の側の構え方の問題だと思うんですよね。

それで、今申し上げましたように、これを読むと会費の規定はないし、それから宇野部長、総会の規定はありますか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今定款が手元にございましたので、ちょっと見ておりますけれども、この中には役員、評議員、会員等はありませんけれども、ちょっと見当たりません。

定款が今手元にございます。先ほど持っておりませんとお答えしておりますけれども、今ちょっと定款が手元にございましたので、今見ておりますけれども、この定款を見る限りは、総会についてのものはございませぬけど、先ほどほかにもそういった規定があるということでしたので、そこに書いてあるかどうかちょっとわかりませぬけれども、申しわけないです。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 総会の規定は何回探しても、私もこの字が三重に見えるぐらいまで見ましたけど載っていないですね。

今、宇野部長が言われたほかの規定というのは、これは第18条の会員に関する規定なんです。会員に関する規定は別に定める。シルバーでも別に定めるといって理事会規則はないわ、事務局の規則はないわ、最初につくったまんまほったらかし。それでもまかり通るんですよ、実際、運営をすればね。

今のこの社会福祉協議会の定款を見ても、総会の規定がない。そして理事会があり評議委員会があるんです。評議委員会は何て書いていますか、40名の評議員をもって組織する。ところが先ほど申し上げたように、社協の最新の51号によれば、一般会員が1万1,013世帯いるんですよ。1万1,013世帯会員さんがいるとして、ちゃんと社協だよりで公開をしているわけだから、うそを言ったら住民を裏切るとんでもない集団ということになりますから本当だと思うんですよ。それが総会の規定もないわ、会費の規定もないわ、これはどうなっているんですか。こういう状態をどう思いますか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま補助団体におきます社会福祉法人の関係で御質問をいただいております。この社会福祉法人でございますが、実はこれも合併前、旧巢南町におきましては平成4年3月に法人化をいたしております。穂積町の方はたしか平成6年であったと思います。それが合併しましてそのままの形でできておるところでございます。もともとは町の中に社会福祉協議会というものがございました。それが社会福祉は行政だけでやっておってはだめだ。やはり民間参入で民間と一緒にやっていかなくてははいけない。法人化をなささいよという

ところから、過去のそれぞれの町におきまして、私も平成4年3月に巢南の町長をしておりますときに、社会福祉協議会を町でやっておりましたが、それを独立して社会福祉法人巢南社会福祉協議会と、こういうあれで法人化をさせていただきました。そのときの会費が1口1,000円ということで、そして賛助という特別会費は企業とかが大体5,000円と、こういう形で決めてきました。

合併のすり合わせのときは私はおりませんで、そこら辺のところはわかりませんが、そういう関連のあれで合併して今日に来ておると思います。そこら辺の定款等々におきましては、本来でございましたら、詳しいことを私も中身を見ておらなくてはいけないところでございます。過去の経緯でずうっと来ておりますので、そのままここまで来てしまったというところでございます。もちろん私の前任の方もそのまま来られたとっております。

今、西岡議員からこういう質問がございました。またシルバーの関係もございまして、やはり補助団体において、いかに監査しながらいろいろ指導をしていくか、そういうことも補助を出している以上はしていかなくてはいけない。そういったことも認識をようやくしてきたところでございます。これからいろんなことにおきまして、指導とかそういうこともしっかりとしていかななくてはいけない。そういう思いをしておるところでございます。その点を御理解いただきまして、今ここで、前もってこの部分についてという通告で、詳しい何々のということがございましたら的確にお答えをさせていただきますが、そういう細かい内容の通告がございません。そこからでございますので、なかなか担当の方も正確にお答えすることができません。そういう状況でございますので、今後はしっかりそういったことに対しまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 市長は細かいことと言われましたけれども、それは確かに一つの定款の中の何条の何というのは細かい話だとは思いますが、ただ、組織にとって定款というものはどう位置づけられるかという問題は細かい話じゃないんですね、大事な話なんです。その中で、会費の規定はないわ、総会の規定はないわ、評議員40人であと理事会で決めちゃっていると、何が浮かび上がるかという、先ほど申し上げた1万1,013世帯の会員さんは何だということなんです。

その何だというものが、どういうものであるかということの目に見える姿はこういうことだと思うんです。例えば会費の徴収の仕方ですね。私の自治会では1世帯1口1,000円ということで回覧を回して、後で組長さんが徴収をするシステムになっております。赤い羽根は1世帯600円というふうに申し合わせてというか、そういうことでやっております。

ところが、実際私の組も高齢化をしてきており、年金だけの収入という人がふえてきており

ます。あすは我が身でありますけれども、その人たちにとっては町内会費や下水組合費等も重なり、経済的な負担感が実感をされていると思うところであります。

ところが、そもそも会費というものは、自治会が回覧板を回して集めるというのは筋違いではないでしょうか。これでは実態的に強制と変わりません。会員が減ったとしても、役員や自主的に会員となられた方が、それぞれに分担をしながら勧誘をして回る。そういう方式が本来のあり方ではないでしょうか。

というのは、今先ほど申し上げたように、総会がないとか、理事会と評議委員会40名で回していくとかということと、今のような状態はこれはセットになっている。一対なんだ、これは。ばらばらじゃなくて、思考・思想というものがセットになったとらえ方でやっているからこうなるんだということを言いたいわけでありまして。そう思いませんか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど私たちも会費については、そういった流れになっているということで市長がお答えしておりますけれども、やはり疑問を持たなかったということに対して、我々もこれから反省をして、それからやはり自治会の会議の中でも、その1,000円のあり方についていろいろな御意見もいただいております。それを踏まえて、これからもこういった社会福祉協議会だけではなくて、補助団体に対してもいろいろな執行内容について、それからいろいろな疑問点について、また私の方も説明を受けて、正せるものは正していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 私は決して執行部の個人を個人的に責めているということじゃなくて、どこをどう改善することが、例えば今の社協であれば、みんなの社協になるか、あるいはシルバーでも一緒ですけれども、シルバーになるかという観点からのみ、まことに肅々と非情なまでにやっておりますので、何も個人的な感情というものは全くございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

さて、社会福祉法人の実態の一、二の例を見てきたわけでありましてけれども、こうした実態を踏まえるならば、もっと社会福祉法人に対する調査・指導・監督を強めるべきではないかということなんですよ。それは今宇野部長がお話になったように、やはり問題意識が大事なことです。住民ニーズがどんどんふえてきて、本当に目先のことにやりくりするだけで精いっぱいというふうになりますけれども、やはり幹部はレンズを後ろにぐっと引いて、戦略的な観点に立てるかどうかが、このことが非常に大事なことだと思うんです。こまだけだったら言われたことをやればいいみたいな感じに流されることもあります。けれども、幹部はさらにそれを全部ずうっとレンズを引いて、全体的な観点から物を見、考え、指示をする、あるいは行動をする。

ここの差だと思っんです。このことをぜひひとつ、肝に銘じておいていただきたいと思っんです。

そこで、また時間がなくなりますので、さきに社会福祉法人に対する助成及び監督に対する法・条例・要綱等を示すよう求めたところでありまっすけれども、例えば瑞穂市社会福祉法人の助成の手続に関する条例というのがありますよね。これも9月議会なんかに言っただかもわかりまっせんけれども、助成の手続に関する条例なんっです。

ただ、その第4条で使用制限等というところで、助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金、貸付金、その他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。2項、助成を受けた社会福祉法人は、助成の対象となっだ事業の実施状況に関して市長に報告しなければなりません。3.助成を受けた社会福祉法人が前2項の規定に違反したときは、市長は助成を取り消し、または補助金、貸付金、その他の財産の全部もしくは一部の返還を命ずることができるというような規定がございまっす。

そこで、この規定と法律っです。社会福祉法の58条、これは助成及び監督ということっで、国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令または当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し補助金を支出し、または通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で貸付金を支出し、もしくはその他の財産を譲り渡し、もしくは貸し付けることができる云々とあります。これは貸し付ける、あるいは補助金を支出するという規定っです。問題はその2項がどうなっっているかということ、前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣または地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有するということっで、第1項の1号、事業または会計の状況に関し報告を徴すること。2.助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。3.社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。3.国または地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかつたときは、交付した補助金もしくは貸付金または譲渡し、もしくは貸し付けたその他の財産の全部または一部の返還を命ずることができる。

その後、まだ4項もあるんっですけれども、先ほどの瑞穂市社会福祉法人の助成の手続に関する条例と並べて今申し上げたんっですけれども、この条例の第4条が、今申し上げた58条の第2項に近い内容になっっています。ただ違っるのは、先ほど読みまっしたように、第3号で法令とか法令に基づいてする行政庁の処分または定款に違反した場合には、その役員を解職すべき旨を勧告すること等の内容が入っておりますよね。ですから、時間がありませんのではしよりますけれども、要するにこの58条の第2項を受けて、条例の内容についてさらに肉づけをして、より厳しいものにしていただきたいと思っるのであります。

ちなみに、地方自治法の第14条第3項は、条例に違反した者に対し2年以下の懲役もしくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料もしくは没収の刑または5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができるという法がありますから、だから条例の中で罰則を決めることができるわけでありますから、そういうことも検討の対象に入れていただきたいと思うんです。

さらに規則についても、第15条はこう規定しています。規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。規則の場合でも過料ですけども、5万円以下のものだったら決めることができるよという規定なんですよ。ですから、我々の地方自治体に与えられた武器は最大限使う。こういうことが実効性を担保することにつながるのではないだろうかというふうに思いますので、時間ありませんから、そういうことだけ申し上げておきますので、ゆっくり検討して対処をしていただきたいと思います。

次に、2点目の名古屋紡績の跡地の現状利用についてでありますけれども、9月議会の一般質問で広瀬武雄議員がこの問題を執行部にただされ、福富部長からは話が煮詰まっているという旨の答弁がありました。しかしながら、その具体的な内容については全く触れられませんでしたので、私は何が来るのか、どうなっておるのかさっぱりわかりません。地域の人に聞かれても何もわかりません。ですから、その具体的な内容がどこまでどのように進捗しているかについて、簡潔に御答弁をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の現在の進捗状況としましては、9月議会で広瀬議員へ答弁させていただきました状況とあまり進展はしておりませんが、この開発につきましては、交通処理問題が一番問題になっております。上穂積の交差点は、既に交差点容量が限度となっておりまして、これ以上交差点への負荷をかけるわけにはいきませんので、大変厳しい状況になっております。

このために国土交通省岐阜国道事務所、木曾川上流河川事務所、岐阜県公安委員会、それから岐阜土木事務所等と交通アクセスについて事前協議を重ねている状況で、この開発に着手できるか否かについては、まだ明確な方向性が出せる状況には至っておりません。名古屋紡サイドとしまして、一刻も早い土地利用を模索しておりまして、地域と共存し合えるような形での結果を望んでおりますので、建設コンサルタント等を交えて対策を検討している状況です。具体的な形で計画が煮詰まれば御報告したいと思っておりますし、物販、非物販も含めて今計画を策定している状況で、まだ方向性がきちっと出ておりませんので、出次第御報告をしたいという考えでありますので、御理解をお願いしたいと思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 住民にとってはどこのどういうお店が来るのか、そういうことも知りた

いわけですよね。できるときはできるし、つぶれるときはつぶれるんです。これ、最終的には住民が決定をします。これはもう市長は包み隠さず、経緯はありのままに報告をして、それでやっぱり隠してもつぶれるものはつぶれる。今申し上げたように、ほかのところの要因で難しいこともある、地元がよくても。その逆の場合もありますから、何も隠さずに、どこが来ることぐらいは言ってもらわないとさっぱりわからん。聞かれてもわからん。わかるのはヤナゲンの跡にドン・キホーテが来る。それは言うんですけれども、名古屋紡績は何にも言えないですね。その辺だけでも言えませんか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 名古屋紡の関係におきましては、今都市整備部長の方からお答えをさせていただきましておりでございますが、まだ中身がはっきり申せなくて、何と何がというところも決まっておらん状況でございます、私どももそれがわかったら本当に早くお知らせしたいところですが、全くそこまで行っておりません。当然こういうことは地元にもいち早くこういうあれですと言わなくてはいけない。全くそういう段階ではないということを申し上げておきます。そういう状況で、本当に私どもとしても早くできるようにということを強く名古屋紡に要請しておりますが、そういう状況でないことだけはっきり申し上げておきます。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3 番（西岡一成君） 今の市長の答弁ありましたように、何がどうと言えるような状況ではないということを信用して、この質問を終わっておきますので、市長、よろしく願います。

あと3点目、行政の公平性の担保についてということでありましてけれども、行政はやはり住民から信頼されるためには、人を選ばず、法、それから条例、規則、要綱等々にのっとり等しく公平に対応するということが原則であると思います。

そこで、基本的に私は堀市政のマニフェスト実現のために全力を挙げさせていただきたいと思うんですけれども、ただ、その過程で自分たちが支えた市長だから何も言わないんだ。何でもいいで支えるということが退廃と疲弊を生むわけです。ですから、私はあえてはっきりと申し上げますけれども、例えば今問題となっております清流会の問題でも、上牛牧の自治会長のところ保育所進出に絡んで、教育委員会の幹部職員が理事長と一緒にいたり、市長が自治会長宅を訪問して、納税猶予のところはどこか調べておいてくれとかというようなことを言うことはやっぱり勇み足ではないか。そういうことは幾ら民間の保育所に来てもらいたいと思っても、そこは踏むとどまって、やっぱり清流会自身がみずからの努力において、地権者の説得についても、その土地の周辺の状況についても調査・研究をするというのが当たり前で、そういうことも行政におんぶにだっこをすれば何とかかなるという根性がだめなんですよ、はっ

きり言って。それが一事が万事すべてにあらわれてくるんです。

ですから、特定の法人に対する便宜供与というふうに、見る人から見れば映らざるを得ないと思いますが、その点はいかがですか。これからそういうことはやめてください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、清流会の関係で、私が地元へ納税猶予とかいろいろ言ったというのは、私この問題に関しましては全く関係しておりません。そのことだけははっきり申します。だれがそんなことを言ったという人がおりましたら言うてください。私は一切地元へそういうことでは行っておりません。このことだけははっきり申し上げます。私は今回のあれは全くタッチしておりませんので、そのことだけははっきり申し上げておきます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 全く関与していないということでありますけれども、一応私が2回確認をしまして、牛牧の地域の祭りじゃないですけれども、そのときに自治会長のお宅に寄られて、そういう話をされたということをおある人から聞いたということをお、それはまた後でそのことは言いますけれども、2回確認をして話をさせていただいたところであります。全くないという答弁だということをお受けとめておきたいと思ひます。

それから、あとオイスカの関係ですね。オイスカへ公費で行かれたというときに、オイスカアメリカ総局発会式及び国連本部、米州開発銀行等訪問ということで、公益財団法人オイスカとはという資料もいただいて見ました。そのときはこれ、そのままぺらぺらと見たんですよ。その後、オイスカとはどういう組織かということをおちなみに調べてみたんですよ。そうすると、インターネットのフリー百科事典ウィキペディアという百科事典のようなものがあるんですけども、それを見るとオイスカというのは三五教ですよ。新宗教法人団体三五教を母体として設立された公益財団法人。以前は外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省共管の特例財団法人だったが、公益法人制度改革に伴い、2010年2月1日に公益財団法人に移行。国際的な農業開発協力、環境保全、人材育成などの活動を行っている。

概要、三五教を母体として国際文化交友会が設立され、三五教教祖の中野與之助が理事長に就任した。その国際文化交友会が主催となり精神文化国際会議が開催され、その会議の常設機関として精神文化国際機構が中野與之助を初代総裁として1961年に発足した。オイスカの前身である精神文化国際機構は1965年に現在の名称に変更した。また、関連施設として、オイスカ高等学校、オイスカ開発教育専門学校、月光天文台などがあるということで、三五教の総本部も静岡県掛川市横須賀というところにおございます。

どういう宗教か、僕も神道のことはお全くわかりませんので言っておくと、國常立大神とか、大國主大神、大道彦命というものを崇拜されているそうです。そこで中野與之助さんの養女が

中野良子という、一緒に行かれたオイスカの総裁なんですね。それで、インターネットで調べて「天皇を愛する子どもたち」ということで、1990年ごろに直近に書かれている本ですけども、要するに「日の丸行進曲」とか「八紘一宇」とか、そういう教育勅語を理念としてやっておるんですよ。ですから、結論からいうと極端なところなんです。

そうすると、創価学会でもちゃんとした財団法人がありますよ。世界救世教もあります。そういうところへ行けと言われたら、公費を使って行かなきゃならなくなりますよ。だから、そういうところは平等に、公費で行かずにそれぞれ私費で行くということではいかがですか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、宗教的なあれがあるという、全くないです。そういう関係は今ございません、はっきり申し上げまして。

この間、50周年に行ってまいりましたが、まさか天皇陛下と皇后陛下が御出席になるとは思ってもおりません。天皇陛下は宗教団体の関係には一切出られません。野田総理大臣が、政府がしなくてはいけないところ、目の届かない活動を50年間にわたって感謝をするという、その一言に尽きるわけでございまして、私はこれまで過去3回ほど自費で実際の活動、現場も海外へ見てまいりました。そういう中で、今回は50周年を記念して、アメリカ総局というところでございまして、全国の団長というところでございましたので、今回は公で出ささせていただいた光栄なことであって、国連も認めておりますサミット賞を受けておりまして、認めておる団体でございまして、天皇陛下が参加する。宗教団体であつたら絶対に天皇陛下は参加されません。そういうふうに分離がされておることだけ申し上げまして、本当に中身が濃いもののございます。そのことだけ申し添えまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 3番 西岡一成君の質問を終わります。

2番（熊谷祐子君） 議長、30分以上退席している議員がいますが、注意してください。時間をはかっていますが、30分前からいません。

議長（星川睦枝君） 後ほどこの件につきましては。

議事の都合により、しばらく休憩します。

午後から再開は1時30分からといたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時35分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

4番（庄田昭人君） 議席番号4番、新生クラブ、庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日の質問ポイントは、最少の経費で最大の効果を上げるです。また、行政改革が叫ばれる

状況にあって、市民サービス、市民ニーズとは何かを全体の質問テーマとします。

本日の質問は4点、平成24年度より始まるゆうちょ銀行・コンビニ併用納付について、督促手数料について、安全・安心な暮らしのために、下水道説明会についてです。

以降は質問席よりさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

本年の6月議会で私の一般質問において、各税や料金等の支払い方法の多様化を考え、市民ニーズの向上を図るべきと、ゆうちょ銀行・コンビニ併用納付について質問をいたしました。また、そのことが市税等収納対策推進プロジェクトチームの徴収連携と効率的な徴収や納付方法の一つの方法であると質問をいたしました。

答弁では、長所、ゆうちょ銀行では市内4カ所の店舗数と取り扱い時間が9時から4時までと、コンビニでは24時間受け付け可能である。また、短所では、コンビニエンスストアの納付は公金取り扱い手数料が63円と割高であることや、納付確認に2週間ほどかかると課題を上げたが、納付窓口の拡大に向けて、費用対効果を踏まえて関係課と調整を行い、導入をしたいと答弁されました。

そこで質問です。来年度より始まるゆうちょ銀行・コンビニエンスストアによる納付書式の変更のために予算が計上されましたが、税金や料金等の納入は、各課での導入調整はできたのか。コンビニ納入が可能なもの、可能でないものは何か、お尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 庄田議員の御質問にお答えをいたします。

市税の納付に関して、平成18年3月から希望者のみに税務課窓口においてコンビニ対応した納付書を発行してまいりましたが、先ほど議員御説明のように24年度からのゆうちょ・コンビニ納付をという御提案に対しまして、24年度からの導入を進めるということで、9月補正で経費をお認めいただいたところでございます。

24年度からは、個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、いわゆる市税の部分についての導入を目指して、現在事務を進めておるところでございます。

平成18年のコンビニ収納を導入する時点で、市とコンビニ運営会社及び料金回収会社との間で市税の取り扱いについて契約を取り交わしていることから、平成24年度からの市税一般納付書のコンビニ対応については様式変更のみで、比較的スムーズに準備事務が進んでおるところでございます。

これに対しまして、市税以外の「料」の部分でございますが、水道料金、下水道料金、保育料、学校給食費など、先ほどの契約の対象外でございます。コンビニ収納導入については、新たに市との契約、納付書の調整、電算システムの確認と開発など、新たな経費を伴うことや、さらに市税の口座振替利用率に比べまして、水道料金など料の口振の利用率が80から100%近

いという高い状況などから、コンビニ収納につきましては、税の利用経過を見きわめながら、今後の検討課題とするということにとどめております。以上でございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 水道料金については口座振替の利用率が多いということで、ないということは確認できました。しかし、教育委員会の使用料等、料に関してはどのように今後されていくのか、お考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 先ほども少しお話しはいたしましたが、税の部分についての利用の経過を見きわめながら、料への導入というものをまた検討するというところで課題といたしておるところでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 見きわめるということで、今はお伺いをさせていただきます。

ゆうちょ銀行納付は、多様化の方法の一つとして、市民ニーズの一つであると考えます。しかし、効率を考えるとすれば、やはり口座振替をお願いするべきではないかと考えます。しかし、現状ではその口座振替への啓発や促進が積極的に行われていないように見えますが、瑞穂市では、銀行窓口に行って手続をお願いしている現在、手続方法は市役所でも行えるような時代であり、これを口座振替の啓発と促進にすることが徴収効率上がるのではないかと考えますが、お考えをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 御指摘の口座振替でございますが、口座振替手続に関しましても簡単な方法もあるのでということでございます。現在、市では3部複写方式をとっておりますが、依頼者控え、金融機関用、市役所用の控えということで、必要事項、届け出印の押印の上、取引金融機関への提出をお願いしております。また、金融機関での届け出内容、届け出印の照合により相違がなければ受理されるということから、どうしても一回は金融機関窓口へ出向いていただくということが必要でございます。

そうした確認事項等にお出かけいただくことが必要でないようなことの手続をとったといたしましても、最終的には届け出印とか届け出内容の相違があれば、また2回、3回と足を運んでいただくことにもなりかねないということは危惧するところでございますが、今現在におきましては依頼者口座から税金を引き落とすということですので、間違いやトラブルがあってはならないということで、現状としてはこのような手続方法をとっておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 第 2 次瑞穂市行政改革大綱、本日、伊藤部長もお持ちの大綱です。その中の目的に、市民生活における行政サービスの期待が総体的に高まる中で、日々変化する社会情勢や市民ニーズに対応することのできる行政組織の確立、市民ニーズを迅速かつ的確にとらえ、必要な行政サービスを見きわめることのできる職員の意識改革が必要不可欠となっております。通告から本日まで調査され、研究され、意識改革はあったのか、お伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 意識改革ということですが、我々としても、収納率向上ということは日々考えておるところでございます。ただ、税金を市民の皆様の口座から引き落とすということで、先ほども言いましたが、トラブルがないようにという思いは変わりません。便利な口座振替がよりメリットが大であり、収納率向上にも貢献することは考えておりますが、先ほど議員御提案のように、より簡単な方法でというような意識改革も含めての改革を考えると常々考えておりますので、間違いやトラブルがなく、手続が簡単になれば、それにこしたことはないと考えております。また、今後一層の口座振替の啓発、促進につきましても、税務課だけではなく、また料の関係課へも声かけをいたしまして、そういったメリットが市民の方が受けられるようにということを考え、収納率向上に努めたいと考えておるところでございます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） また、この件でいきますと、瑞穂市収納金口座振替収納事務取扱要綱の第 6 条、口座振替による納付をしようとする納入者は、口座振替依頼書（金融機関用）及び口座振替依頼書（瑞穂市用）を金融機関に提出しなければならないとあるが、要綱ですので、その一文に、金融機関もしくは瑞穂市に提出しなければならないとすれば、要綱などで直ちに变更できるのではないかと。要綱の第 6 条に、申し込み手続によるということで、口座振替依頼書（金融機関用）及び口座振替依頼書（瑞穂市用）というふうに提出しなければならないというふうに書いてあります。

もう 1 点、口座振替申し込み手続について、他市町のことも考えて、研究してみました。

多治見市ホームページでは、「 1 .税金の通知書か納付書、通帳、通帳の印鑑を御持参の上、市役所、市内の各地区事務所、または指定金融機関、郵便局にて所定の口座振替依頼書に必要事項を記入して申し込んでください」と、多治見市のホームページではありました。

瑞穂市のホームページでこの口座振替申込書のことを調べてみますと、「あなたの預貯金口

座のある金融機関で手続きをしてください」。この一文だけであります。

ここの口座振替の要綱の中には、瑞穂市と金融機関に口座振替依頼書を提出しなければならないという一文は、多治見市には記入がしてあるが、瑞穂市ではない。この一文をとっても、少し不明確な点があるのではないか。

また、さらに、その申し込み手順のホームページの一文のその下に、「また、一たん口座振替の手続をされますと廃止または変更されるまでは継続しますので、口座解約時には口座振替廃止届もあわせて提出してください」。この一文を読んだときに、何か瑞穂市は冷たいなと感じたのは私だけでしょうか。申し込みをしようとしている人の一文は短く、また口座手続をされますと廃止または変更されるまでは継続しますと。それはそうだけどという感じですが、本当にこれで促進ができるような一文であろうか。口座振替をしていただきたいという言葉なのかというふうに感じ取れるものがあります。

また、手順の不備があると先ほど言われました。トラブルがないようにという言葉でしたが、そのことについて、多治見市の方にどんなふうな状態かということを確認させていただきました。「手順に不備がある場合はどうなのか」というふうに聞くと、「金融機関が手続を確認していただくか、市役所に書類が返送され、確認をとります」。そこで、私が、「それなら金融機関に一度行く方がよいのではないか」と聞き直すと、「金融機関の営業時間に行けない方のためでもあり、日にちがかかることも説明してあるので大丈夫です」という言葉が返ってきました。行政改革大綱の市民ニーズを迅速かつ的確に捉え、必要な行政サービスを見きわめると言われたが、どのように見きわめていくのか、副市長のお考えはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 基本的な考え方からちょっとお話をしますと、口座振替については契約になるわけですね。これは司法上の契約で、要は納税者が金融機関を介して税を納付するという契約行為です。ですから、その契約行為をより確実にするという意味で、従来とってきたスタイルがあるわけですが、今おっしゃられますように、他の市もやっておる。

私も、実は最近、中部電力の電気料金を口座振替にしようということで電力会社に電話しましたら、早速用紙を送ってくれました。そのはがきで、目隠しシールを張って出すという方式ですので、これは便利だなという感覚を持ちまして、今の議員の御指摘の案件を聞いておったんですが、そういった実態が民間ではなされているということ踏まえ、市の方も、従前のより現実性を重視するあまりのシステムが果たして住民ニーズに沿っているかということをお案しますと、やはり御指摘のとおり見直す部分があるのではないかなという感覚を持ちました。議員の御指摘がまさに住民の代表としての御指摘というふうになれば、市としても、今後、今のやり方でいいのかどうかということを再検証する必要があるというふうに感じて聞いておりました。以上、感想を述べまして、答弁とさせていただきます。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 本日のポイントは、最少の経費で最大の効果を上げる。職員の意識改革だけで大きな効果が上がるのではないかと考えております。

また、この件については、調べておりましたら、口座振替案内書の廃止についてということで、市民の皆様にも、口座振替で支払いをする場合、口座振替案内はがきを送付しておりましたが、行政コスト削減等により平成23年12月1日から廃止させていただくこととなりましたということも確認がとれました。廃止と、やはり今後の促進についても経費の削減、またPRもさらに必要ではないかなというふうに感じさせていただきました。

また、このことでいろいろ調べていますと、督促手数料についての質問になりますが、納入方法や口座振替について調べていると、口座より引き落としができなくて、督促が発生しております。

そこで、督促手数料について調べてみました。瑞穂市市税条例（督促手数料）第21条にある督促状1通について200円の督促手数料を徴収しなければならないとあるが、この200円の積算根拠は。また、この条例は送料80円の封書の時代のことであり、現在は圧着式はがきになり、事務効率も上がったのではないか。その経費について見直された経緯や他市町の状況などについて、どうなっているのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 督促手数料に関してでございます。

まず1点目の200円の積算根拠はということでございますが、現在200円をいただいております手数料の積算を算出いたしますと、督促状の郵送料が、はがきでございますので1通50円、督促状の用紙代として23円、これの印刷代、これは自庁処理でございますので、ゼロックス、コピー機を使っております。1枚当たり2.3円。はがきを圧着しておりますので、圧着機の損料・保守料を1枚当たり単価計算して7.2円。税務課では収納支援システムにおいて督促状の発送者等をシステムによって出力しております。それらのシステム保守料が毎年毎年かかります。これを枚数で割り込みますと36円。その他、電気代とか職員の人件費等を5円ほど見込みまして、約125円というふうに見込んでおるところでございます。

2点目に御質問の見直しをした経緯はあるのかということでございますが、これに関しましては、平成15年5月1日の合併時に、合併協議により瑞穂市税条例に規定をされておるところでございますが、そのときの内容では、昭和60年4月1日より穂積町、巢南町とも、両町の税条例において100円から200円に改定され、合併協議においても、両町の現行どおりとする調整を経て、現在に至っておるところでございます。

さらに、他市町の状況はどうかというところでございますが、現在、県内各市の料金でござ

いますが、瑞穂市と本巣市において1通200円、飛騨市が150円、他の県内各市は1通100円でございます。

また、先ほど125円と言いました件でございますが、この125円の発行経費に、さらに督促後に催告書を10月下旬から11月に送るわけですが、督促後のさらなる未納者に関しましては催告書を郵送しておりますので、そこで郵送料80円が少なくとも加算されるということでございます。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 125円に催告書の80円を最初に取り取らねえ。

ホームページで「督促手数料」と「200円」と検索すると、全国広いんですが、瑞穂市が上位で出てくる。このことはやはり200円という金額が高いんじゃないか。また、岐阜市、大垣市ともに送料を聞かせていただきました。岐阜市、大垣市さんに聞かせてもらうと、送料プラス手数料程度であるという答えが100円でありました。

市長に伺いますが、他市町並みと言われますが、この200円が2倍の手数料になっているのはどのようにお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私も、合併当時、税務課長をやっておりまして、この督促手数料の額について検討した経緯がございます。当時、一時3町の合併の話がありまして、北方町が100円ということで、どうするかという話でありました。その3町で協議した折にも200円という案がありました。といいますのは、督促をするということに対しての、いわゆる本来であれば憲法30条に基づく納税義務は国民がひとしく負うべきものでございまして、やむを得ない理由があるにしても、納期に入っていないということに対する、聞こえはちょっとよろしくありませんが制裁的な意味もあるんじゃないかというような話がありまして、北方町さんも200円ということで合意をした経緯があります。

その後、巣南と穂積の2町の合併ということになりまして、お互い200円であったということで、200円ということになったわけでございますが、そういった経緯を考えますと、単に実費相応ということではなく、やはりプラス・アルファも加味されて200円ということになっておるということで、私たちはそういった認識のもとで事務をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 今回のこの現代、説明責任がきちっとある時代でありますので、その200円の積算根拠をきちっと明確にして説明ができるようであれば、私はそれを100円にしるとか

ということではなく、きちっとその部分の説明がなされればいいな。もしくは80円の時代から50円になったのになあという単純な疑問が不安になってはいけない。また、昨年12月の議会、22年第4回定例会におきまして、議案第79号瑞穂市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例について、このときでも、本来見直せる議案が昨年にも出ていたんではないかな。200円はどうであるかということも見直しの検討の中にひょっとすると入ってもよかったのかなというふうに感じさせていただきました。

また、質問を変えさせていただきます。

安全で安心な暮らしのための質問に移ります。

先日、中日新聞の12月8日に「備える岐阜」という見出しがあり、多くの行政機関が機能停止した東日本大震災の教訓から、県は、大地震発生時の職員招集や優先すべき事務を取りまとめた業務継続計画を策定したとありました。県は、県庁が使えないなどの想定をし、計画では、応急対策や通常業務などの想定と計画を示し、想定外の被害に備え、被災地の経験を生かしたいとあった。

そこで、質問は、瑞穂市でのこれから起こると予想される災害に対して、想定外とならないよう検討しなければならないと考える。

そこで、東日本大震災に、瑞穂市社会福祉協議会が中心となりボランティア派遣をしましたが、この国難に何ができるのか、何かできないかと考える市民はいます。しかし、個人でボランティア活動へ踏み出すことは難しいことでしょう。そこで、災害ボランティア支援活動組織の充実と仕組みを構築しておかなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ことしの3月11日の東日本大震災の災害のみならず、災害時には、ことしはたくさんの災害がございましたけれども、義援金を初め多大な御支援をいただいております。この場をおかりしまして、市長にかわりまして、本当に厚くお礼を申し上げたいところでございます。

災害におきまして、いろんな計画の見直し、それから県の防災計画を初め、瑞穂市の防災計画もですけれども、ボランティアのことについても、本当に実際起こり得ることを想定して、机上論だけではなく、絵にかいたもちではなくて、体験された方の御意見も伺いながら、こういったものを考えていかなきゃいけないということは、市職員のみならず、自治会、それから住民の方も自分の防災の体制を見直しされたのではないかとことを思っております。

東日本大震災に派遣された災害ボランティアの支援活動の充実と仕組みでございますけれども、まず5月22日から29日まで、それから7月16日から23日までですが、県社協の要請により岩手県大槌町に現地ボランティアセンターとして市の社協職員が派遣されております。また、この前、議会等で御報告されたと思っておりますけれども、8月8日から12日までにおいて、一般市

民の方、それからここにお見えになります市議会の先生方、それから市社協の職員、それから市の職員も含めて29名が同じく大槌町へ行ってございまして、お墓とか、民家等の清掃活動を行っていただいております。

そのほかに、災害ボランティアに登録されております49名のうち21名の方が個人で宮城県の方とか、それから、いろんなところでございますけれども被災地の支援に行っていただきまして、家屋や側溝などの泥出しとか物資の仕分けなどを行っていただいております。

今後、こういったいろんな経験をされた方の体験談とか、それからボランティアについての必要性を、行かれただけでは済まされない問題だと思います。社会福祉協議会の方としてもこういった体験のお話もしていただきまして、それから、ボランティアの研修も行っていきたいということで、私の方もまた協力して体制を整えていきたいと考えております。以上です。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 本当にこのボランティア活動については、しっかりと充実した必要性を感じていただき、進めていただきたい、そのように思っております。

災害は、国難である東日本だけの問題ではありません。瑞穂市もしっかりと取り組み、いつ何どき瑞穂市に起こるかもしれない事態も想定をして、またお願いをしたい。瑞穂市におけるボランティアの受け入れ体制や組織づくりも大切になると思います。

集中豪雨などの局所的な雨や台風などの水災害が発生すると、例えばことしの9月21日、台風15号では、庄内川がはんらんしたような局所的な被害が発生すると、JRの駅付近がボランティアの窓口になっているようである。

では、瑞穂市では受け入れのできる体制を考えなければならない。そこで、組織づくりや受け入れ体制の調査や研究などをどのように考えるのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市におきましては、ことしの2月でございますけれども、3月11日の前でございますけど、瑞穂市の災害ボランティアセンターの連絡会を設置しました。そこで、社会福祉協議会が中心となりまして災害ボランティアセンターの運営マニュアルをつくらうということで、私の方もその一員でございますけれども、そのところで、市の対策本部と社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの連絡協議会、その他、必要と認められる、協力していただけたらと、地域防災計画との整合性をとりながら、今年度中にそういったものをつくり上げたいと考えておりますので、できましたら、また皆様にお知らせしたいと思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 災害ボランティア連絡会がきちとした組織であり、いざというときの対策本部との連携をうまく活用できるような体制をとっていただきたい。また、水害、地震などの災害時における瑞穂市の想定と準備も伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 水害とか地震等を想定して、私どもの準備体制ということでございますが、私どもの準備体制そのものが今現在ではどうかということを再点検する必要があります。市が備蓄しておる非常食とか日用品、復旧資材など、防災資材ですね。これは今までは穂積庁舎と巢南庁舎に大きく分かれておりました、実際に今あるものが足りるのか足りないのか。想定も、今までの想定、きのうもちょっと申し上げましたけれども、少しデータが多分古いであろうというふうに思っておりますので、新しいデータはまた来年ごろ出てきますけれども、想定が少し上がると思いますので、そうした想定も含めて再見直しをする必要がありますけれども、まずもって、今まで巢南庁舎、穂積庁舎で備蓄しておったものを各小学校等へ分散をします。そうしたことも今検討をしております。最低限、どのような防災資器材をどの程度分散するかということ、そうしたことも再度見直しをかけようかと思っております。ということで、とりあえず備蓄品とか資材等については再度見直しをかけたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 水災害は本当にすぐ来る夏のことでございます。ゲリラ豪雨などありますので、その想定と準備は早急に見直していただきたい、そのように考えております。

また、瑞穂市の安全と安心を今後どのように確保していくのか、お聞かせください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、見直しておるものとしましては、ハザードマップにつきましては、この議会の終了した後の全協で一回今の途中経過を報告させていただきたいと思っております。そして、防災協定につきましては、やはり県とか各市町、いろいろな防災協定を結んでおられますので、日ごろからおつき合いをしておるわけではございますが、できる限り私どもも確認をする意味で協定を随時結んでいくということで、先般は緑化協会、そして今、燃料等、ガス等、再度協定の事務を進めております。そしてまた、こうした協定を結んだ相手さんとは、毎年防災訓練をやるんですけども、全部ということはいきませんので、順次また一緒に参加をしていただくと、そんなことも考えております。

そして、福祉避難所につきましては、11月28日でございますけれども、市内の福祉施設すべての方にお集まりをいただきまして、私どもとの協定を結んでいただきたいということで説明会をさせていただきました。多分今月じゅうに何とかお願いするということで進めております

ので、こうした点もまた御報告をさせていただきたいと思っております。

そして、先般、地震防災マニュアルを皆さんに御配付させていただいたわけですが、皆さんに配付させていただいたそれぞれのマニュアルにつきましては、自治会長会議で全部配付をしてございます。これにつきましては、また自治会長さんはかわられるかわかりませんが、次の方に引き継いでいただく。そして、一人や二人ではできませんので、皆さんで結集をしていただくという意味で、先般配付させていただいて、簡単ではありますが説明がしてございます。来年については、自治会長、防災リーダー、各種団体の役員さん、そしてサブになる方も含めて、校区ごとにマニュアル等の研究会、またそうした中で、いろんな足りない部分、補うべき点を校区ごとに話し合っただけで災害に備えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 安全・安心を確保していただきたい。本当に瑞穂市が、旧本巢郡というんですかね、ひょっとするとJRの窓口が瑞穂市にあるということで、重要な拠点、基地となるのではないかな。北方町、本巢市との連携も必要になり、多くの水災害、地震災害に備える想定、ボランティアの受け入れ窓口等、さらにいろいろと研究をしていただきたい、そのように考えますので、よろしくお願ひいたします。

質問が変わります。

下水道説明会について質問させていただきます。

先日、下水道計画の自治会説明会が開催されましたが、私も参加しましたが、前向きな意見や厳しい意見もあったが、開催についてどのようであったのか。また、反省点や説明の改善点はあるのか、今後はこの自治会説明会をどのように行っていくのかをお聞かせください。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 庄田議員の下水道説明会について、3点に關しましてお答えいたします。

平成21年2月23日付での瑞穂市の上下水道事業審議会の答申の中で、下水道の推進に当たっては、計画などの早期の段階から市民に対し、下水道整備の時期の見込み、その整備に伴う市民の責務、負担を可能な限り具体的に説明し、遅滞なく水洗化が進むように、市民の理解を深める取り組みを行うことを要望事項として受けております。

また、下水道事業は長期にわたる事業であることから、将来計画等の情報を理解していただくことが大切なことと考え、議会下水道推進特別委員会等とも協議しまして、自治会の協力のもと下水道説明会を開催することとなりました。今、庄田議員が言われたことですが、この8月に連合自治会の御理解のもと下水道説明会を順次進めているということで、11月に庄

田議員も参加されたわけですが、5回を行っております。

それで、一つ目の、どのようであったか。説明会に行き感じたことは、情報が市民にいか  
に伝わっていないかということです。PRの難しさを痛感しました。生活排水、汚れが水環境  
にどのように影響を与えているかということ等もまだわかっていただけていなかったようなこと  
でございます。

二つ目といたしまして、反省点、説明の改善点についてでございますが、広報やホームペー  
ジでは伝わらないことや、市民の意見を直接聞けることは、下水道を進めていく職員の大きな  
力になることと感じた次第でございます。

説明に当たっては、市民と同じ目線での説明に心がけ、わかりやすい説明の中で情報提供を  
していきたいと思っております。

三つ目といたしまして、今後、説明会をどのように行っていくかでございますが、今後も下  
水道事業の推進とコミュニティを考慮し、小学校区単位での開催を自治会長と関係者各位と  
相談しながら、順次開催していく計画であります。

また、広報等で、10月号の広報から下水道コーナーを開設しましたので、下水道情報を毎回  
掲載させていただきたいと思っております。説明会で出たQ & A等々も発信していく計画であ  
りますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4番（庄田昭人君） 私の感じたことと同じようでありました。本当に伝わっていない。市民  
の皆様が下水道計画があるんだということが伝わっていないということが本当にわかりました。  
それは、下水道をつくらなければいけないのか、要るのか要らないのかという議論が先なので  
はないかというような本当に厳しい意見でありました。生活排水を流すということの、今この  
自分の目の前から水に流せばきれいになる。それでいいというような、本当に水環境について、  
まだまだ本当に説明不足だな。情報が伝わっていないということも理解は私もしましたので、  
どうか市民の皆さんにこの都市計画の中の一部である下水計画をしっかりと説明していただき  
たい、そのように思っております。

また、市民の声の中には、説明会を聞くことによって安心ができたとの声もあった。これも、  
市民ニーズへの対応ではないかと思っておりますので、説明をお願いします。

また、さらにお伺いをいたしますが、下水道処理施設を促進するために来年度の当初予算に  
平準化した5億円を下水道整備計画のための基金に積み立てるお考えはありますか、お伺いを  
いたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 午前中の質問でもございましたように、24年度の財政状況を考

慮し、当初予算から、私どもの方といたしましては、この基金は財政課の方で積み立てていただくものでございますが、ヒアリング等々で要望、予算化を図っていきたいと思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 今、ヒアリングでお願いをしているということですので、その5億円の基金に積み立てるお考えは、ヒアリング上、どのようにお考えかお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 下水道の準備金というんですか、積立金でございますが、23年度におきましては、当初予算で1億円を計上させていただきました。その後、前年度決算の剰余金等である程度見込めるということで、全体で5億ということにさせていただきましたが、新年度も財政歳入の見込みを見ながら、最低でも前年度並み、1億円は当初には計上させていただいて、少しでも準備金として積み立てられるように計画してまいりますので、よろしく願いいたします。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 庄田昭人君。

4 番（庄田昭人君） 23年度と同じように1億円、その後にまた考えるということでございます。これはやっぱり市民に対する瑞穂市のやる気がそこにあらわれるのではないかなというふうに考えますので、推進という、議会でも進めていることでございますので、そこには市として、行政としてしっかりとやる気を持って当初予算に組んで、さらにその後というような話はさらっという話でもいいのではないかなというふうに考えさせていただきました。

本日の質問ポイントは、最少の経費で最大の効果を上げるということで私は考えました。行政改革と市民サービス、市民ニーズとは何かが全体の質問テーマでありましたので、本日は最少の経費で最大の効果を上げるということですので、あれをつくれ、これをつくれというポイントはありません。しかし、行政マンの意識改革で何ができるのかということでありました。瑞穂市行政改革大綱でも市民ニーズと行政サービスの見きわめのできる職員、さらに将来にわたって安定した行政サービスを提供するための健全な財政基盤の確立が重要となりますと大綱にもあるように、行政改革、意識改革とは、最少の経費で最大の効果を上げる知恵を出し合わなければならないのではないのでしょうか。

他市町のよいところのチョイスと、瑞穂市に合わないものは無理にすることではなく、実情を見きわめていただき、またこの質問がすべて正しいとは考えておりません。しかし、行政へのチェックとして追及することが大切だと考えております。各課さまざま見直し、着目点を見つけ、今後もさらにより行政となるよう申し上げ、質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 4番 庄田昭人君の質問を終わります。

続きまして、6番 棚橋敏明君の発言を許します。

6番（棚橋敏明君） ただいま星川議長より質問の許可をいただきましたので、本日は大きく3点について質問させていただきます。

まずその一つ目です。市の職員の方々の仕事ぶりが向上してきていますということ、その次が2番目、まちづくりについてということです。それから3番目としまして、多少まちづくりについての2番目と重複する部分がございますが、その中でも特に教育施設、体育施設、文化施設、この三つについてとらえて御質問させていただきたいと思っております。

また、傍聴の方には、お忙しい中お出かけいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、ただいまよりは質問席に移らせていただきます。

最近、市内のいろんな市民の方々とお話ししていると、穂積の本庁舎につきましては非常に風通しがよくなって、明るくなってきたんじゃないかと聞きます。ただ、この穂積の方でも、各センターのことについては苦情が正直ございます。そのことにつきましてもいろいろ調べてみますと、施設管理公社が請け負っておられる関係なのか、どうしても採用されなかった方がクレーム側に回って投書しているんじゃないかという裏話も一部は聞こえておりますが、ただし、本庁舎の中の、特に住民関係の書類の発行場所、それから福祉関係の御相談の場所はかなり評価が上がってきております。

以前、市長が、とにかく市役所も一般企業と同様にサービス精神、そして職業意識をしっかり持ってもらって、そういった意識改革をやっていきたいというふうにおっしゃられた講義をなされました。それによって市役所の風通しがよくなってきたという、いい意味での評判が上がってきたんじゃないかなと思います。

もちろんその間には、この歴史の中で初めての女性部長の誕生、そして、この4月からの女性の議長の誕生、そういったこともあるんじゃないかなと思いますが、これが一過性のものでなしに、これからもうまいこと続けていっていただきたいものと思えますし、またそういった褒めるべきところは褒めていただくような講義、市長が当初に計画をされた講義ですか、講座ですか、そういったものを続けていっていただきたいと思えますが、その後、こういった講義、講座をやられたということはあまり聞いておりませんが、市長としては、どのように今後そういった部分を進めていかれるのか、お答えがあれば、ちょっとお教えいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 棚橋議員の御質問にお答えいたしますが、高評価をいただきまして、まことにありがとうございます。

市長は常々、機会あるごとに我々職員に対しまして、「あいさつは自分から大きな声で」という訓示を絶えず行っております。それが徹底してきたのかなというふうで判断をしております。

御指摘のさらなる向上の方に向けましては、第1には、研修等いろいろございますが、人材育成の推進を図ることが急務と考えております。第2次行政改革大綱の中にも職員定員の管理及び人材育成ということを掲げております。分権型社会を担う自治体職員の我々でございますが、これを育成することが重大なことでありまして、その能力を開発する大きな柱としまして、人事制度というのと研修制度、それと職場環境整備というのを掲げております。

一つ目の人事制度におきましては、人事考査である勤務評定を平成15年5月に導入しまして、平成18年10月に給与への処遇へ反映させた制度として改善をしましてまいりました。平成22年度より目標管理制度を導入して、管理職以下の職員には、仕事の明確化、それと目標達成過程における各職責に対する指導、教育に重点を置きまして、管理職におきましては、担当部下の業務がスムーズに進捗しているかを確認し、部下を指導・教育していく管理指導力の強化を上げております。相互が作用することに基づきまして、効果が期待できるものと考えております。作用に基づくこともございますが、各管理職が課の所掌事務を職員に割り当てまして、各職員はその事務分掌に基づいて業務スケジュールを年度当初に作成しまして、管理職と面談をして、その内容、割り当て等を決定している。今そんな状況でございます。

この結果、能力評定におきましては期末勤勉手当に反映するようになっておりまして、目標管理を加味して、昇級に反映させる職員の努力、成果を処遇に反映させるということで、人事制度を今とってきております。

2点目の職員研修制度におきましては、内部研修、外部研修では、県の市町村職員研修センター、あるいは中央研修センター等に出向いて研修を受けるように行ってきております。相当の職員が研修に参加している状況でございます。

それで、職員をまず育てることが重要でありまして、職場環境整備においては、目標設定の面談で、コミュニケーションづくりですね。各職員のやる気を引き出す重要なウエートを占めております。人間関係の円滑である職場環境が職場のやる気につながっていくものと考えております。さらに、今後このシステムを定着させて確立して、さらなる職員の人材育成に努めていきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） ちょっと私も生かじりなもので、こちら辺ちょっとわからないんですが、せんだっての給与を0.23%引き下げるというときに7級の区分けをした体系表を見せていただいたんですけれども、それについて、例えばもっと細かくやれば、もっと皆さんのやる気を引

き出すこともできるんじゃないかなという御意見も聞いたんですが、例えば7級のものを9級にするような仕分けとか、そういったこともあるようなこともちらりと聞いたんですが、それはいかがなものでしょうか。ちょっとお答えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今の御指摘の職員の給与体系の級は、一応人勧の勧告に沿っておるわけですね。ただ、国の一定の公務員の給与制度がありまして、それをベースにした地方公務員の給与制度があるわけですが、その中で、人勧は、市町村は6級にせよということであったんですね。それを、県下の市町がいろいろ工夫しまして、7級を採用したり、6級を採用したりしておりますが、今御指摘のように6級ではちょっと無理があるということで、7級にさせていただきました。そういった面では、前より前進はしたというふうに考えております。ですから、級の中にも号俸というのがありまして、号俸が、通常ですと1年に4号俸上がるんですが、それを勤務評定によって6、あるいは8、成績の悪い人については3とか2とか、そういうふうにしていますので、そういった運用上でやる気を引き出すような運営をしております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） もう既に今の7級が、他の市町ではまだ6級のところがあるから、7級でも既に皆さんのやる気を引き出すようになってきているというふうに解釈はできるんじゃないかなと、今伺いました。

それと、私、もう一つ、講座だったのか、講義だったのか、以前市長が行われたのが、どういうふうな状況のところで行われたのかどうか分かりませんが、やっと私たちのこの市もこれでもうすぐ合併10年。あの人は巢南の人や、あの人は穂積の人やというようなことをあまり聞かなくなってきました。逆にそれだけいい意味での交わりができてきたと思うんですね。

そこで、私、そういったことも踏まえた上で、瑞穂市の職員として、どうあるべきかというところで、以前市長がやられたという講座、僕は内容は知りません。ただ、この議場で聞いただけですが、今後、続けていっていただかないと、これから10年という節目で、本当に瑞穂としての生え抜きの職員が育ってくる段階になってくるわけですので、そのような講座を続けてもらいたいと思っているんですが、以前どんなものだったか知りませんが、生の声を聞きたいのは、大学を出たばかりの職員さんもそうだし、やっぱり市長の生の声というのは聞きたいもんだと思いますし、また生の考え方を知りたいのも当然だと思いますので、再度講座を開かれる予定があるのかどうなのか、市長に伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

棚橋議員から、職員の質がちょっと向上したのではないか。私にしてみれば、ありがたいというか、うれしいお言葉をいただいたところでございます。それにすることなく、さらに取り組んでまいりたいと思っております。

いずれにしましても、私が申し上げておりますのは、行政は最大のサービス産業である。住民に対します行政こそ、最大のサービス産業。行政の役割は、御案内のとおり住民福祉の向上と地域社会の均衡化した発展を図るという大きな命題がございます。福祉といいますのは、私はいつも申し上げておるわけでございますが、いろんな社会福祉もございますが、福祉は幸せの満足度、これは人づくりを初め、教育を初めとしまして、道路にしましても、下水道にしましても、すべて住民福祉でございます。要するに住民が幸せの満足度を感じるかどうか、これが福祉の向上ではないか。そういう意味からいきますと、行政のやっておることはすべて最大のサービス産業である。私の認識でございますが、特に職員におきましては、まずどこから始まるかと申しますと、まずそれぞれの職員、朝出ましたときの職員と職員のあいさつ、そこから当然市民との関係、市民がお見えになったら、やはり気持ちよく受け入れて、そして帰っていただくときには、市民はすべて役所へ来るときは不安がってお見えになるわけでございます。そういった方に、そういうことのないようにきちっと対応しながら、帰っていただくときには、ああ来てよかったなと思って、帰っていただけるような、そういう対応をしなくてはいけないということ、この対応から始まるということを言っておりますし、またこの仕事を進めるに当たりまして、縦割りでは絶対だめだよと。そして、一人で仕事を抱えず、連携をとって、協力体制をとる。そして、市民の負託にこたえなくてはいけない。わからんことは聞き、またおくれておる子は助けてやる。こういった連携もとりながら、しっかり対応していかなくてはいけない。こういったことも話ししながら、またいろんなことにおきまして勉強会も設けまして、いろいろ日々向上するように取り組んでおるところでございますが、さらにまた一段とよくなったと言われるようなふうに取り組んでまいりたいと思っております。

今、はっきり申し上げまして、今回も予算をいろいろ組んでいくわけでございますけれども、こういったことにおきましても、今、もちろん企画部を初めとしまして、職員みずからがしっかり将来の財政を見据えて、職員自体が真剣に考えて取り組んでおります。私は政治家でございますので、はっきり申し上げまして最終的に言うだけで、本当にそういう形で今動きつつある。本当にありがたいことございまして、私が3年間議員をやっておりました、そのときの職員の状況。また、今度は市長にさせていただきまして、この4年間ずっと眺めております。職員がみずからいろんなことをやるようになってきておる点、徐々に変わりつつあります。私としてもうれしく思っておるところでございます。さらに御指摘があるようなふうによりしっかり取り組んでまいりたい。このことをさらに職員に徹底をさせたい、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6 番（棚橋敏明君） せっかく本当にいい芽が育ちつつありますので、何とか明るいすばらしい役所になっていくとありがたいなと思いますし、また巢南の庁舎の方も明るくなるとありがたいなと思っております。そんなことで、いろんな部分でまたぜひともよろしく願いいたします。

〔 発言する者あり 〕

6 番（棚橋敏明君） ごめんなさい。それは、いろいろ異論はあるでしょうが、市民の方の感じたとおり、ちょっと述べさせてもらいました。

その次、まちづくりにつまましてというところに移らせていただきます。

さまざまな方々がまちづくりについて御質問なさっておられますが、今、人口が5万人を超えております。これが6万、7万と行く、これはもうほぼ間違いなろうと思いますし、それと同時に、高齢化もますます進んでいきます。例えばここ最近、私が経験したこと及び市民の方々から聞いたことをちょっと簡単に例をとらせていただきましても、最近のお葬式、よく皆さん、見てみてください。ほとんど90歳以上の方々のお葬式でございます。特にその中でも、その手前で動いておられる方々ですね。90歳の手前の方々、お亡くなりになる方々が90歳を超えている。それで、まだまだ現役で、ある程度一人でお住まいながらも近所の方々とおつき合いられておられる方々が80代、また90代の前半というケースが多々あります。

例えばその中で、まちづくりでまず一つ申し上げますと、例えば今のごみの回収方法ですね。各大きな自治会の中で3カ所ぐらい大きな金網が設けてある。もっと少ないところだと、自治会の中で金網のあるごみステーションは1カ所。だけど、皆さん、よく考えてみてください。皆様方も同じように80代になり、それで、奥さんを先に亡くされた方、ひとり身の方、また逆に御主人を先に亡くされた方はどうやってそこへ運ぶと思いますか。それと同時に、例えば今のあの立派なごみステーションですね。移転させようと思ったら、迷惑施設ですね。頼むわ、うちんどこへ持ってこんといてえなと言われるのは当然です。だれやったって、嫌です、あんなでっかいやつ。例えばその隣、どこかに貸し店舗で貸してたとします。そのの大家さんにとってみたら、頼むわ、うちへ持ってこんといて。捨てる人数はうち多いかもしれんけど、そんなもの持ってこんといてえなとなるわけですね。

それから、皆さん、例えば各部長さんでもそうですよ。皆さん、お年になられて、どうやって運びますか。運んでいるのを見たことありますか、皆さん。まず部長、輪之内かあっちに住んでおんさるから見たことないと思いますが、だけど、本当に皆さん、一輪車でえっちらおっちら運んでいるんやわね。一輪車みたいなん、安定性があらへんがね、はっきり言って。だけど、これが6万、7万になっていったら、僕はもう本当に考え直さなきゃいけないと思うんで

す。高齢者のまま、そのまま6万人、7万人のまちになるんですよ。

例えば近場で例にとりましたら、岐阜市を見てください。ここ、ごみステーションですよという看板、何もあらへん。ネットが置いてあるだけ。当番の人が一番最初の人がネットを広げる。そこにゴミを入れる。それで、収集車が午前中に片づける。ネットを畳む。皆さんのうちから、80歳、90歳の人たちのうちから50メートルか100メートルのところにあります。立派なものを確かに瑞穂市はつくっていますけれども、移転もできない立派なもの。それと、高齢者にとってみたら、それが本当の意味で便利なのかどうなのか。そこら辺、いかがお考えなのか、ちょっと教えてください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の質問に関しましてお答えさせていただきます。

棚橋議員の御質問は、ふえ続ける高齢者のことを考えられた、まことに当を得た御質問でありまして、6月、7月の出前講座、8月の粗大ごみの有料化に伴いましての出前講座、約60カ所ぐらい行ったわけでございますが、各地での御質問があったところでございます。

さて、現在、瑞穂市のごみステーションは約500カ所ありまして、これは河川などの面積を除いた瑞穂市の面積から換算すると、約4万5,314平方メートルに1カ所という割合になります。わかりやすく説明申し上げますと、瑞穂市全体を網の目であらわすと、1辺約213メートル四方に1カ所あるということになります。また、さらに住宅の密集地では、1辺50メートル四方に1カ所あるところもある状況でございます。要するに単純な計算ですが、既にかんりの密度でごみステーションがあることになります。

それから、今、議員が言われたネットだけの移動で、それも時代でございます。網のフェンスで行われて、それに関しては上限10万円の補助金を出して、自治会単位で、そのごみステーションは自治会での管理で行っていただいております。それに散らかったゴミ等々も当番等で自治会の方が運営というか、管理等をやっていただいております。時代の流れでございます、カラスの防止等々で、ネット等の補助のところもございまして、自治会等が考えられて、今の現状の形になっているものと思っております。

それにまた、今年の2、3月に介護保険計画及び老人福祉計画策定のために、65歳以上の方全員を対象にしたアンケート調査が行われておりまして、ごみ出しなど生活支援に関する質問も設けて、市民各位のニーズをお伺いいたしております。

そして、そのアンケート調査にいたしましては86%以上の回収率であって、高いデータの回収と思っておりますが、ごみ出しの支援については27項目中15番目で、上位のニーズは得られておらなかったという結果でございます。

上位の方でいきますと、例えば通院介助が欲しいとか、買い物の足が欲しいなどのニーズの方が上でございました。

議員御指摘のごみステーションの小規模、近場化については、高齢者のみならず、すべての市民にとって便利になることではあります。議員も言われたとおり、ステーションの設置場所の問題、においと、私の前のところは嫌だとか、つまり地権者や近所の理解の問題、また集積場が増せば、私どもの委託料やごみ当番がふえるなど、多々課題が多いと考えております。したがって、これらをかんがみまして、議員の御指摘の小規模、近場化につきましては難しい問題が多く、今後の課題と考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 最後に、今後の課題として締めくくっていただきましたので、というのは、例えばそのときは本当に早朝で、特に交通事故が起こりやすい時間帯ですね、大体ごみの締め切り時間というのが。一番通勤の方々が通る時間帯が多いわけなんです。なおかつ、半分暗いような、朝の暗いときもあるわけですから、そういったときに御高齢の方が本当に交通事故に遭ったら大変なことになると思います。そういったことも考えていただきまして、先ほどのアンケートも65歳以上。65歳といたら、ぴんぴんです、はっきり言いまして。もっと絞って、85歳以上の方々に危険がいっぱいあると思っておりますので、そのアンケートの数字を信用するんでなしに、再度またいろいろ考えていきますという言葉を生かしていただきまして、今後の検討課題にしてくださいませ。それがやはり御高齢の方々が交通事故に遭わない一つでもあるかもしれませんので、くれぐれもそこら辺はお考えくださいませ。

ちょっと時間の関係がございますので、その程度にとどめます。

その次、やはり同じようにお葬式のお悔やみのところから考えたんですが、お悔やみ欄を見ただけですと皆様方おわかりのように、最近、95歳とか、93歳、94歳、91歳、ひよっとすれば本当に100歳という方々のお葬式が結構ございます。私も縁がありまして、そういったお葬式に伺ったことがございますが、皆様が異口同音におっしゃられるのは、連絡しても、もうだれもうちの亡くなった故人に対しての同級生はだれも生きとらへんがねと。だれを呼ぶんやねと。はっきり言って葬式らしい葬式も上げれえへんがねと。だったら、本当の意味での家族葬ができれば、それでいいんじゃないかと。それがまた、故人、亡くなられた方もずうっと悩んでおんさった。何でやねんと言ったら、お金の問題。連絡したって人が来てくれえせん。香典も集まりやせん。そんなことで迷惑をかけとうないから、本当に静かに葬ってくれへんかと。それが、いっそのこと、最近の言葉であります家族葬、本当に悲しんでくれる人だけ来てくんさりゃいいんやでと。やっぱりそういう葬式が望まれつつあることも事実です。もちろんそれに尾ひれがついて、最近、音楽葬とか、いろんなものがございますが、でもそういった趣味的なものじゃなしに、一番基本的な家族葬をしてあげられるようにしてあげないと、95歳、98歳、本当に皆さん、身寄りがなくなってきた人、みんな悩んでいますよ。

例えばこれ見てください。岐阜でしたら上加納山がございますね。大垣だったら鶴見、それから勝山とあります。すべて家族葬ができるようなものがそれぞれの火葬場に併設されています。そこへ本当に悲しまれる方だけが集合なさい。それで、悲しいかな、霊柩車に乗ることもございません。リフトに乗ったまま、確かに火葬の燃やすところに移動します、館内の中だけで。でも、そこに集まられた方々は何かおばあちゃんにこれですてあげたわという満足の気持ちを持っておられます。

でも、この瑞穂市においてはそういった施設がございます。だけれども、高齢化が、本当に6万人、7万人になってきたらそうなるべくです。岐阜市、大垣市がやっぱりそういったことに気がついてやっておられることを、瑞穂市でもやらなきゃいけないと思います。

ただし、もうこれからの流れでは民間でやるべきだということも一理あります。ですから、例えば斎場ですね。火葬場の中に設ける斎場自体は公設であっても、中の運営は社会福祉協議会がやったっていい時代が来ると思いますよ、それこそ。社会福祉の一環として、私はあの中で家族葬のような、本当に悲しむ人たちだけ。また、逆に普通どおりでも、小人数で、お金のことを気にしなくてできる斎場をつくってあげないと、死ぬに死ねんと思います。これもやっぱり人口がこれからふえていく上での高齢社会の課題だと思いますが、いかがお考えでしょうか、お教えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） まちづくりの一環としての中で、高齢者が安心して生活できるまちづくりの中での、また火葬場内に小規模斎場をというお話でございますが、当市の火葬場は火葬のみの施設であるのは御存じかとは思いますが、斎場を併設した複合施設としての機能を想定して建設はされておられません。

平成10年に完成いたしました施設は、エントランス、玄関ホール、炉前ホール、告別室、収骨室などとなっており、今の現状のこれらのスペースの一面を改修して斎場を新設するということは、各スペースの確保の面から困難であると考えております。

また、近年、住民のライフスタイル、住民ニーズ、価値観の多様化といったところで、議員御指摘のようにいろんな葬儀の仕方が出てまいりましたのは認識しておるところでございますが、そういったことから、昔のような形態の葬儀が減少しておるということも確かでございます。また、そうした時代の変化により近隣周辺には民間の斎場ができてきておりますので、ぜひともそちらの施設を御利用いただきたいというふうに考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） お見事にお答えいただきまして、ありがとうございます。

ただ、ちょっと観点を覚えていただきまして、きょうのところはそれでいいんですが、正直

申しまして、やはりこれも社会福祉の一環だと思うんですよ。だから、従来とは違うんです。例えばお葬式に対する考え方も本当に福祉の一環だと思ってください。恐らく、今、私がこうやって話していても、何を棚橋、しゃべるとるんやと言われると思います。だけど、1年たったら、本当に、棚橋の言っておったとおりやと。社会福祉としてお葬儀をやってあげないかんのやと。そういった場所を提供してあげないかんのやと、必ず皆さん、思っただけだと思います。皆様方、亡くなることを考えてみてください。本当にぜひともこれ、真剣に考えてみてください。お願いいたします。皆さん、本当に亡くなられる方の気持ちを安らかにしてあげること福祉じゃないですか。僕、一番大切なことだと思いますよ。ですから、本当に場所とか、利益とか、また金がかかるとかということよりも、本当に揺りかごから墓場までの社会福祉の一環だと思ってくださいませ。

ちょっとまだほかにも質問したいことがありますので、この程度にとどめますが、ぜひとも今回の私の質問、何とか皆様方の記憶にとどめていただきまして、1年たったら、また同じことを思い出してみてください。どうかよろしくお願いいたします。

その次ですね。多々ありますので、ちょっと次に入らせていただきます。

同じように、お年寄りの方々が小集会場とか、そういったところで、極端に言いますと、言葉は格好いいんですけども、公民館まではいかなくてもいいから、例えば今、みんなで助け合おう見回り隊的なものがございますね。そういったものの小さな集会所とか、そういったものが町中にあると非常にありがたいんだけどという高齢者の方々が随分おられるんですが、例えばこれが公民館まで行きますと、3分の1の助成金しかもらえないから難しいと思うんですが、せんだっても福祉関係のことで東京の方から講演に来られた方も、そういったものが自然発生的におうちの中で育ってきたりとか、そういったふうにしていかないと、高齢の方々のよりどころがないですよというようなことも私はその講演で伺ったわけなんですけど、例えば市民の方々から、古い家があると。ここの運営費は町から出してあげるから、どうか皆様方、ここで近所の方々がドアのあいた公民館といいますか、ドアのあいたお年寄りの集会所と申しますか、そんなふうで利用したらどうやねというような、そういった話がもし出てきた場合、市の方から応援はしていただけるものなのかどうなのか、お答えいただけるとありがたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、御質問で、いきなり補助はという話になってきましたけれども、多分お年寄りの人が本当に気軽に集まる場所というのは、やっぱりお年寄り同士で五、六人集まって、ちょっとお茶飲んで、お菓子でも食べてと、そんなような場所があるといいだろうなあということだろうと思います。そうなりますと、身近なおうちということでございますので、そうしたことは多分地域地域でぼつぼつできてきて、またそれを地域ぐるみで、自治会とか、

いろんな人も応援しがてらというところができると思いますので、最初から補助とかどうこうとかでなくして、自然発生的にそういうのをどんどんつくり上げていって、おばあちゃんとか何かしらんショップとか、上手につくられればできると思いますので、一度そういうのも考えてみたらどうかと思います。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6 番（柵橋敏明君） それじゃあ、次に移らせてもらって、同じまちづくりですが、災害に対して迅速に対応できるまちづくりですね。

今現在、情報伝達の部分でまずいきますと、家の中にいる人にはやはり情報伝達として防災ラジオが一番だと思います。ただ、これは今現在、希望者に有料でお分けしているという状態ですね。それこそ、欲を言えば、合併10周年記念で全戸に無料配布してもいいんじゃないかなと思うぐらい、各おうちにとったら、家の中にいる方には防災ラジオが非常に必要じゃないかなと思いますが、これの普及に対して、何かさらなる考え方をお持ちかどうか、お教えいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 防災ラジオにつきましても、御好評のところもありますけど、ちょっと電波が弱くて入りにくいという御意見も少しずつあることも事実でございます。ですので、いろんな方法ということで考えておまして、とりあえずNTTドコモのエリアメールについては2月より運用ができるようにということで、今準備を進めております。

それ以外に、オーソドックスな方法として、防災無線の放送内容を電話で確認するという方法も今研究をして準備はしておりますが、その段階でございます。予算等についてはどうするか、また今後ではありますけれども、いろんな方法で進めるしかないと思っております。以上です。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明君。

6 番（柵橋敏明君） せんだって、これをいただいたんです。避難所運営マニュアルというのをいただいたんですが、中身はすごく濃いです。本当に素晴らしいと思います。ただ、できるかなあということのはのっけから思いました。それはなぜかといいましたら、まず市の職員の方々及び地域の方々がかこまで行くまでの訓練をしていないんですね、はっきり申しまして。もっと極端なことを言いましたら、率直に申しますと、訓練方法が非常に平場的な訓練をやっておるんですね。例えば近所に避難所があるとしても、ここの水路に水が入っているよという状態を想定しながらの立体的な訓練って何もやっていないと思います。ですから、避難所マニュアルは立派なものですけど、そこまで行くことができんのかなと思いますし、それ

と同時に、その中で、生活道路はほとんど、いざとなったら使える生活道路がどれだけあるのかなと思います。それと、一番大事な部分ですね。まずこれは本当に調整監にお伺いしたんですが、私、議員になってすぐのときから、ずうっと本巢縦貫道の北進ですね。車が込んで込んでしょうがない。この間に一つ考えてほしいのは、避難所とか、避難場所ですよというふうのある程度指定がしてあるところか何か所がありますね。朝日大学もそうです。穂積小学校もそうです。この役所一帯もそうです。本巢縦貫道沿い、南から北までに何か所あると思いますか。かなりの箇所がございます。後でクエスチョンマークで教えていただきたいですけど、その道路が、朝日大学の校門の前からずうっと東海道線を越えた次の信号、もしくはその次まで、一番多いのはその信号までですね。ですから、せんだっての議員さんが救助なされた事件のところもあそこの部分ですね。それが起因しているかどうか知りません。だけど、あれだけ込むのが、災害で地震が起こったらどれだけ込むんですか。それを迂回する車が旧県道に入って行って、わっちゃんわっちゃんかやったら、もう生活道路どころじゃないですよ、あの中は。そこで避難している人をはねたら、どうなるんですか。私、4年前からこれを言っているんですよ。だれが見たってわかるがね。片一方は1車線で行って、片一方3車線で行きゃあ。走っておる人も腹が立つんですよ。何でかといったら、2車線同士で込むのはわかりますよ。片一方、1車線で、片一方3車線ですいておれば、腹が立ちますよ、そりゃあ。それが避難の状態かどうかですよ。それを想定なさって考えたことがおありなのかどうなのか。

それと、周辺にどれだけの避難所があるのかどうか、考えられたことがあるのかどうか。調整監、お答えください。

それと同時に、この渋滞を国体までに解決する方法があるかどうかもお答えください。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） では、棚橋議員の御質問にお答えいたします。

まず二つに分けさせていただきたいと思います。

まず渋滞をしますよという状況と、それから避難所、災害等、そういったことが起きた場合、どうするかということに分けたいと思っております。

まず避難所でございますが、先ほど御質問がございました北方多度線、本巢縦貫道沿線にどれぐらいの避難所があるのかというのは、申しわけございませんが、把握はしてございません。今後、そこについては確認していきたいと思っております。

それから、避難路につきましては、大きなものとしまして、災害の緊急用道路がございます。これが皆さん御存じのような幹線となっている県道などがございます。それから、自治体等の方が避難される避難路、これは本当に軒先、ちょうど家の前のような幅員の狭いところ。こういったところは、当然地震等が起きますといろんなものが倒れてまいりますので、恐らく

車は通れない状況になることが想定されます。

また、水がふえてきますと、これまた地震とは違いまして、別の要因がございますので、発生要因ごとにこれからいろいろ体制づくりをしていかなければならないと考えております。

次に、本巢縦貫道が渋滞しますということにつきましてはかねてから御質問いただいております。実はこの路線の交通量のピーク時間を確認させていただいております。平日では午前7時から8時の間が最も多くなっておりますし、休日では午後4時から5時の間がかなりピークとなっております。また、渋滞の発生要因となります国道21号の中原交差点と、それをつなぎます、ちょうど役場の前でございますが、市役所前の交差点での交通解析を行っておりますが、平日ではやはり南進が多うございます。一方、休日では北進が多いという結果が出ております。

それで、道路の利便性を図る上で、道路のサービス水準の考え方がございますけれども、これには混雑度というのがございまして、これを確認させていただいております。混雑度が1という数字よりも大きくなった場合には何らかの対策をとらないとまずいですよというふうになっておりますが、現在、この場所を確認しましたところ、1を上回る数字とはなってございませんでした。

それと、ちょっと特徴的なものがございましたが、南進と北進の混雑度のバランスが比較的いいわけです。といいますのは、例えば0.6と0.2ですと、バランスがかなり悪いんですが、現在出てきましたデータでは、平日の南進が0.573、それから平日の北進が0.487、これが市役所の前の量でございます。あと、休日はどうかといいますと、これはちょっと逆転しております。南進が0.376、一方、北進になりますと0.421と。数字が若干大きくなると混雑度が多いですよというのが出ておりますけれども、これが0.5を下回っておりますので、それほど混雑という状況ではない。全体の台数が一斉に動き出すことはできますよということになります。

それから、これまでいろいろ御質問いただきまして、関係機関と協議を重ねてまいりまして、先般も再度確認をさせていただきました。北方署さんの方からはやはり現状で運営をしたいということでございました。これは、先ほどお答えしました北進と南進の混雑度のバランスが比較的いいということと、前々回の御質問だったと思いますが、交通事故件数がかなり減ってきておるといことが裏づけられての回答だと思っております。

それから、県土木におきましては、やはり同様の現状で運用したいということで回答をいただいておりますが、実を言いますと、ことしの11月25日になりますが、社団法人岐阜県自動車会議所の主催によりまして第32回道路交通環境等改善懇談会というのが開催されました。この場で同様の御質問がございまして、県からの回答としましては、現在、このような車線の構造となっておるのは、従来、南進2車線、北進2車線となっているものの、中央車線側は南進及び右折が共用の車線であり、右折専用レーンがなかった。右折車がある場合にはその後ろで渋

滞したり、後続車が急に車線変更を繰り返すなどの危険な状況を改善するため、県交通規制課、それから北方警察署、県土木など関係機関と協議の上、現状のように変更させていただいた。あわせて、右折矢印信号機を新設することによりまして、交通の安全と円滑を向上させたという回答をいただいております。

それと、現状の道路の限られた幅員、それから車線数の中での安全対策となっておりますので、御理解願いたいというのが回答でございました。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 毎回質問しても、データ上はよくなっているという御返事ですので、なかなか本当に込んだときに見ておられないのかなと思いますが、ただ本当に考え方として、地震のとき、例えば皆さん、これより北にお住まいの方々が自宅へ一刻も早く帰りたいようなとき、本当に大変なことになると思いますので、今までとは違った想定でもう一度考え直してみても、また逆に県の方とも御相談なさってほしいなと思います。現実的に渋滞の1車線で込んで、北へ上っておられるドライバーの顔を見ますと、もう引きつった顔をしている人がいっぱいです。せんだって私の知り合いが、だあっと私が下っていく間に4人ぐらい会いました。みんな、引きつった顔をしていました。私がこんにちとはあいさつしたって、知らん顔ですよ。みんな、引きつっていますから。だけど、それが現実ですので、我々のデータだけではいかんのかなということも一部思っていたきたいと思いますので、一度そこら辺また余裕がありましたら、お考えくださいませ。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） その混雑度とあわせて、交差点の需要量というものを確認させていただいております。そこでは、実は1に近づくほど、その交差点の改良は難しいということなんですが、飽和の状態、かなりいっぱいこれ以上いろんな手当てがないということなんですけれども、需要度だけを比べてみますと若干の余裕がございました。国道21号の中原では0.795でございますので、これはもう今の現状から改善する余地がありません。一方、市役所前でございますけれども、これが0.565という数字が出ておりましたので、若干改善の余裕があるのかなというところを今後県警などに提案させていただきながら、改善したいと思っております。

また、国体に向けてどうするのかというのがございますけれども、これは国道21号、それから北方・多度線、あわせて市道の方ですね。これを道路の網として考えさせていただきながら、交通処理を検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 国体ということに何とかかこつけてでも、生活道路及び今の北進の渋滞が少しでも改善になるようお願いいたします。

時間の関係がございます。次へ移ります。

その次が市の所有の未利用地ですね。せんだって、役所の方々に何か所かに看板をつけていただきました。そうしたら、やはりこれも高齢の方々からですが、妙に私のところは高齢の人ばかり連絡してくるんですけれども、何とか私らのところであれを利用できるようにしてくれえへんかとか、例えば昔、水害のときに実は自動車を長良川の堤防の上へ持っていったと。そうやないと流されてしまうもんでということで、地元で駐車場が何かにというような話があったりするんですけど、あれだけ看板を取りつけられまして、問い合わせとか入っていますでしょうか。特に災害用にこういうふうにしたいとか、避難場所としても使えるような、例えば穂積大橋を下ってきて、名紡の反対側、神社の横、あそこもそうですね、たしか。あそこなんかでもすばらしい災害用の機材が置けそうな場所というか、何か見えそうな気がしますし、そういった部分を考えて、いかがなものかなと思いますが、何かございましたらお願いします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 現在、未利用地は43カ所で4万3,000平米ありますけれども、看板を立てて、幾つもないんですけれども、あそこは市の土地やなということを確認されたというような話は聞いていますが、実際にお問い合わせがあったというのは数少ないですし、災害ということでは一件もございません。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 棚橋敏明君。

6番（棚橋敏明君） 次へ移ります。

このまちも、本当に先ほどから何回も申し上げますが、6万、7万、それから10万と、私は本当に成長していくと思うんですよ。やっぱり交通の要衝であり、交通の便がいいですから。ただ、あくまでも交通の要衝、交通の便がいいということだけで伸びていては僕はだめだと思うんですよ。やはり瑞穂の魅力、瑞穂の看板、これがまちづくりに僕は欠かせないと思います。例えばせんだって、これはだめだということで伺いましたが、中山道の松並木でもそうですが、これはだめになりましたが、でも、本当に今度の合併10周年を何とか利用して、映画のまち瑞穂、音楽のまち瑞穂、ラーメンのまち瑞穂、平和のまち瑞穂、何かつくれるんじゃないかなと思いますが、そういったことで、本当にこのまちを何とか魅力づけていっていただきたいと思います。これに対する回答は、もう時間がございませんので、次に入らせていただきますが、何とか合併10周年を利用して、本当に魅力あるまち、何かテーマのあるまち。というのは、以前、五木寛之さんがこのまちのサンシャインホールへ来て講演をしていただきました。あのときは、本当にチケットは余っていないかと私の方に尋ねもありました。やはり皆さん、何か

瑞穂市でいいことがあったら、サンシャインホールへ見に行きたいなという気持ちも持っておられます。瑞穂から発信できること、例えば市の広報自体もそうなんです。あんまり上手じゃないですから、もっと広報できることを考えていただきたいということで、まずこのまちづくりは締めくくらせていただきます。

その次の教育施設、体育施設、文化施設について伺います。

この中で、ちょっと気になる順番で、もう時間が7分ですからまとめて伺います。

穂積中学校のグラウンド、何ともならないくらい狭いです。皆さん、運動会のお越しになられたと思いますが、みんなが体育館のコンクリートの上にちよろんと並んで、それで見せていただくという状態ですね。果たしてこれでいいのかどうなのか。

それから、大月のグラウンド、あれだけの立派なものがあります。これも本当に合併10周年の記念グラウンドにしたっていいと思うんですよ。瑞穂の穂積と巢南と仲よくなった記念グラウンドとして、総合グラウンドをつくったって僕は悪くはないと思います。ただし、お金の問題とか、いろいろありますから、勝手なことを私も言えませんが、これも考え方の一つとして、またお考えを聞かせてほしいんですが、それから、うすずみの研修センター。

それから、今、いろいろなところで公園ができてきていますが、この公園に、せんだって、森議員の方からもお話が出ていました牛牧開門ですね。これは文化遺産として、どこかに公園をつくる中において、移設ができないかどうか、そういったことも含んでの質問です。

それから、美来の森の中にあります文化施設。これ、結構手づくり感のあるもので、体験コースがありますから結構評判がいいんです。なかなかこちらの執行部の方々にはわからないかもしれませんが、結構評判がいい施設になってきております。

それとあと、穂積保育所、それから本田の第1保育所、これ本当に老朽化が激しいです。穂積保育所がひどいなあと思っていたら、本田の保育所の方がもっとひどく、僕が外から見た限りではちょっと思いましたが、そこら辺もあわせて質問したい。

それから、テニスコートですね。

それから、その次、保育所のグラウンドの芝生化ですね。小学校のグラウンドの芝生化というのは、いろんな意味で多少問題があるなあというふうで私も多少後悔しております。

議長（星川睦枝君） 柵橋敏明議員に申し上げます。あと5分ですので、答弁の方へ移らせていただきます。

6番（柵橋敏明君） 保育所は、子供たちの安全のことも考え、芝生化というのは必要じゃないかなと思いますので、あわせてここまでお答えくださいませ。お願いいたします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） それでは、答弁させていただきます。

穂積中学校のグラウンドにつきましては、大変御心配をおかけしております。申しわけあり

ません。教育委員会としましても、南側の用地購入ということで進めてまいりましたが、現在、保留、再検討ということに至っておるのが経緯でございます。

そこで、現在計画しておりますのは、穂積中学校の南にあります市民テニスコート、これを生津ふれあい広場の方へ移設したいと。あわせて、野球場、サッカー場ということで整備をしたいと考えております。

その後、穂積中学校の現在のテニスコートを南側、駐車場の方へ移設をして、次にグラウンド拡張ということを考えております。

また、大月グラウンドにつきましては、これも市長のマニフェストに生津ふれあい広場の整備、大月グラウンドの整備というのがありますので、生津の方が終わりましたら、次に大月ということで進めたいと思っております。議員の合併記念という事業からは若干おくれるかもしれませんが、順次進めたい。また、整備の方針、用途については、議会とまた相談して決めていきたいと考えております。

次に、うすずみ研修センターですが、包括外部監査でも指摘がございました。また、今回の議案であります指定管理者の指定延長について会派説明会をした折にも、すべての会派から現在のままでいいのかと。将来、改修時にまた費用がかかる。あるいは温泉そのものが赤字ですので、こういった赤字負担ということも考えられる。また、私が思いますには、廃止するに当たっても取り壊しの費用がかかってくるということで、そういった御意見もございました。また、文教委員会では、そういったことから、今度指定管理を行う2年間の間で本巣市への移譲も視野に入れて検討して、2年間で結論を出せという御意見をいただいておりますので、相手がありますけれども、私どももそういった方向で協議を進めていきたいと考えております。

また、牛牧閘門につきましては、一昨年、文化財の指定をということで申請をしようと手続を進めておりました。その際に、管理者である県の承認が必要でした。それで、そういったものを進めてまいりましたが、どうしても承認が得られない。改修というのが絡んでおりますので、得られませんでしたので、文化財指定ということに至らなかったという事実でございます。今後は、きのうの一般質問の中でもありましたけれども、閘門の改修、河川そのものの改修ということがありますので、私どもとしては、貴重な遺産ですので残すべく県とも協議をしていきたい。そして、文化遺産として残したいと考えております。

それから、美来の森にありますガラス工房ですが、炉のリースの期限が24年で終了します。来年度いっぱいですが、存続か、あるいは炉を更新するか、来年度中にまた検討して、結論を出したいと考えております。

それから次に、保育所の芝生化ですが、来年度は3園、本田第2保育所、牛牧第2保育所、中保育所の芝生化を計画いたしております。すべての園で芝生化を行っていききたいと考えております。よろしく申し上げます。

また、老朽化しておる保育所につきましては、きのうもきょうも申しております。現在、施設の維持管理調査を確定中ですので、この結果に基づいて、改築、あるいは改修といった方向を出して、また皆様にお諮りしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。以上です。

6番（棚橋敏明君） どうもありがとうございました。

一番最初の質問で、巢南が暗いという意味ではございません。決してそういう意味じゃございませんので、どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 6番 棚橋敏明君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。再開は3時40分からといたします。

休憩 午後3時29分

再開 午後3時43分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 広瀬武雄君の発言を許します。

7番（広瀬武雄君） 議席番号7番、新生クラブ、広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、以下4点につきまして質問をさせていただきます。

その1は、平成24年度予算編成の方針について、2として、電力の購入先をPPSに切りかえる考え方について、3として、自転車走行に伴う環境整備の方針について、4として、新学習指導要領に伴うすべての運動領域の必修化対策について、以上4点につきまして自席より質問をさせていただきますので、以下よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいま申し上げました第1点目、平成24年度予算編成方針につきまして質問をさせていただきます。

既に今までの質問者からも、この件につきましてはたびたび質問が出ておりましたが、改めて、重なる部分もあるかもわかりませんが質問をさせていただきます。

まず初めに、今、行政を取り巻く環境が大きく変化していることは皆様方御承知のとおりでございます。つまりは本格的な少子・高齢化社会の到来によりまして、介護や地域医療、あるいは高度情報化、国際化の進展や深刻化する環境問題など、社会構造の変化に伴う新たな行政課題や多様化・複雑化する市民ニーズに対して、行政は多様で幅広い価値観によりまして的確かつ柔軟に対応することが求められていることは言うまでもありません。

こうした中、我が国の経済情勢を見ますと、東日本大震災と欧州危機の二つの未曾有の出来事に出くわしまして、それらが引き金となり、2011年の日本は歴史的な円高に見舞われました。

1ドル70円台後半という大変厳しい円高の状況を招いているわけですが、その結果、雇用機会が失われかねないという大変心配な状況になっております。

そういう状況の中、現時点では急速な景気回復は見込めない状況下にあるのではないかと。したがって、企業収益の悪化も伴いまして、税収は、当然のことながら減少する一方でございまして、あわせて労働人口の減少、あるいは少子・高齢化社会の進展により社会保障関係費は増加する一方でございます。

また、地方に目を転じますと、地方分権一括法が施行されて以来、当市におきましても自己決定、あるいは自己責任の原則に基づく自立、あるいは自立した自治体を目指して、創意と工夫により行政運営と施策展開を図っていくことがこれまで以上に求められているのが今日の姿ではないかと思うところでございます。

このような状況を踏まえまして、市民満足度の高い、良質で充実した行政サービスを引き続き提供していくためには、先ほど来御答弁の中からも出ておりますように、民間経営の観点に立った、今まで以上に行政をスリム化し、簡素で効率的な行政運営を推進することは当然のことでございます。市民と行政が適切な役割分担のもとに、相互に補完し、協力しながら、公共サービス全体を支える協働型社会の実現を図ることにより、選択と集中により抜本的な改革を実行していくことを念頭にした予算編成に携わっていただいているものと確信するところでございますが、来年度の予算編成も大まかまとまったのではないかと、かように考えながら、予算編成の重点とその特徴、特に歳入の見込み、あるいは歳出の考え方、あるいは第2次瑞穂市行政改革大綱との関連、それから、一昨日閣議決定されました政府税制改正大綱の決定に伴います影響等々、一括して簡潔に御答弁をいただければありがたいと思います。伊藤部長、よろしく願いいたします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、広瀬武雄議員の平成24年度の予算編成についてということで、1点目は予算編成の特徴、さらに歳入の見込み、歳出の考え方ということで御答弁をさせていただきます。

それでは、第1点目の予算編成の特徴であります。さきの東日本大震災から国を挙げて復興する中、地方財政の課題も明確ではなく、非常に不確かといえますが、不安定で先行きを見通すことが困難な状況の中で、限られた財源を有効に活用し、なおかつ2期目の市長のマニフェスト「人と自然に優しい、災害に強いまちづくり」を確実に実行するため、職員には、市民力をサポートする先導者として、市民ニーズを的確につかみ、取捨選択するよう通知したところでございます。先ほど議員お示しいただいたとおりでございます。

23年度の骨格予算としましては148億3,100万円を計上したわけですが、これは当市の標準財政規模をおおむね103億円と見ておりますが、約1.4倍となっております。

24年度の予算におきましては、通年型としまして予算編成をすることになりますが、当市の財政規模を考慮しまして、無理のない、背伸びのない編成をすることと考えております。

それで、2点目の歳入の見込みということでございますが、歳入の根幹である市税が全体で、今の現段階での見込みでございますが約1%ほど減収になるのではないかと見込んでおります。これにつきましては、行政改革大綱の中で市税等の収納体制を見ながら、徴収の確保ということで体系的には掲げておりますが、これを見込んで、やはり1%の減になるというふうに想定はしております。

その中で、23年度は個人市民税の減収率が非常に大きいということで、今回の12月補正でも上げさせていただいて、減額補正とさせていただいておるところでございますが、24年度は、さきに決定されました22年度の税制改正ですね。年少扶養控除の廃止、それから特定扶養の上乗せ控除の分が廃止になることによって増収が見込まれますが、平成24年度で固定資産税の評価がえが出てきます。特に家屋につきましては、3年間据え置いた分は減価するというので、大きな固定資産税の減が見込まれます。

税収が落ち込んだ分、午前の若園議員のところでも説明しましたが、地方交付税は、総務省の出口ベース要求額で約1.6%の減となっております。そのかわり、交付税の振りかえ措置として補てん分になります。臨時財政対策債は7.8%の増というふうに見込んでおります。しかし、十分な財源保障機能は期待できないところであります。

また、先ほどお示しいただきました12月10日の夜遅く、民主党の24年度の税制改正大綱も発表されておりますが、これには直接24年度の税収に影響する部分は少ないと思っておりますが、やはりこの中で、概略を見ても、固定資産税に係る土地の負担調整率、住宅用地ですかね、それについて、上限を8割としていたのを、12、13年は9割に上げて、14年には撤廃というようなことも出ておりますし、新築住宅の特例、新築から3年間は2分の1という規定がありますけど、これについても13年度まで延長するけど、それ以降はわからないよというところもありますし、住宅用地についても、200平米まで6分の1という規定がありますが、これについても当面は続けるという方向は打ち出されておりますが、重立ったものはそんなようなところが見受けられますが、直接大きく影響してくるものではないかなというふうには大綱からは見てとれますので、これも参考に報告させていただきます。

このような状況を勘案しますと、平成24年度一般財源は非常に厳しく、財源不足が生ずることは明らかであります。ほかに有効な財源は見込めない中がございます。不足財源は、基金の取り崩し、または起債ですね。合併特例債、さらには臨時財政対策債の有利な財政措置のあるもので活用をしていきたい、そんなようなつもりで今進めております。

幸い、さきの全員協議会でもお話ししましたところでございますが、合併特例債の適用期限を5年間延長する閣議決定をなされまして、12月8日、衆議院の総務委員会に付託されたという情報を得ております。これを通常国会で改正可決された暁には5年間の延長になる見込みでありますので、これを今後最大限に活用して、財源を確保していきたいと考えております。

さらに、3点目の歳出の考え方でございますが、限られた財源をいかに有効に活用するかということがポイントとなっております。これもお示しいただいたとおりでございます。すなわち、絶えずスクラップ・アンド・ビルドを繰り返して、事業の計画性、公益性、緊急性、合理性、さらに将来性を見きわめた上、優先度の高いものから重点的に予算配分し、低いものは廃止、または削減をしてみたいと考えております。

また、前に申し上げましたとおり、合併特例債の適用期限が5年延長見込みとなった場合には、施設整備、特に教育施設等、この5年間のスパンの中で計画的に組み立てていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） どうもいろいろな観点からの御答弁、ありがとうございました。

今お聞きしておりますと、やはり想像以上に厳しい予算編成になるのではないかと、かように思うところでございます。

御存じのとおり、国におきましては政権交代後の状況は非常に不安定でありますし、さらに岐阜県にありましては緊急財政再建期間にあるということで、いずれも不透明な状況になっております。したがって、本瑞穂市の財政状況も、今は非常に安定しているという言い過ぎかも知れませんが、無難な状況で推移していると思うんですが、今後、この財政状況は大変厳しい基調が続くものと、このように考えられるわけでございますので、どうかひとつ今後とも財政運営の健全な維持を前提とした歳出、この辺のところを絞りを絞りながら、日々その部分のチェック機能を働かせながら、ぜひとも瑞穂市の財政維持を今後もきちんと続けていただくことをお願いいたしまして、この項目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問でございますが、電力の購入先をPPSに切りかえる考えはないか。

PPSというのは、特定規模電気事業者という事業者の略語でございますが、世間一般的に、長い言葉でございますのでPPSという言い方をしております。

先ほどのお話と若干重なる部分がありますが、財政の健全経営を行っていくためには、やはり経費の節減、削減、この辺もポイントになるかというふうに思うところでございます。

それで、まず最初に総務部長にお尋ねしたいんですが、当瑞穂市における各施設、本庁舎を含めたそれぞれの施設の電気料は年間どのくらいお支払いしておられるのか、この辺をまずお聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、建物が42ほどありますので、主なものとしまして、この市役所は平成22年度で899万2,933円です。総合センターが1,470万円、巣南庁舎が465万5,000円、合計しますと大体1億2,500万円ほどの電気を使用しているということになります。以上

です。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） 今、御発表がありましたように、大体瑞穂市の各施設の電力料といいますが、電気料と言った方がいいかもわかりませんが、これが1億2,500万ほど支払われているということでございますので、これらを少しでも安くするために、あまり世間一般にまだまだ知れ渡っておりませんけれども、2000年の3月から電力の自由化が導入されておりまして、あわせて2005年からは、さらに契約電力の50キロワット以上の事業者であれば、電力会社以外から電気を購入することができるということになっております。既に多くの官公庁が電力を入札するなどして電気代を大幅に削減しております。東海3県を見ても、当岐阜県は当然のことながら、愛知県、三重県、名古屋市、豊田市、豊橋市、新城市、豊根村等々、幾つもの市町がこれらの制度を活用して経費の節減に尽力し、努力しているのが実態でございます。

例えば愛知県の新城市の場合は、今お話が出ましたように、ちょうど当市とほぼ同じような電力料金でございますが、1億280万払っているそうでございますが、エネサーブというPPSに切りかえたことによりまして年間で約500万が節約できたという資料がございます。また、豊川市におきましては、59施設における電力供給会社の切りかえを行いまして、ここは若干瑞穂市より大きいわけですが、2億2,000万ぐらいの年間電力料があったわけでございますが、これらを切りかえたことによりまして、800万ぐらいの電力料の削減ができた。こういう実態がございます。

したがいまして、当瑞穂市におきまして、ぜひとも、たとえ少しでも経費の削減ができるのであれば、このような制度をそのままに見て見ぬ振りせずに、積極的に切りかえに対応するという姿勢を示していただきたいと、かように思うわけですが、この考え方につきまして、執行部側の御答弁をお願いいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃられたように、PPSは、電力自由化の流れの中で2000年度以降に始まっております。家庭などの小口利用者については契約ができませんけれども、大口利用者ということで、電圧が6,000ボルト以上、50キロワット以上が対象となっております。先ほどの施設の小さいものは除きまして、多くのものが対象になるかと思っております。PPSには、今のところは送電事業はまだ自由化されておりませんので、送電網は電力会社から借りるという状況ではありますが、調達先としましては、工場などの自家発電、PPS自身による発電、インターネット経由の入札で取引を成立させる日本卸電力取引所、そして電力会社ということになるかと思っております。

今、他市町の状況が発表されましたが、多分以前はもう少し経費が節減できたかと思ってお

ります。福島原発の事故等がありまして、電気の供給量が十分でないということで、少し節約の部分が少なくなってきたのではないかと考えております。基本的には、そうした余剰電力が十分でないとなかなかというのが今の現実ではないかなと考えております。

私どもも、こうした制度があって、近所でも一生懸命やってみえる市町村もございまして、あれからまたいろんな研修会にも出させていただいて、その状況を踏まえて、また検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ぜひひとつ積極的にこれらの御対応をお願いしたいと。

実は今お話が出ましたように、原発に伴いまして、多少今までより魅力のなさはいたし方ないと思うんですが、一方、よくよく考えてみますと、原発がこれだけ批判されておりますので、中部電力などの電気料が今後さらに今以上に高くなるというような傾向値も逆に考えられます。したがって、その辺の差額が前とはあまり変わらないのではないかなという一つの見方もございまして、よくよく研究していただきまして、その辺のところの御対応をよろしくお願いいたしますと思っておりますと同時に、近隣では海津市とか白川町とか北方町が既に導入を検討いたしております。もちろん先ほど申しましたように、県庁も既にやっておりますし、県警本部も導入済みでございます。

また、これは関東地区の東電の問題でございますが、最近の新聞によりますと、大手信用金庫の城南信用金庫、これ12月3日の記事でございますが、脱原発を表明するためにもこういう制度を導入したいと。だから、東電から電力は買わないと、こういう記事が中日新聞に載っておりましたことは既に拝見された方もあろうかと思っておりますが、そのような、やはり何らかの形で、どこの事業所も、あるいは官公庁も何とか安くないかという努力をしているところでございまして、当瑞穂市におきましてもぜひとも積極的な御対応を重ねて要望しまして、この質問は終わりたいと思っております。

次に、3番目の質問でございますが、昨今、非常にいろいろな形で報道されております自転車走行に伴う環境整備の方針につきまして質問をさせていただきます。

警察庁は、去る10月25日に自転車が絡む事故やマナー違反を防ぐため、歩行者などを保護することを柱とした自転車の総合対策をまとめまして、あわせて自転車が通行できる歩道の基準を厳しくするほか、悪質な運転の取り締まりを強化する通達を出されました。これらは、新聞報道、その他の情報によりまして御存じの方もあるいは多いのではないかと考えられますが、その中で、道路交通法で自転車は軽車両と定義づけられております。したがって、車道を走るのが原則であると。ただし、各都道府県公安委員会が認め、自転車通行可という標識で明

示されている歩道については通行ができると。あるいはまた、幅3メートル以上の歩道、そして子供で13歳以下、また高齢者で70歳以上が運転する自転車の場合には歩道を通行してもいいと。また、車道が大変危険な場合は歩道通行を認めるというようなことになっておりまして、今、私が申し上げますように、法律上はそうっておるんだけど、解釈に非常に戸惑うところがありますので、実は先日、北方警察署の交通課長に電話をいたしまして、その見解をたしました。そうしましたら、大変恐縮な話ですが、ケース・バイ・ケースという話がありまして、この辺のところは瑞穂市なら瑞穂市、北方なら北方、本巢市なら本巢市なりの対応をそれなりに御尽力いただければいいんじゃないでしょうかというようなことで、あまり厳しい体制はとっておりませんというようなことでしたが、これは、いわゆる法律的な交通違反の取り締まりという観点から、たとえ違反があったとしても取り締まりを厳格に行いませんよという意味合いの発言だと思うんですね。

ただし、一方、それはそれとしまして、先般から、昨日も質問者から出ておりましたように、瑞穂市では登校中の中学生が交通事故に遭われまして、大変悲しい結果となったばかりでございますが、もちろんこれは自転車走行中の事故ではなかったようでございますけれども、歩行者と自転車、それから自転車と車との事故が起きないようにする手段として、やはり一定の道路に自転車の専用道、あるいはレーンを設けるようなつもりはないかどうか、この辺のところを担当部長にお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど議員御紹介いただきましたように、ことしの10月25日に警察庁の方から指針が出てございます。これは、特に市街地で自転車と歩行者の事故が多いということで指針が出ております。

瑞穂市の場合は、ちょうど庁舎の西側に当たりますが、北方・多度線については1.5メートルの歩道しかございません。それで、現在、市では幹線道路整備に当たりましては、歩道幅員を施設帯も含めて3.5メートルの歩道を整備する計画をしております。今つくっている歩道つき道路については3.5メートルを基準にして歩道をつくっておりますので、3メートル以上あるということで自転車も通行可能なところになりますが、狭い1.5メートルぐらいのところについては、車道を自転車は通りなさいという規定に変わってきます。方法としては、10月に規定されました自転車一方通行という方法をとって、自転車を通すために車道側をいじめるという形で、車道の車線を減らすような方法をとったらどうかという、いろんな方法が、今、国土交通省の方でもガイドラインを決めておりますので、こういうものにのっとりまして整備をしていきたい。できるところについてはそういう整備も可能であるかと思いますが、まず瑞穂市の場合、きのうからいろいろ通学路の安全性とか、いろいろお話が出ておりますので、まず歩行者のための歩道整備を幹線道路については進めていきたい。それにあわせて、幅員の中で

自転車も通行可能な施設整備をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7 番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

事故が起きないように、安全対策的な考え方で対応していきたいと。まずもって、歩道から対応していきたいということでございます。

今お話に出ましたように、国土交通省と警察庁は、先月の28日、これも新聞記事でございますが、自転車、歩行者双方に安全な道路環境を検討する有識者委員会の初会合を開いたということございまして、そのうちにこの指針が出てくるものと思われませんが、今、部長の話ですと、この指針を待って対応するという部分もあるとのお話でございますが、それはそれとして、でき得る限り、前後しますが指針の前にできるものから順次進めていっていただきながら、安全・安心の交通体系を行っていただければ幸いかと思います。

我々も長年にわたりまして自転車は歩道という意識、あるいは意識だけのみならず、その行動も実は体にしみついてしまっているのが現実でございます。自転車は車道という原則を実現するためには、この先、非常に長い期間にわたりまして、瑞穂市なら瑞穂市という市全体で取り組みを進めていかなければならないのではないかと。もちろん先ほど申しましたように、自転車は軽車両だから車道を走りなさいとは言うものの、例えば先ほども出ておりました本巢縦貫道路を自転車が走っていて大丈夫なのかというような不安は現実にあります。したがって、先ほど申しましたように、北方署の交通課長じゃないけれども、ケース・バイ・ケースというような判断ではありますものの、やはり何らかの形でその辺のでき得る限りの安全対策を、予算も伴いますけれどもしていただきながら、一つでも事故が少なくなるように、その辺のところをお願いすると同時に、参考までに申し上げますと、まだちょっと私、夕べの夕刊で見た記事を紹介していきますが、これは東京都の記事でございますが、警視庁が東京都内の地域・道路で、100カ所以上の地域や道路を自転車対策重点地区、あるいは重点路線に指定する方針を決めた。それは来年1月中旬までに選定しまして、ホームページで公表すると。同日まとめた自転車総合対策推進計画という計画に盛り込んだと、こういう記事が載っておりました。推進計画には、一つとして、車道の左側を青く塗って、自転車の走行場所を示すと。それから、自転車通行が可能な都内の歩道を段階的に歩行者専用に見直すなどの施策も盛り込まれたという記事を見ました。

もちろん東京都内とこの瑞穂市とは相当な差がありますので、同じようなことはできませんけれども、一応参考になるのではないかとということでございますので、ぜひともひとつ御参照いただければと思うところであります。

全国的に都道府県には、平均的に自転車の事故は総交通事故の20%から30%と言われております。また、東京都は38%、大阪は32%が、いわゆる交通事故の中における何らかの形で自転車がかかわった事故というデータも出ているところがございますので、ぜひともひとつその辺のところの、くどいようですが積極的な御対応を早期をお願いすることを期待しまして、この質問は、若干早いんですが終わらせていただきたいと思います。

次、4番目の質問に移らせていただきます。

新学習指導要領に伴うすべての運動領域の必修化対策でございますが、なかなか難しい題名といいますが、項目になっておりますが、特に新学習指導要領に伴う運動領域の必修化対策は、武道、ダンスについての授業づくりのポイント、準備体制、この辺のところを中心にお聞かせいただきたいと思うんですが、実はこれ、平成20年3月に告示されました新学習指導要領によりまして、いわゆる中学校期に多くの運動を体験させた上で、みずからに適した運動を選択できるようにすべての運動領域を必修化している。そのため、各中学校におきましては、やがてやってまいります24年度から本格実施に向け、本年度においてもさまざまな準備が各学校現場でなされているものと考えているところでございます。

今申しましたように、中でも武道、武道の中には柔道、剣道、なぎなたなどがあるんですが、それとダンス、ダンスの中には創作ダンスとか、フォークダンスとか、いろいろありますが、旧学習指導要領の実施状況から推測しますと、武道は男子、ダンスは女子という学校が大部分であろうかと推測されるわけですが、新学習指導要領ではそういうわけにはいかないということでございますので、男子へのダンス指導、女子への武道指導、これらにつきましての課題はどうなっているのか。いわゆる設備、それから道具、指導先生、この辺のところがどのような形で現場を教育委員会は指導しておられるのか。現状を踏まえて、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（星川陸枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、議員の方から、かなり詳しく紹介をしていただいたとおり、新学習指導要領では、これまでの考え方、男は武道、女子はダンスといった分けた指導が行われておりましたが、この新学習指導要領では、子供たちの伝統や文化に関する教育を充実させるといった意味もあり、男女ともに武道を必修にするということが盛り込まれ、また男子にダンスをというようなことになりました。

この必修化ということについては、もう紹介していただいたとおりなんですが、体力づくり運動、それから器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンス、体育理論という内容を中学校の1年及び2年ですべてを学習すると。そして、3年生においては、必修のものとしては、体づくり運動といったものは必修ですが、残りの種目については選択をしながら学習をするというような形で、特にある部分を強化するというような形で動いております。1年、2年には

必修ということになります。

教育委員会といたしましては、この中学校保健体育科での新しい内容改善について、新学習指導要領の完全実施に向けて、全教科の指導計画について、瑞穂プランをもう既に策定をしております。児童・生徒に確実に力をつけさせることを目指して、それぞれの小・中の各教科の改訂部分について、指導計画を2年ほど前から作成をして完成をしております。現在、小学校は小学校で今年度から完全実施しておりますし、中学校は来年度から完全実施ということですが、うちの市内では、先行実施も含めて先に進めておるところでございます。

特に武道については、剣道を3中学校とも選んでおりまして、剣道部の準備についても2年ほど前から学校と相談をして買い足しをしております。そこで、男女が一斉に剣道の授業をするに当たって、1クラス分の剣道具はそろえております。

また、その安全指導ということについては、毎時間初めに防具、特に竹刀の点検をきちっと行って、安全確認をして授業に臨むということをすべての学校で実施をしております。

ダンスに関しては、紹介していただいたような創作ダンスとか、フォークダンスとか、現在の現代的なリズムのダンスとか、内容が多方面にありますので、それに見合う音楽ですか、そういったCD等も購入をして、実際見ていただきますとわかるんですが、今までにない、男子がダンスを一生懸命踊っている姿とか、剣道に関しても、女子が、黄色い声ではないですが、高い声で剣道をしているという姿が、瑞穂市では先行実施を始めましたので見ていただけかと思えます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

今、教育長よりお答えいただきました瑞穂プランを既に作成して、準備万端のような御発言でございましたが、その中で、1点追加でちょっと質問させていただきますが、武道は剣道に集中させるということでございますが、ダンスは、創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムダンスの中で何に集中させるということになっているのかという点が1点と、それと、先ほど少し触れましたが、従前より準備体制を整えてきたというお話がありますが、教員は大丈夫なのか。これらを指導する教員、すなわち男子学生がダンスをやるといときの指導は、女性の先生がいいのか、男性の先生がいいのかわかりませんが、その逆で、武道を女子が履修するという場合は、これもまた男性の先生がいいのか、女性の先生がいいのかわかりませんが、そういう専門的な先生の養成はどのような形で現在各3中学校に、いわゆる充実された先生として配属されているのか。この辺のところを追加でお聞かせいただきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） まずダンスの創作ダンス、フォークダンス、現代的なリズムのダンス

ということについてですが、3中学校とも学年に応じて選ばせていると。例えば穂積中学校で紹介をしますと、1年生で創作ダンスをする。2年生でフォークダンス、3年生で現代的なリズムというような形で、ダンスについては3ヵ年を通じて、ある程度学年で対応していこうということでございます。

あと、指導者のことでございますけれども、これは、体育の先生も男女バランスよく教科の先生が見えるという保証はなくて、男子しかいないといった中学校も数多くあります。その中で、特に武道についてとか、ダンスについては、体育の実技講習会というのを県の方で開催してもらっています。毎年7月に実施してあるんですが、それがこの新学習指導要領の実施に向けた指導という形で、特にそれを中心に指導していただいて、研修を積んで、子供たちの指導に当たっているということでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬武雄君。

7番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、今までは武道は多分女子学生が避けてきたと思いますし、ダンスは男子学生が避けてきた分野ではないかと思われませんが、今回の新学習指導要領でどうしてもそういうことは言っておられない現状という形になりました関係で、今までとは違った指導方法とか、あるいは説得、あるいは安全・安心の授業の受け方、この辺のところは相当な形で先生方にも負担になってくる可能性は十分考えられますが、いずれにいたしましても武道、ダンスの必修化は学校体育におきましては大きな改革された部分でありまして、実際に生徒を指導する教員の取り組む意欲と授業づくりの創造力、これらで大きな成果が期待できるものではないかなあと、このように思うわけでございますが、これらの件については、学校現場の運営は当然校長に任せられているわけでございますが、教育委員会の指導力にも大いに期待いたしまして、瑞穂市内における3中学校の、いわゆる生徒の体育に対する取り組み方がさらに向上することを期待いたしまして、私の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

全項目、4項目にわたりまして、いろいろな形で御答弁御協力いただきまして、まことにありがとうございました。以上で終わります。

議長（星川睦枝君） 7番 広瀬武雄君の質問を終わります。

本日の会議は、議事の都合によって、あらかじめ延長します。

続きまして、9番 広瀬捨男君の発言を許します。

9番（広瀬捨男君） 議席番号9番 広瀬捨男でございます。

議長から発言の許可を得ましたので、通告に基づき、第1点、治水事業の推進について、第2点、名古屋紡績誘致の代替地について、第3点、住宅用太陽光発電導入に係る補助制度について、以上3点について一般質問をさせていただきます。

以下、質問席に移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず初めに、治水事業についてお尋ねをいたします。

瑞穂市は、長良川、揖斐川等々多くの河川が流れ、水害に悩まされてきました。この間、市は河川の整備と排水事業について、国及び県の関係機関に要望し、多くの事業が実施されてまいりました。しかし、瑞穂市は、御承知のように宅地化が進行し、遊水地としての水田が、農水省の統計によりますと市全体で1,301ヘクタールから730ヘクタールに、水田の面積が昭和35年から平成18年までに44%減少しております。ちなみにその昭和35年から平成18年に旧巢南町では水田が32%減少、旧穂積町では53%減少しておるわけでございます。

最近の雨は局地的な集中豪雨といえますか、ゲリラ豪雨で、1時間当たりの雨量も本当に100ミリを越すようなことがあるわけでございます。

第1点目といたしまして、瑞穂市を流れる、岐阜県が管理されている1級河川の改修計画及び市が管理されている中小の改善計画についてお伺いをいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） では、お答えいたします。

瑞穂市に関係のございます1級河川の整備計画としましては、大きく三つに区分されております。

一つは、1級河川の木曾川水系犀川圏域河川整備計画、二つ目としまして、長良川中流支川流域における総合的な治水プラン、三つ目としましては、天王川放水路改修計画がございまして、

まず一つ目の1級河川木曾川犀川圏域河川整備計画につきましては、平成16年12月に策定されておきまして、犀川、これは瑞穂市の宝江から本巣市下真桑までの約8.7キロ区間をおおむね30年間で改修したいとする計画や、五六川の牛牧閘門の狭窄部の改修計画のほか、平成23年の6月末完成となりました新堀川の放水路整備が含まれております。

二つ目に、長良川中流支川流域における総合的な治水プランでございまして、これは平成19年の5月に策定されております。短期計画（5年程度）としまして、犀川、新堀川、宝江川、長護寺川、政田川におきまして、おおむね2年から5年の頻度で発生します洪水を安全に流下させることを目的としまして、暫定的な改修計画や、中期計画としまして約30年ほど計画しておりますけれども、これらがございまして、また、長期的なビジョンとしましては、支川ごとに設定しております規模の洪水を安全に流下させることを目的とした河川計画がございまして、

三つ目に、天王川放水路改修計画につきましては、天王川排水樋門の常時開放に向けた工事を、平成24年3月末の完成に向けまして実施中とございまして、また、国では、天王川排水樋門操作要領の変更に向けて、現在関係機関と協議を行っております。

市の管理する中小河川でございまして、瑞穂市内の場合、ほとんどの中小河川は岐阜県管理の1級河川となっております。瑞穂市で整備している河川は、都市下水路など排水路が

主なものでございまして、毎年度、未整備区間につきましてコンクリート製の水路などで整備を進めている状況でございます。

現在、市へ地元からの要望が多く出ておりますのは、排水路の複断面化工事でございますが、これにつきましても、地域のバランスをとりながら維持管理の省力化等を図るため、順次推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 時間がありませんのでちょっと要点だけお聞きしますが、中川については、今の県ということでしょうか、本巢市のところは広いわけですけど、本田へ入りますと急に細くなって、その辺の計画はどんなふうにあるのか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 御質問の中川につきましても、県管理の 1 級河川になっております。本巢市部分については普通河川、本巢市管理の普通河川でございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） そうしますと、県管理ということですが、本巢市内は幅が広いですね。中川ですけど。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 中川は、本巢市内は農業用の水路ですので幅が狭いです。瑞穂市の本田に入ってから広がりますので。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） いつごろ変わったんでしょうか。そんなに新しくないですね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 河川がちょっと間違っはいませんか。

9 番（広瀬捨男君） そんなことないです。

都市整備部長（福富保文君） 中川は本田の中を通過して、ここへ来る水路ですので、本田地内は狭いし、本巢市内はかなり細い水路です。

9 番（広瀬捨男君） 本巢市内もちょっと広くなったらへんかね。接続の辺、境界線の辺。

都市整備部長（福富保文君） 接続は、土をためる沈砂ますがちょっと広がっているだけで、一部分ですので、あと上流部は農業用水路ですので、よろしく願いします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それで結構です。ちょっとあれだと思うんですけど。

それであと、瑞穂市の中での管理ですが、今度、花塚の排水機も今年度完成の予定なんですけど、例えば東海道線の橋梁の下なんかは非常に浅くなったりしてある。旧巢南地区は、東海道線の下はきちっと水路と道路と兼用なふうになっているんですが、瑞穂市はそういうことはないと思いますが、その辺の関係はどのような予定になっているか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 1級河川の五六川のことだと思っておりますが、五六川についても、先ほど調整監が説明しましたように、長期計画の中で、一部親水公園とか、そのあたりも広いところがありますし、ネックは、きのうからもありましたが、牛牧閘門がネックになっておりますので、これも含めた改修計画を今現在、県の方で策定中ですので、よろしくお願ひします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ちなみに、確認なんですけど、瑞穂市が管理している普通河川というか、小さい河川ですね。今度、花塚排水機も新しくなるんですが、そこへ早く集中をして、そして増水せんうちに排水機で変えるというのが理想だと思いますので、そこへ来る都市下水路も一部ありますね。その辺のところ、東海道線の橋梁下のトンネルの中の排水路のことです。その辺のところは非常に浅くなっていると思いますけれども、特に別府の中学から行ってある横堤の北側の排水路ですね。その辺の計画をちょっとお聞きしたいんですが。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 普通河川につきましては、以前から、ちょうど別府地内ですが、こういうところの接続の河川につきましては、ちょうど池の埋め立てもかかっておりますので、こういうものにあわせて、一緒に整備を今計画、昨年からですが、順次整備を行っておりますので、その辺の整備は一緒に終わるものというふうを考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それから次に、第2点としまして、市の管理の排水機場の整備計画についてお尋ねします。

先ほどお話しさせていただいたように、花塚排水機場については、市から県への強い要請により今年度末に完成の予定となっておりますので、関係の住民の方からは感謝をされておるわけでございます。しかし、皆さん御存じのように、別府排水機については同じ昭和34年に完成をしたもので、容量は毎秒1.37立方ですが、その整備計画についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘のとおり、花塚排水機については今年度末には完成をする予定をしております。それと、別府排水機場ですが、今年の6月議会をお願いして、詳細設計に今かかっております。それで、同じように34年にできておりますので、50年以上経過してることから、できれば来年度改修整備に向けて進めたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いします。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） どうもありがとうございます。

それで、容量なんですが、今現在、1秒間に1.37立方メートルということですが、その容量についてお聞きします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） こちらで把握している別府排水機場については、1秒間に1.4トンというふうに把握しておりますし、これにつきましては、下流の天王川自体の受ける能力もでございますので、このあたりは今、県の方と調整をしております。ちなみに花塚排水機につきましても能力をアップしておりますので、できれば少しでも大きい排水機にしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それで、きのうも森議員からもお話があったんですが、牛牧排水機についてはどんなふうに予定をされているか。簡単で結構です。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 市の方としましても、五六西部排水機、牛牧の排水機についても同じような、まだ牛牧の方が32年ですので早くできておりますし、人口もかなり伸びておりますので、少しでも早く整備をしていきたい。ただ、これにつきましても、先ほど言いましたように、五六川の排水計画、そして牛牧閘門等、いろんな問題があります。それと、起証田川自体が1級河川になっておりますので、このあたりも国土交通省、岐阜県、瑞穂市と三者で今協議を行っているところですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） そうしますと、起証田川が1級ということで、本来やっぱり瑞穂市から移管していくという解釈でよろしいわけですね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） そのあたりも含めて協議を行っておりますが、きのう話しましたように、基本的にはうちの市の施設ですので、国土交通省としては機能補修という形になりますが、できれば市の方としても、市やなしに、県もありますので、そのあたりの協議を行っておりますので、御理解をお願いします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

次に、名古屋紡績の代替地についてお尋ねをいたします。

本年 9 月議会の定例会で質問させていただいたときに、堀市長は、この問題だけでなく、過去の問題がありますと、3,500 平方メートルを何十年も課税されていない、そんな土地がある。びっくりするようなことでございますと。私が 2 期目を担当させていただいておりますこの期間には何とか片づけたいと。本来でございますたら、こういう問題なしで、瑞穂市として次の段階を踏まなくてはいけないところですが、過去の整理をしなくては新しいことも取り組んでいけないというようなことも考えますと、こうした実態があることを議会の皆さんも御承知していただきたい。それで、私の任期中にはきれいにして、バトンタッチしたいとの答弁でございました。

その後、具体的にどのように、日にちはまだ 3 ヶ月たっているんですが、しかし、その市長の方針で担当部長を初め、一生懸命取り組んでいただいておりますので、その経過についてお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員、9 月に御質問いただいた後、私どももできる限り少しでもと思ひまして、職員の方も一生懸命頑張っております。

その後でございますが、質問にございました A とか、B とか、C とかという回答がありましたんですけれども、B と C というのは、この穂積駅から、名前としましては都市計画街路穂積駅前停車場線という街路でございますが、穂積の東原地内を走っておる道路の部分でございますが、最終的には BさんとCさんの関係ではないかと思ひますけれども、それにつきまして、ある資料を引っ張り出してきました、まだきのう、議員さんには大変お疲れのところでしたけれども、この一般質問が終わった後にちょっと説明をさせていただいたところでございます。まだ、十分な時間等がとれなくて申しわけなかったと思ひますけれども、一部そうした事案については進めてきております。

もう一つの A さんの件でございますが、こちらにつきましては、まだそちらまで入ってはおりませんけれども、今、資料等を再度確認をしつつあります。

そして、市長が言っておりましたタリ地内の件でございますが、こちらにつきましても、地

籍調査の方がもう少しだろうというところの詰めの段階に来ておるかと思います。おおむねは立ち会ったようでございますけれども、そうした事業が進んだ中で、どのようにするか、解決の方法を模索していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 今、部長にお聞きしたんですが、今の話で、きのうちらっと見せていただいたのは、B、Cさんは、今まで議決面積が正しいということですが、B、Cさんとも隣に、Bさんは特に簡単なんです、議決面積はいただいてみえるわけですね。そして、平成元年になって、その県道188号ですが、駅前停車場線が少し東へできて、穂積町の道路が不要になって、払い下げをしてみえるわけですね。十数人の人がほとんど、きのう、ちらっと部長に見せていただいたのにはみんな無償がついておるわけですね。その方、B、Cさんについても、その無償というのは、読み上げりゃあ時間がないものであれですけど、いずれにしても、国から払い下げを受けるときに、たしか書面で連署が出ておるわけですけど、松野友町長が2メートル拡幅したことではからせてくれと。そうすると、国から払い下げを受けるときに、2メートル分は無償でもらえると。それを協力してもらえないと、2メートル分を現在渡したままで、細い道だと、拡幅分、当然交通事情が変わってきまして、リヤカーから自動車というふうになっておりますので、広くしないと、またダブって町が払わんならんから協力してもらいたいという町役場で説明があって、皆さんがそれならということで話をして、それが、結果精算してもらえないものですから、昭和57年の連署が出ておるわけです。その辺のところは、部長、どんなような考え、それはきのう確認してもらえて、契約書は出てきたと思っておりますけど、どうなんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） きのう確認していただいたのは、駅前の停車場線の方の事業でございますので、これにつきましては契約書を確認していただきました。実際に提供していただいた分、それから議決の分ということでやってある部分でございますので、基本的にはこの地域については、まだきちんと確認を最終的にはしないといかんですけれども、ほぼできておるのではないかなと。このような事業ができておるということは、当然その前にもう名古屋紡績の件も同じようなやり方がしてあるのかなと思ったりもしますけれども、資料が何せ断片的な資料、そして、今言われたような流れというも前のある本からの状況でございます。現地の方も当たった資料も少しございますけれども、総体的によく考えて、調査をして、また再度お時間をいただいて、見ていただきたいと思っております。よろしく願います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） そんなに時間は要らないと思うんです。Bさんは簡単だと言いましたわね。B、Cさんはわかったと。その契約書の写しがないと言われたけど、出てきておるわけですね。それで、あと十数人の人が全部無償がついておるわけでしょう。それが県道188の西側ですね。それから今度、その回っているところから勝速神社のところまで、そのところは当然皆さんずうっと今チェックしてもらった限りでは、議決面積はみんないただいておりますね、無償で。その分は、片方で無償がついているということは、担当者に聞くと、2メートルの拡幅が精算されたという話になっておりますから、多少足りない人があると思いますけど、一部。Cさんは足りないと思います、もう1筆ありますので。その辺のところは簡単なことだと私は思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 土地の流れの中でいきますと、時代がかなりそれぞれたっておりまして、今、勝速神社からの部分と、それ以降の駅前線とは場所もちょっと違いますし、始まりの時期、そして、多分渡した状況も少しずつ違うと思いますので、そのあたり、もう少し精査が必要ではないかなと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 私、これからちょっと読み上げさせていただきますけど、Aさんからの陳情書が、この前の15年3月10日ですか、受け付けしていただいたものの陳情書をちょっと読み上げさせていただきます。

名古屋紡績株式会社敷地の買収に対する約束として、所有面積の2分の1を旧長良堤防跡地を渡すことにて売却いたし、仮渡しとして、部落ごとに敷地の2分の1を渡されましたが、その後、36年の大水害等、幾多の災害に遭い、敷地に対する上作料も町当局から支払いを受けましたが、その後、交通事情の変化により道路の拡幅の計画がなされ、町が国より道路として払い下げを受ければ無償にて受けられるから、協力を願われました。協議の結果、全員が賛成いたし、2メートルの拡幅ができ、現在に至っております。当時の説明によりますと、道路の敷地料は余剰地の処分により、後日お支払いをするとのことであり、現在に至っております。当時の担当者は現産業課長でありました。なお、その後、本測量がなされ、登記の手續等は現建設課長によって行われました。その後、議会の一般質問も答弁されております。このたび、町当局の御苦勞により、別府穂積線都市計画道路がなされ、その余剰地も相当の面積になることと思えますゆえ、ぜひともこの時期に敷地料をお支払いくださるよう、連署をもってお願い申し上げます。穂積町長殿、昭和57年10月18日という、連署も袋とじにして渡してあるんですけれども、その辺のところについて、部長、もう一回答弁願います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今読み上げられた書類につきましては私どももいただいております。ずうっとこの瑞穂市、特に穂積町の歴史を振り返ってみますと、大きな工場誘致は実際のところ言いまして、それぞれの地区のそれぞれの代表者の方に骨折っていただいて、市の者が直接契約等とか、お金をなぶっていることはないと思います。そうした観点から、どうしても書類等が十分でないことも事実でございます。ただ、一度その45年前後の状況を、もう少し議会の議決とか、いろんな書類も、今は土地関係の書類を引っ張り出してありますが、前後を十分一回見てみたいと思っております。基本的には、議決をいただくというときにはそれぞれ結果まである程度はできておるのが普通だと思いますので、やっぱり客観的な資料が出てくるか、出てこないかも含めて、少し違った視点で確認をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 市長にお伺いしますけれど、この9月議会の前にも、部長と市長と担当課長がちょっと都合が悪かったもので、その3名に説明させていただいた概略を書いたものでも少しわかるかと思うんですが、部長、今、まだ相当の資料が出ていると思うんです。きのう見せてもらったんですけど、いい資料を出されたなあ。今まで、15年3月の議会のときから、ないないと言われたんですが、ようやくB、Cさんが出した契約書の本旨も出て、そのほか10名くらいの契約書も出ておりますし、それは先ほど言いましたように、みんな無償がついているわけです。

それは、その当事者に聞きますと2メートルの拡幅精算だということですが、それだけ書類がそろっていて、きのうも部長に見せていただいたのも相当きちっとしたものが出ておるようですけれども、その辺のところはどうも納得いかないところがあるんですけれども、市長の考えについて、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、相当以前の古い話でございますので私は全く存じ上げないわけでございます。そこら辺のところ、事務方が一生懸命いろいろ資料もしながら、何とか答えたいと思って取り組んでおるところでございます。できれば、関係者の方が何名かあるわけで、その方も一堂に寄っていただいて、そこら辺の実際の声も聞かせていただいて、どのようにしたら解決ができるか、何が不足しておるか、そういったことも十分もう一度事務方としまして対応をするといいますが、一遍しっかりと取り組んでやるように私の方からも指図をさせていただきます。ですから、関係する方がお見えになりましたら、ぜひとも一堂に会していただいて、具体的なお話もさせていただいて、一緒になって解決をしていく、このようにできるものならしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） ありがとうございます。

それからもう一つ、部長にお聞きするんですが、この前の9月の議会のときもお願いしたんですが、閉鎖登記簿をとるということで、公用でとれますので、それはどの程度進んでいるか。一部やられたんですけど、その後、どんなように進んでいる。それを見れば一目瞭然で出ると思うんですが、確認ができると思います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 閉鎖登記簿につきましては、提供された土地の面積がわかるということですので、実を言いますと、私ども、その閉鎖登記簿に値する古い台帳がございますので、その台帳と、そして提供された面積の台帳はほぼもう確実に合っておりますので、またどうしても提供した土地がということであれば、またその回答はとらせていただきますけれども、台帳としてはきちんと把握できておると思いますので、そのあたりは御心配要らないと思っております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 現在は何筆ぐらいとってみえるか、ちょっと。直接最近とられたというのが一部あったと思うんですけれども。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） その閉鎖登記簿につきましては、以前議員さんが言われた部分だけでございますけれども、土地台帳の方で全部確認、同じ数字でございますので、区画整理とか土地改良と違って、提供された土地がわかるだけであって、代替の場所の面積の一覧表ではないですので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 委員さんの資料で、例えば地域ごとに耕作料というか、一たんいただいた土地に、それに仮堤防が数年できておったわけですね。それが改良組合長、原則的には組合長単位で、その人が組合長のお父さんがやっていて、そのメモがあった。そのメモを逆算しても、その人の面積は大分足りないわけですよ。そういう出したものだけをチェックしてもらうというのもいい方法ですから、いろんな面でもう少し、今せっかくな帳面が出てきたようですけれども、それが出てきたら、私、無条件だと思っていたんですけれども、その辺の関係について、前の松野市長は、平成15年3月のときに、A、B、Cさんではなくて、勝速神社から21号までは全部実測をしておりますと。多少少ないところ、多いところ、いろいろあると思

ますし、いろんな関連も一部、B、Cさんから新しい資料、Aさんから新しい資料も追加していただいたので、それをわかり次第、議員にも相談をするということで、測量だけはできているかどうか。その過不足が一覧表になっているかどうか、それをちょっと部長にお聞きします。  
議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 立ち会いをしてということでなくして、おおむねの面積の把握はしておりますが、名古屋紡績との境界等のこともまだありますので、きちんとしたものではございません。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） みんな、町時代に打ってもらったコンクリートくいがありますので、はかってみえることも知っておりましたので、名古屋紡とは直接また違うと思うんです。その途中に天王川が伏せ込んであるだけで、こちらの方の民地でいただいたものについては、きちっとくいが打ってありますので、松野幸信市長が言われたころにみんなはかってみえるもので、できておると思うが、それは確定のものだと思いますので、それと、今のAさんが出しておる、そういう組合長だったか、名前がいろいろあるんで、改良組合長だったか、その人のメモも一部ありますし、それをチェックすれば、足らないということはわかっていると思うんです。その辺のところをどうしても早く詰めてもらいたい。それで、私はそういう専門家に聞きますと、やはり閉鎖登記簿が一番いいんじゃないかと。町は何でそんなことをやっているかなあというようなことを言われたことがありますので、この間、おたくの方でとられたやつも見せてもらったら、きちっと書いてありますので、一番いい方法であると思うんです。特殊な人は一部二部あっても、ほとんどのあれがそれでチェックできるということでもあります。きのう見せてもらった資料でも、現在勤めてみえる市職員もお見えになりますので、その辺のところをどんなふうに詰めていかれるのか、今後の計画を教えてください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 閉鎖登記簿について、専門家と言われる方がまたお見えでしたら、またその件もしっかりお聞きをさせていただいて、また私ども、内部でわかる分についてはきちんと調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） それで、その担当の印が押してあったのは現在の職員の方なんですけど、専門とかじゃなくて、平成元年に町道という財産を一部無償で渡してあるわけで、そういう点のことについて、そういう人に聞いてもらう。住民のものから出した書類をきちっとつぶしてもらえば、それも並行して、それと同時に執行部の方のいいのが出てくれば、それはそれでい

いんですけど、部長が見られても、まだ不安だということだったら、そういう方法もあるということなんですが、どうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私も実を言いますと、前、登記処理をやっておりましたので、おおむねの流れは見ておるわけですがけれども、また違った目で十分にチェックをする必要がありますし、過去のことでありますが、同じ主張かどうか分かりませんし、多分地域の人たちが、やっぱり責任者がきちんとしてみえてやっておられることですので、十分な確認が必要だと思っておりますので、よろしく願います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9 番（広瀬捨男君） 確かに部長が担当係長だとか課長のころは、本当にいいことを言われたと、私、信じておるんですけど、部長になられてから、きのうのあれだけのデータがありながら、本会議場であれのことを言われるで、非常に慎重な方だなと思います。それにしても、担当部長ですので、よく資料が出たということについては私は尊敬しておりますので、ぜひ市長もああいう答弁をさせていただいておるんですから、本当にそんなにかからないと思いますので、ぜひそんなに市長ばかりに気を使わずに、担当部長、立派な部長ですから、ぜひお願いしたいと思います。

それでは最後に、住宅太陽光発電導入に係る補助制度についてお尋ねをいたします。

ちなみに御存じでしょうけれども、経済産業省資源エネルギー庁の方からちょっと資料を得たんですが、国の予算として、21年度は201億円が当初、全体として421億円、22年度が547億円、23年度はまだ進行形なんですけれども、現在では1,542.9億円と伺っております。当然これ、単価は、システムが安くなっておりますので、初めこれが出たときに70万以下ということですが、その当時、私、一般質問させていただいたときに、インターネットで見ると50万切れておるところもあるということをお話しさせていただいたと思いますが、今、60万円で、少し下がったというようなこともあるんですけど、いずれにしても、現状は、最近の近隣は、御存じのように本巢市は1キロワット3.5万円で、上限が4キロで、上限14万円ということですね。北方町は上限が20万円、1キロワットが5万円で4キロということで、そういうふうで、ちょっと質問の中にも入れましたが、ことしの10月1日から始まっておるわけですが、市の考え方はどのようにお考えか、お尋ねをします。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 広瀬捨男議員の御質問にお答えいたします。

この件につきましては、去る11月17日の産業建設常任委員会協議会で、過去の経緯から現状、そして方向性について概略をお示したところでございます。このときの資料に関しましては、

全議員の方にその後、議員のボックスの方へ入れさせていただいております。

その点を踏まえまして、お答えをしたいと思います。

まず、住宅用太陽光発電システムについての基本的なスタンスとしては、ほぼ無限と言ってよい太陽光という自然エネルギーの利用という観点から、大変重要な選択肢の一つであり、推奨すべきシステムであると考えております。

特に初期投資はかかるものの、経年メンテナンスのしやすさや、パネルとコンディショナーによる電力への簡便な変換など、一般市民の住宅用として導入しやすいシステムであると思います。

そこで、国としましても、外郭団体 今年度に関しましてはジェイベックが落としておるわけなんですけども を通じて導入経費を補助するなど、普及に力を入れているところであり、多くの地方自治体もその趣旨に賛同して、国の補助金に上乘せをする形で補助を行っております。

しかしながら、昨今の状況を見ますと、このシステム導入は環境政策というよりは経済政策といってもよい状況と考えております。端的に言えば、システムを導入する動機の多くが環境への配慮というよりは、光熱費の節約、売電による投資費用の回収といった点に向けられているということでございます。

エネルギー施策の根幹は国策であるべきであり、本来ならば、一自治体が一般財源のみで補助を行うことは難しい施策と、包括外部監査の監査委員からのヒアリングの中でも指摘をされており、こうしたことをかんがみまして、本来ならば補助制度そのものを廃止したいと考えておりますが、ただし、今、議員さんが言われたとおり、この岐阜地域におきましては補助制度を持たない市町は各務原、岐南、笠松にすぎず、多くは補助制度を制定して、システム設置に対する補助金を支出しております。

したがって、本市といたしましても、制度の廃止については、住宅リフォーム制度など他制度の時限なども考えながら、平成24年度については制度を存続し、国の補助基準の2分の1、今、1キロワット当たりは4万8,000円、国の方からは出ております。したがって、1キロワット当たり2万4,000円、3キロワット上限として補助を行いたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 一部言われるとおりですが、インターネットで見ますと、岐阜県の場合はまだ補強してくれる場合が多いです。この前のときと比べて大きく変わっているのは、例えば養老町なんかは、町内業者の場合は24万円が最高限度額、町外業者は12万円というふうなこともあったり、そして恵那市も、市内業者は最高限度額24万円、市外業者は20万円、1キロワ

ット6万円と5万円なんです、安八町については三洋電機ですのもとどおりなんです、そういう変わったことをやっていて、むしろ手厚くしておるといことですね。

東日本の3・11の大震災から、特に原発の関係もあって補強しておるとい市町村が多いと思ふんです。ちなみにインターネットでここより安いところは、岐阜市が6万円ですか、上限。垂井町が8万円、羽島市が9万円、3市町だけなんです。あとは、山口市がうちと一緒にですね。現在なし、10.5万円ですか。あとは本当に、4市2町が多いんです。12万円とか、14万円等で非常に多いわけですけども、そういう点について、国の関係の単価の半分といことことで2万4,000円といことですが、市長にお尋ねしますが、市長は、福祉とか、いろんなものは他市町並みくらいはやりたいとい御意向と伺っておりますが、御担当の方は非常にシビアな形で、そのほかに自然エネルギーでいことことをやるよといことがあればまた別なんです、余りにも厳しいと思ふんですが、市長の考え方についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） ただいま太陽光発電の補助について御質問をいただいております。

この問題におきましては、クリーンなエネルギーといことことで、これは早くからいあるべきだといことことが言われてい中におきまして、今回、東日本大震災におきまして原発の事故が起きました。その中で、やはり国民の意向は脱原発が大体80%以上。こんなときに、はっきり申し上げまして、需要と供給のバランスからいきまして、やはり国の施策として抜本的な太陽光に補助を出すべきではないか。それが、国がいやるべきが各市町でいとなると、なかなか財源の関係から難しい。本当に今の政権与党であります民主党あたり、いことことにしっかりと、国の方が本当に原発のあれで、これからいような解決すべきにいどれだけ金を使うかわからん。いことことを思ったら、本当に抜本的に国が施策を打ち出すべく、また私は自分の主観としまして、いことことを思っている。いこと中におきましてのあれでいございまして、先ほど担当部長の方からお答えさせていただきました。国の施策が残念ながらい方向でいございまして、まだ減らすいような状況でいございます。市としましてはやらなくてはいけないことがたくさんいございます。本当はいこと道にもっと補助を出すべきかともい思いますが、私は、逆に国とか県にいことことの施策として取り組んでいいただくように要望しながら、市としましては、今の状況をかんがみまして、先ほど部長の方から答弁させていただきましたいようなあれで24年度は進めさせていただきますい、いことように考えていところでございますので、よろしく御理解をいただきますいようお願いをして、答弁とさせていただきます。

〔9番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 広瀬捨男君。

9番（広瀬捨男君） 本当に私は、住宅用太陽光、みんなでやるいことは大きい仕事だと

思いますし、やはりクリーンなエネルギーで、瑞穂市がほかの方でまた電気だとか、そういうことで並行していくということならですけど、そういう点についてはぜひ検討していただきたい。

私、一般質問させてもらったとき、国並みの7万円というやつで、経済対策で半分に出て、それを質問したら、ほかの名目で3万5,000円で7万円となって、いろいろありまして、今は1キロワット3万5,000円。7万円で約束したやつが3万5,000円で、今度2万4,000円。余りにもひどいと思うんです。新聞でもあのときいろんなことを書かれましたんですけども、そんなことはさておきまして、やはりもう少し、市長の言い分はわかるんです。担当部長を立ててみえるということもよくわかりますけれども、やはり岐阜県全体の考え方、インターネットで見えますとすぐわかるんですけど、そんな傾向じゃないんです。そんなこと、大した金じゃないと思うんです。節約するところがあると思いますので、それは検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 9番 広瀬捨男君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

#### 散会の宣告

議長（星川睦枝君） 本日はこれで散会します。

傍聴者の皆様方におかれましては、大変長らくありがとうございました。

散会 午後5時26分